

## 平成30年度 第4回 土壤汚染対策検討委員会 次第

日時：平成30年11月19日（月）午後1時30分から午後4時まで  
場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1) 都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について

(指針及び通知に係る検討について)

ア 指針事項1 調査⑥調査の特例

イ 指針事項2 対策①対策の目標及び措置の内容（第3回追加検討）

ウ 通知事項 ③経過措置への対応

エ 通知別紙 指針の技術的事項

①地下水調査（第2種、第3種の地下水調査）

②自然由来等の搬出先での管理

オ 指針（素案）について

(最終とりまとめ及び積み残し事項について)

カ 土壤汚染対策制度の見直し検討 最終とりまとめ（素案）について

キ 次年度にかけて検討を予定している事項について

#### (2) その他

### 3 閉 会

## 【配布資料】

- 資料 1 【指針事項 1 調査】⑥調査の特例
- 資料 2 【指針事項 2 対策】①対策の目標及び措置の内容（第 3 回追加検討）
- 資料 3 【通知事項 運用】③経過措置への対応
- 資料 4-1 【通知別紙 調査】指針の技術的事項①地下水調査（第 2 種、第 3 種の地下水調査）
- 資料 4-2 【通知別紙 対策】指針の技術的事項②自然由来等基準不適合土壌の搬出
- 資料 5-1 土壌汚染対策指針 改正案骨子
- 資料 5-2 東京都土壌汚染対策指針（素案）
- 資料 6 都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について（最終取りまとめ）（素案）
- 資料 7 次年度にかけて検討を予定している事項

- 参考資料 1 土壌汚染対策検討委員会設置要綱
- 参考資料 2 平成 30 年度第 3 回検討委員会議事録（委員限り）
- 参考資料 3 土壌汚染対策検討委員会における検討経過（平成 30 年度）
- 参考資料 4 改正条例案新旧対照表・規則案新旧対照表（委員限り）

## 別冊資料（委員のみ）

- 関連規程等、法改正関連資料（省令パブコメ）
- 検討委員会資料一式（平成 29 年度第 1 回～第 3 回、平成 30 年度第 1 回～第 3 回）
- 都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について（中間とりまとめ）
- 条例パブコメ関係資料

「土壤汚染対策検討委員会」委員名簿

[50音順・敬称略]

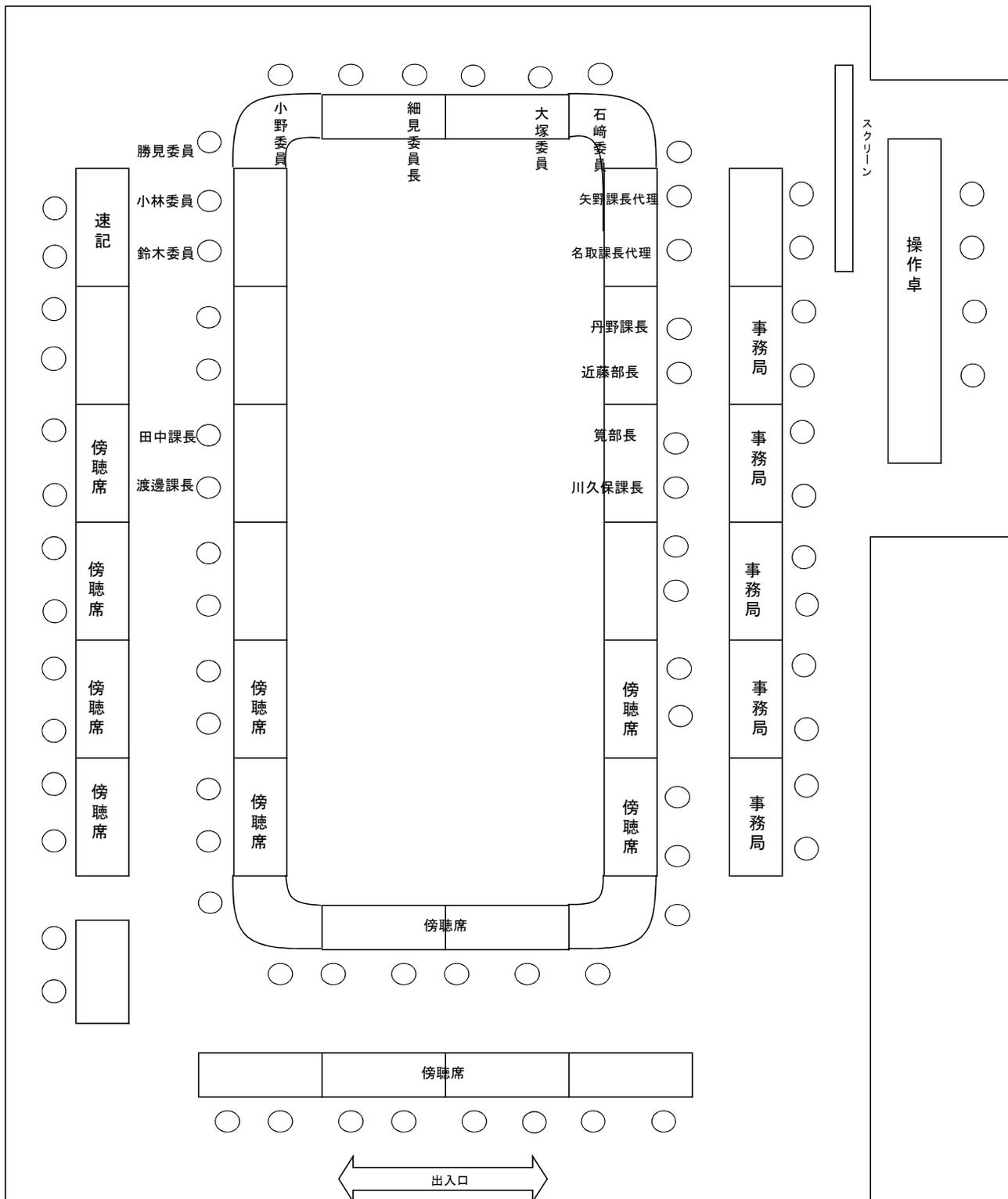
氏名	現職	専門分野
石崎 利一	全国中小企業団体中央会	中小企業経営
大塚 直	早稲田大学 法学部 教授	法律（環境法）
小野 恭子	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員	リスク評価
勝見 武	京都大学大学院 地球環境学堂 教授	地盤工学
小林 剛	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授	環境安全科学 環境動態解析
鈴木 弘明	一般社団法人 土壤環境センター 技術委員会 副委員長 (原所属：日本工営株式会社)	土壤汚染 調査・対策
(委員長) 細見 正明	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	環境化学工学 土壤汚染

「土壤汚染対策検討委員会」事務局名簿

氏名	所属
笥 直	環境局環境改善部長
近藤 豊	環境局環境改善技術担当部長
川久保 ルミ子	環境局環境改善部計画課長
渡邊 昇	環境局環境改善部化学物質対策課長
丹野 紀子	環境局環境改善部土壤地下水汚染対策担当課長
田中 利和	環境局多摩環境事務所環境改善課長
名取 雄太	環境局環境改善部化学物質対策課統括課長代理 (土壤地下水汚染対策総括担当)
矢野 明子	環境局環境改善部化学物質対策課課長代理 (土壤地下水汚染対策担当)

# 平成30年度 第4回 土壌汚染対策検討委員会 座席表

平成30年11月19日(月)  
 午後1時30分～午後4時  
 都庁第二本庁舎31階 特別会議室27



# 資料1

## 【指針事項1 調査】

### ⑥調査の特例

1

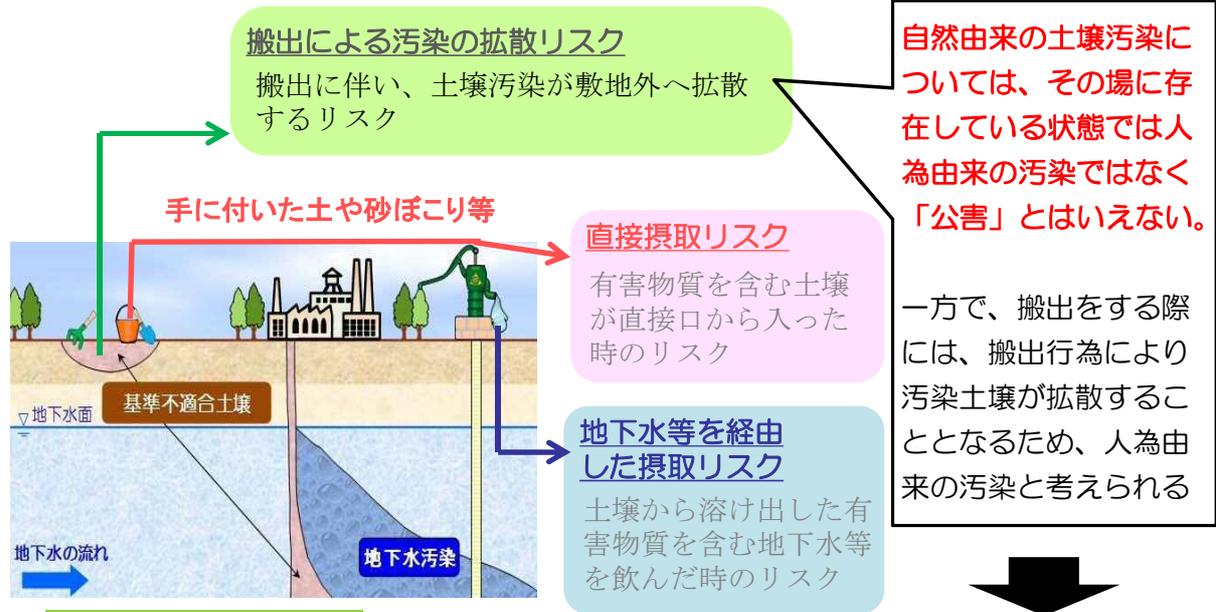
#### 調査の特例

検討項目	概要
① 自然由来、水面埋立材由来の既往調査結果の取扱い	
①-1 工場等の調査における自然由来等の既往調査結果の使用	指定調査機関が把握した自然由来等のみによる基準超過が判明した既往調査結果の使用について
①-2 土地改変時の調査における自然由来等の既往調査結果の使用	
①-3 専ら自然由来、水面埋立材由来による土壤汚染であることを確認する条件	自然由来や水面埋立材由来の土壤汚染であることを確認する条件
② 埋立地で地下水利用が見込まれない地域における適用除外	埋立地等で地下水利用が見込まれない地域における土壤汚染調査要請、土壤地下水汚染対策計画書、地下水調査等について
③ 操業中の自主調査結果等の使用	操業中の自主調査結果等を工場等廃止後の調査に活用する場合について
④ 深度限定による調査	土地改変を契機とする調査において、深度限定をして汚染状況調査を実施する場合について

2

## 論点③ 自然由来等汚染土壌の取り扱い

H29年第1回  
資料1



### 見直しの方向性(案)

自然由来等汚染土壌については、法が規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、**搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用することを検討する。**(詳細は第2回において検討予定)

3

## ①自然由来、水面埋立材由来の既往調査結果の取扱い

### 現行条例

第122条(適用除外)

第113条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。

2 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌

### 条例改正案

第122条(適用除外)

第113条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。

二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所(汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。)の土壌

2 前項第2号の規定にかかわらず、第113条から前条までの規定は、前項第2号の土壌については、当該場所からの土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用する。

4

## ①-1 工場等の調査における自然由来等の既往調査結果の使用

### 工場等の調査 (第116条第1項、第116条の2第1項)

#### 1 土壌汚染状況調査

##### 1-1 特定有害物質の使用、排出等の状況 (文献調査)

既往調査、台帳、資料、ヒアリング等で把握

##### 1-2 特定有害物質による土壌等の汚染状況 (試料採取)

土壌調査等で把握

指定調査機関  
が実施



#### 指針改正の考え方

指定調査機関による1-1の文献調査で、**自然由来、水面埋立材由来**が確認されている場合は、その場所(位置、深度)については1-2の試料採取は不要

5

## ①-2 土地改変時の調査における自然由来等の既往調査結果の使用

土地利用の履歴等調査届出書  
(第117条第1項)

既往調査で自然由来、水面埋立材由来のみの汚染土壌あり

汚染のおそれあり

土壌汚染状況調査報告書  
(第117条第2項)

指定調査機関が、  
自然由来、水面埋立材由来であることの  
地歴調査結果を報告

⇒自然由来、水面埋立材由来であると認められる

汚染拡散防止計画書提出書  
(第117条第3項)

台帳調製

汚染拡散防止措置完了届出書  
(第117条第6項)

汚染土壌を搬出する場合のみ必要

#### 指針改正の考え方

第117条第1項の地歴調査で自然由来、水面埋立材由来のみの汚染土壌があった場合、第117条第2項において指定調査機関がその旨報告を行うことで自然由来、水面埋立材由来であると認められ、台帳が調製される。以降は搬出についてのみ届出が必要

6

### ①-3 専ら自然由来、水面埋立材由来による土壌汚染であることを確認する条件

自然由来の汚染土壌であることを確認する条件は、法と合わせる。

#### 自然由来の汚染土壌であるかを確認する条件※

汚染原因が不明であること(人為由来・水面埋立用材料由来でないこと)

第2種(シアン除く)であること

含有量(全量分析)が概ね上限値の目安の範囲内であること

局在性が認められないこと

第二溶出量基準に適合すること

※土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂版第2版)Appendix3\_1  
「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見の募集(パブリックコメント)について」をもとに検討

上記の条件が確認されており、法の自然由来特例調査を実施した場合、  
→法の特例調査の結果を汚染状況調査として報告でき、  
改めて土壌試料の採取、分析は不要とする

7

### ①-3 専ら自然由来、水面埋立材由来による土壌汚染であることを確認する条件

水面埋立材由来の土壌汚染であることを確認する条件は、法に合わせる。

#### 水面埋立材由来の汚染土壌であるかを確認する条件※ (埋立特例地域と同じ)

昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法により埋立または干拓の事業により造成が開始された土地であること(廃棄物を埋め立てられている場所を除く)

大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法により埋立または干拓の事業により造成が開始された土地であること  
(廃棄物を埋め立てられている場所を除く)

(第1種、第3種及びシアンが土壌含有量基準及び土壌溶出量基準に適合に限る)

汚染状態が人為由来でないこと

土壌含有量基準及び第二溶出量基準に適合すること

※「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見の募集(パブリックコメント)について」をもとに検討

上記の条件が確認されており、法の埋立特例調査を実施した場合、  
→法の特例調査の結果を汚染状況調査として報告でき、  
改めて土壌試料の採取、分析は不要とする

8

## ② 埋立地で地下水利用が見込まれない地域における適用除外

### <地下水汚染地域の調査要請について>

#### 条例改正案

第115条(地下水汚染地域における土壤汚染の調査要請等)

知事は、**特定有害物質による地下水の汚染が認められる地域があるときは**、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該工場又は指定作業場の敷地内の特定有害物質による土壤等の汚染状況の調査(以下「**汚染状況調査**」という。)を実施し、**及びその結果を報告するよう求めることができる。ただし、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。**

#### 条例施行規則改正案

第55条

3 条例第115条第1項ただし書及び第116条第4項第2号ただし書に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること。
- 二 第55条第3項第1号の表下欄に規定する地下水の利用状況等に係る要件のうちアからウまでに該当する取水口がなく、かつ、**将来にわたって状況が変わる見込みがない土地であること。**

※以下、本資料内において、「**規則55条3項地域**」という。

- ・**規則55条3項地域**では、地下水の汚染が認められる地域であっても、**第115条第1項の有害物質取扱事業者への調査の要請は発出されない。**

9

## ② 埋立地で地下水利用が見込まれない地域における適用除外

### <土壤地下水汚染対策計画の作成・提出義務について>

#### 条例改正案

(工場等の廃止又は施設等の除却時の義務)

第116条 次の各号に掲げる者は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。(略)

4 知事は、第1項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超える場合で、かつ、当該土地が次の各号のいずれかに該当するときは、工場等廃止者又は施設等除却者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、**土壤地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壤汚染が、当該工場等廃止者又は施設等除却者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。**

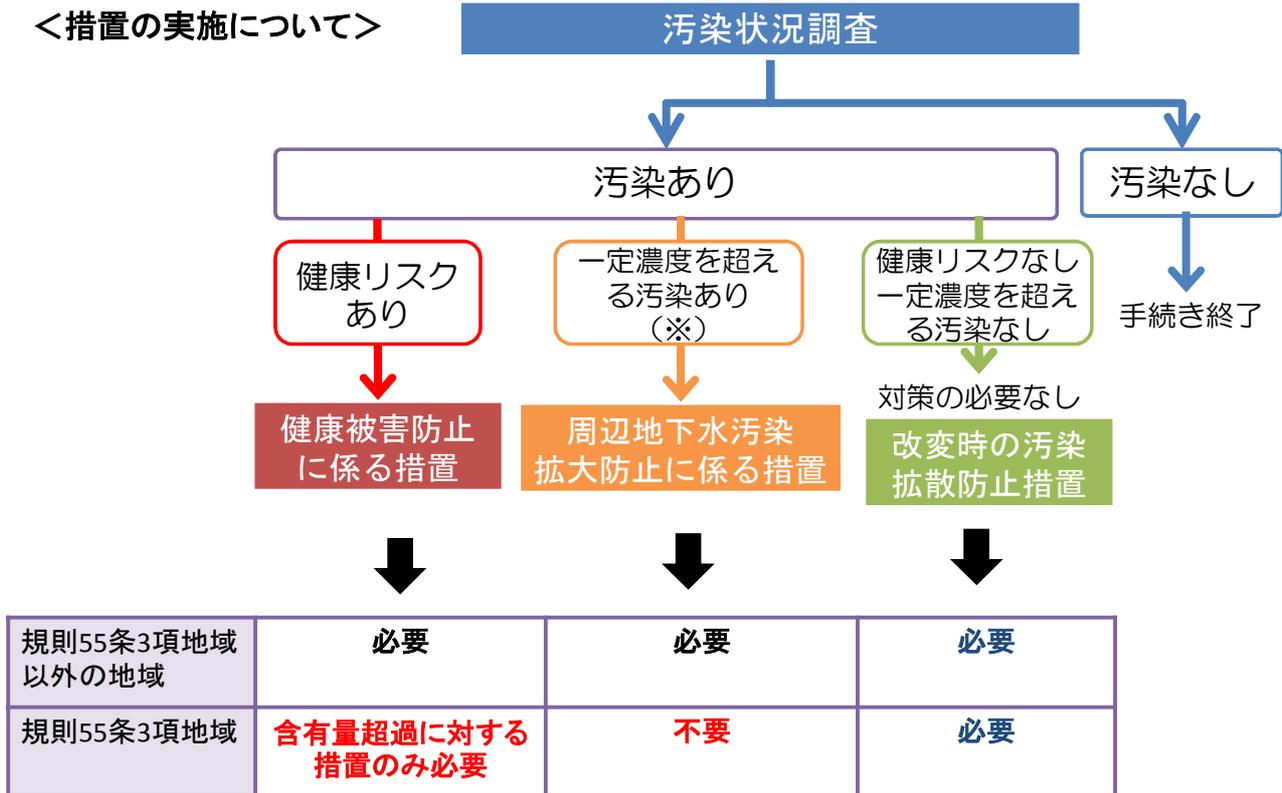
- 一 当該土地の状況が、土壤汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。
- 二 当該土壤汚染が規則で定める基準に該当するとき(**将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときは除く。**)。

**規則55条3項地域**は、地下水の汚染が認められる地域であっても、**土壤地下水汚染対策計画書の提出及びその後の汚染の除去等の措置に係る規定が適用にならない。**

10

## ② 埋立地で地下水利用が見込まれない地域における適用除外

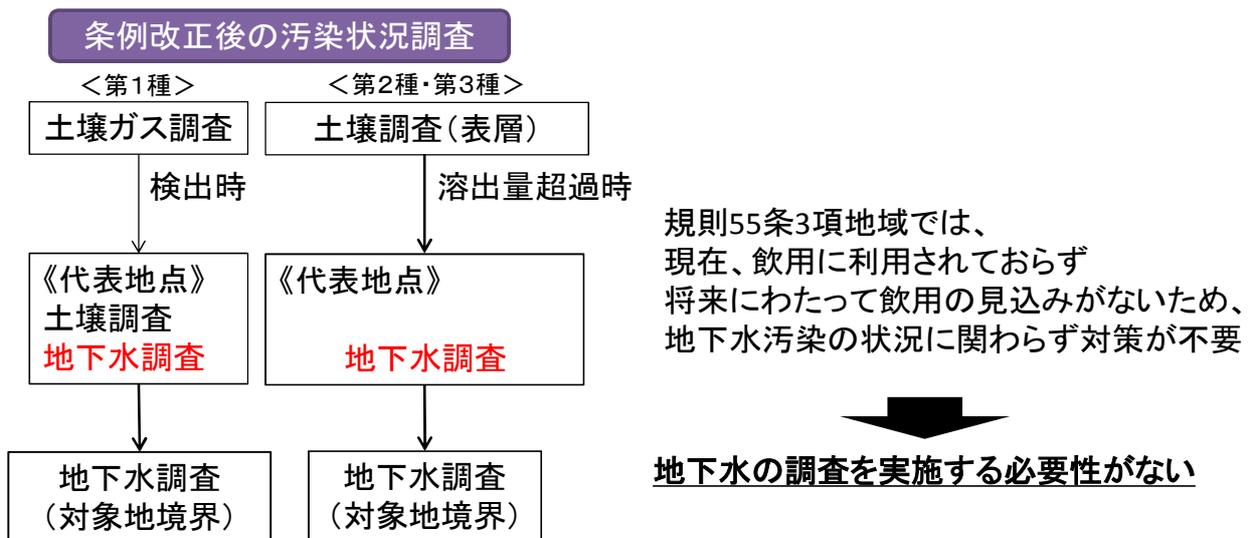
＜措置の実施について＞



(※) 第二溶出量基準超過の土壌がある場合 又は 第二地下水基準超過の地下水がある場合 11

## ② 埋立地で地下水利用が見込まれない地域における適用除外

＜地下水調査について＞



指針改正の考え方

規則55条3項地域では、汚染状況調査において地下水調査は不要

### ③ 作業中の自主調査結果等の使用

#### 見直しの方向性

作業中の調査又は対策を実施した場合には、廃止時の調査において、その結果を地歴(文献調査)として活用できる。

#### 過去に自主調査等を行った場合の特例

作業中に指定調査機関が敷地の一部の調査・届出・対策を実施



事業者が実施

- ・過去の調査結果
- ・事業者資料
- ・公的資料(化学物質適正管理報告、PRTR等)



実施済みの範囲について新たな汚染のおそれがないと認められる場合

⇒新たな試料採取等の調査を不要とする

#### 指針改正の考え方

過去に条例に基づく調査結果を報告した場所において、事業者が特定有害物質の使用、排出等の状況の調査を実施し、特定有害物質による汚染のおそれが生じていないと認められる場合については、その範囲について、試料採取等を実施しないことができる。

13

### ④ 深度限定による調査

改正法では、土地の形質変更を契機とした調査において、深度を限定した調査を実施できることを検討



条例の土地改変を契機とする調査においても同様の考え方を採用できると考えられる。



#### <土地改変を契機とする調査>

土壤汚染状況調査報告書

- ・第116条第1項のうち施設等の除却時
- ・第116条の2第1項 自主調査
- ・第117条第2項 土地の改変時

#### 指針改正の考え方

土地改変を契機とする調査においては、法と同様の深度限定の調査を認める。その際の方法は法に合わせる(ただし、地下水は試料採取等の対象となる)

14

## 資料 2

### 【指針事項 2 対策】

#### ① 対策の目標及び措置の内容 (第3回追加検討)

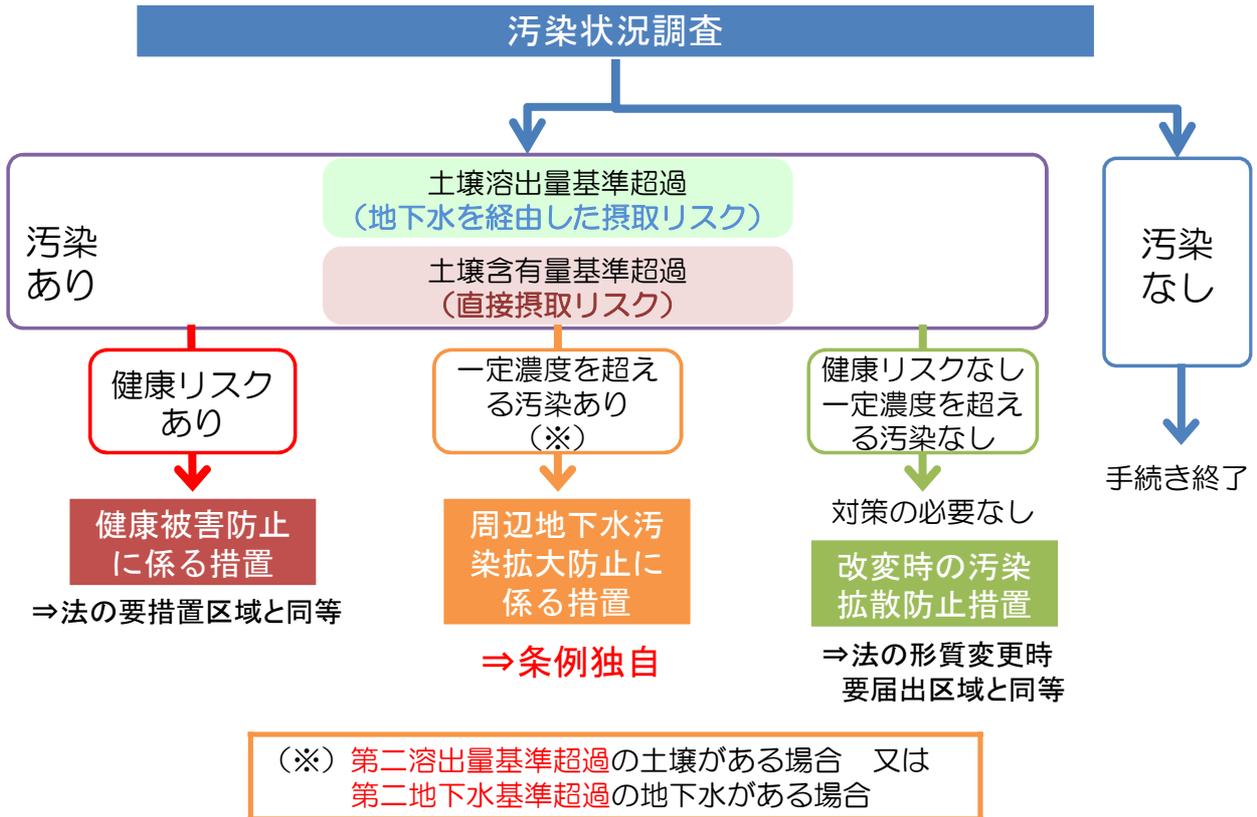
1

### 本資料の検討課題

#### 前回の宿題

区域の名称をわかりやすくまとめること。

検討項目	概要
区域の名称	前回検討時5つに分類した区域を3つに変更



3

①区域の名称 汚染状態等による区域の区分

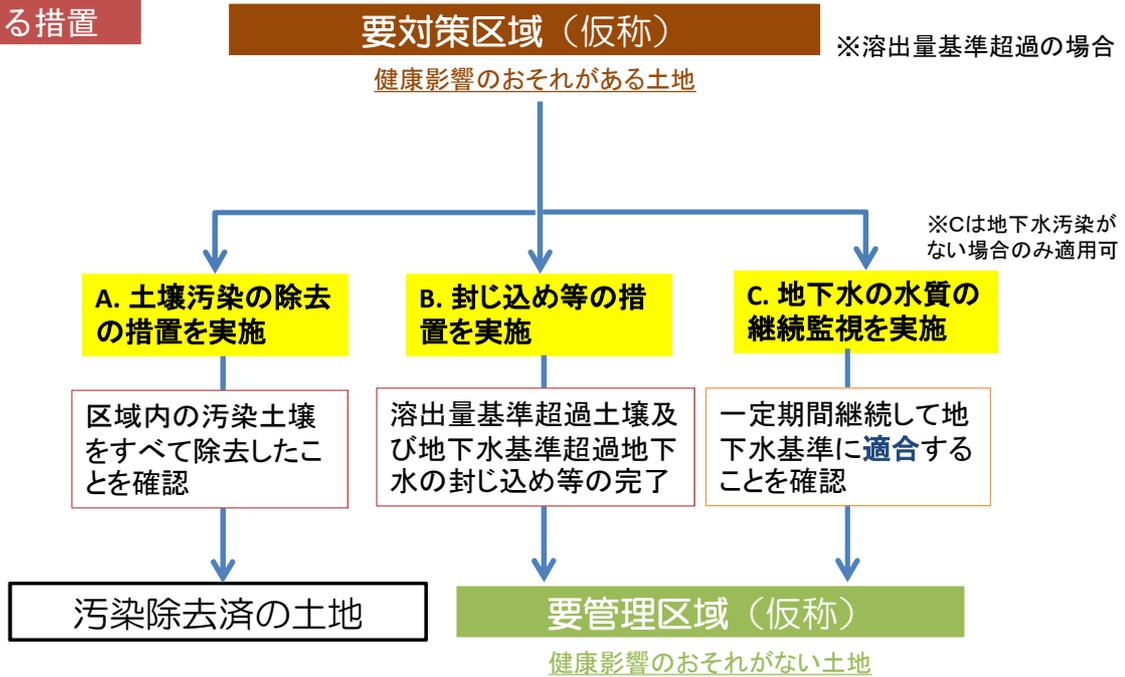
汚染状態等		第3回検討会案	今回提案	法の区域
健康リスクあり	地下水汚染あり	要対策区域	要対策区域	要措置区域
	地下水汚染なし	地下水基準監視区域		
	含有量基準超過	—		
一定濃度を超える汚染あり	対象地境界で第二地下水基準超過あり	地下水汚染拡大防止区域	地下水汚染拡大防止区域	要措置区域 or 形質変更時要届出区域
	対象地境界で第二地下水基準適合	第二地下水基準監視区域		
上記以外		要管理区域	要管理区域	形質変更時要届出区域

※要対策区域と地下水汚染拡大防止区域は、重なる場合がある。  
 (例: 飲用井戸が近くにあり、一定濃度を超える汚染がある場合)

4

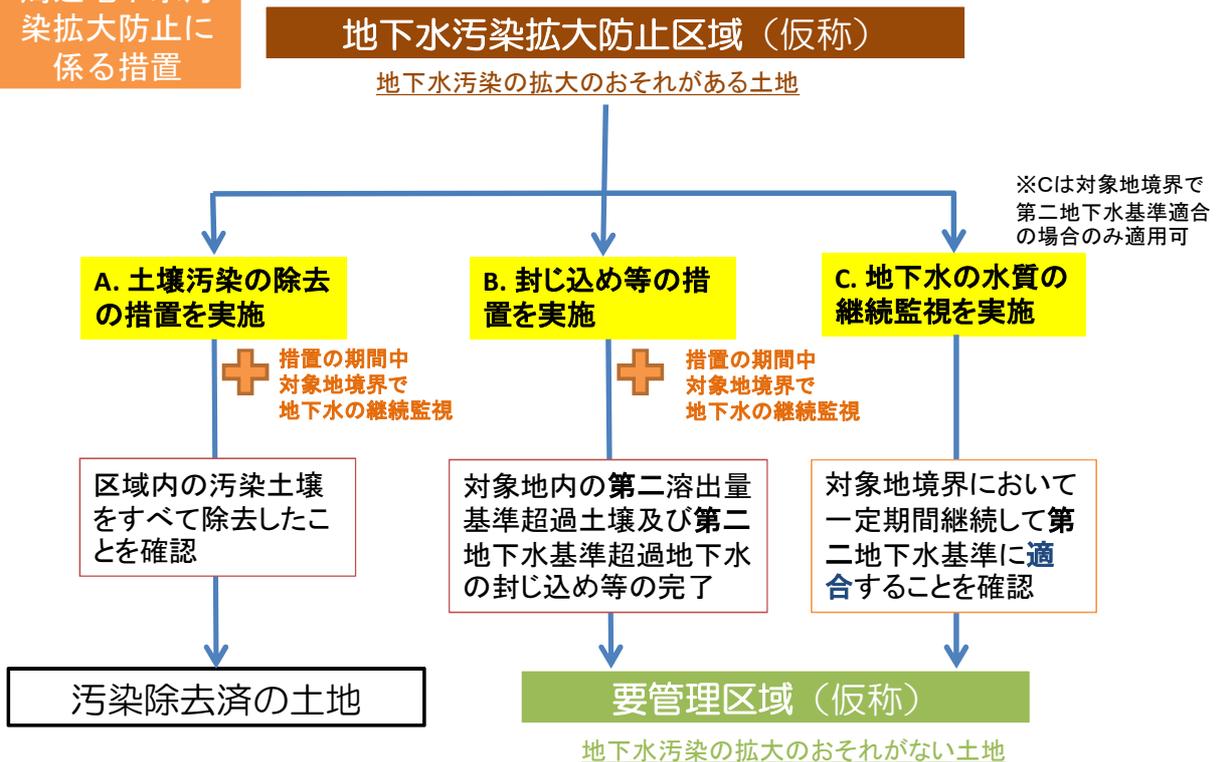
# ①区域の名称 要対策区域に必要な対策

健康被害防止に係る措置



# ①区域の名称 地下水汚染拡大防止区域に必要な対策

周辺地下水汚染拡大防止に係る措置



# ①地下水汚染拡大防止区域で実施する地下水の水質の継続監視

## 周辺地下水汚染拡大防止に係る措置

地下水汚染拡大防止区域においては、対象地境界での「地下水の水質の継続監視」の実施が必須となる。

⇒監視の頻度・期間は、対策実施前の地下水の汚染状態に応じて設定

		測定頻度	期間
対策実施前の地下水の汚染状態	地下水基準適合	年1回	法で検討している「地下水の水質の測定」の終了要件と合わせる
	地下水基準超過	年2回	
	第二地下水基準超過	年4回	期限の定めなし
	対象地境界で第二地下水基準超過(※)	年4回	併用して実施する措置の期間中

※対象地境界で第二地下水基準超過の場合には、封じ込め等の措置が必須となり、その期間中、地下水の水質の継続監視を実施する。

7

# ①区域の名称 要管理区域に必要な対策

改変時の汚染  
拡散防止措置

要管理区域（仮称）

対策の義務はないが、土地  
改変に伴って実施

健康リスクや地下水汚染の拡大のおそれがない土地

A. 土壌汚染の除去  
の措置を実施

B. 封じ込め等の措  
置を実施

区域内の汚染土壌  
をすべて除去したこ  
とを確認

封じ込め等の完了

汚染除去済の土地

要管理区域（仮称）

健康リスクや地下水汚染の拡大のおそれがない土地

8

## 資料 3

### 【通知事項 運用】

#### ③経過措置への対応

1

### 経過措置の検討状況【時点修正】

#### 経過措置(条例)の考え方

○次の場合には改正前の規定を適用

条文	条件
第114条	施行の前に汚染処理の命令が発出されているとき
第115条	施行の前に調査要請がされているとき
第116条	次のいずれかに該当するとき ①施行前に工場等が廃止されているとき ②施行前に汚染状況調査が報告されているとき
第117条	施行の前に汚染状況調査が報告されているとき(※地歴調査ではない)
第122条	施行前の規定によることとされた行為に関する適用
指導・勧告・罰則	施行前の規定によることとされた行為に関する適用

・第116条については、廃止の日が施行前であれば、改正前の規定により調査義務が生じていることになるため、法的安定性の観点から廃止日基準を原則とした。  
 ・ただし、施行日以降に廃止する予定の工場等において、改正前の規定に基づき施行前に汚染状況調査を実施し報告した事業者については、既に義務を果たしているものとして、報告日基準の考え方を適用することとした。

2

## 経過措置の検討状況

### 課題①

第116条について、施行日前に工場等を廃止しており、その後未調査のまま施行日を迎えた事業者については、改正前の規定(以下本資料において「旧規定」という。)が適用される。

(例)・都通知に基づき調査を猶予されている土地  
(建物の解体が数十年後になることもありうる)

➡ 旧規定に基づいて調査・対策を実施する必要がある。

### 課題②

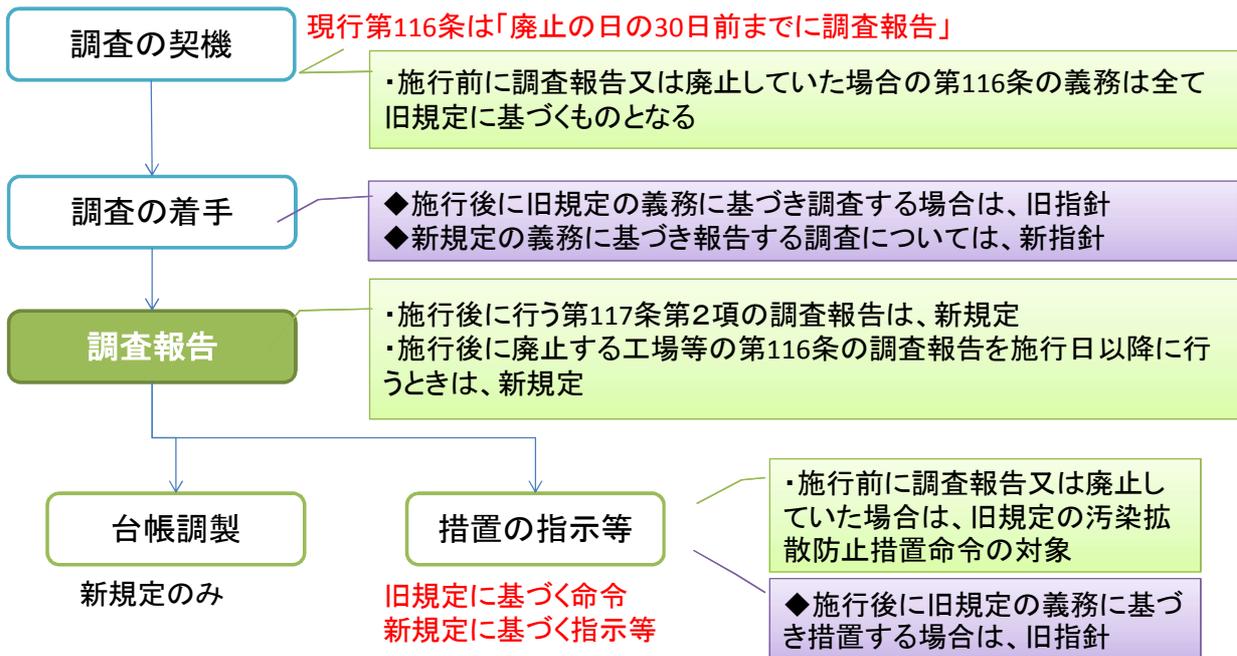
第116条について、将来の廃止に向けて、又は第117条について、施行の前に第1項の地歴調査を実施した後、既に改正前の指針(以下「旧指針」という。)による汚染状況調査に着手していた者であっても、改正後の規定(以下本資料において「新規定」という。)が適用される。

➡ 新規定に基づいて調査・対策を実施する必要がある。

このことによって生じる問題の整理との運用上の対応を検討する必要がある

3

## 経過措置の課題



4

## 経過措置（適用に関するその他の事項）

工場等廃止時の調査報告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場等の廃止の日が施行日以降であれば、改正後の規定が適用される</li> <li>・<b>施行前に、改正前の規定に基づく調査報告を行うこともできる</b></li> </ul>
調査猶予	<p>工場等の廃止の日が施行日以降であれば、改正後の規定が適用される</p> <p>← ・施行前に廃止していた場合は、旧規定による扱い</p>
施行の前に地歴調査があった土地	汚染状況調査は改正後の規定により実施
調査報告があった場合の台帳の調製	施行日以降に汚染状況調査が報告された土地が対象
汚染地改変時の義務	<p>← ・施行前に調査報告・廃止していた場合は、新規定の台帳・汚染地改変の対象外</p>
指針に基づく調査	<p><b>改正後の調査と同等程度の内容であれば、施行の前に実施した調査も認める</b></p> <p>← ◆施行前に旧指針に基づき調査に着手していた場合でも、新指針相当</p>

5

## 本資料の検討課題

### 検討課題

### 経過措置への運用上の対応について

検討事項	概要
(1) 旧規定による義務とされた場合に、新指針によっておこなった調査・措置の扱い	施行後に旧規定の義務に基づき調査・措置する場合、新指針の方法で行った際の旧指針への読替えを整理
(2) 施行の前に旧指針調査に着手していたものの、新規定の義務による調査報告時の扱い	調査着手の判断の方法と、旧指針の方法で行った調査の新指針への読替えを整理
(3) 新規定で新たに導入された各種制度について、旧規定の義務とされたときの運用の考え方	規則56条4項地域、調査猶予、台帳、未調査地公表等について、新規定の趣旨をふまえての運用の考え方を整理
(4) 旧規定に基づく調査、措置を行った土地において、再度の調査契機が生じたときの扱い	当該土地の汚染のおそれの評価等を整理

6

## (1) 旧規定による義務とされた場合に、新指針によっておこなった調査・措置の扱い①調査

### 原則となる考え方

- ・旧規定の義務なので、旧指針が適用
- ・新指針の方法で行った場合でも、旧指針が求める内容を満たしていれば、旧規定の義務が果たされたと判断可能

	旧指針	新指針	新⇒旧の読替え
法重複案件	法の方法によることができる	土壌は法の方法で良い。地下水調査は条例独自	新の方が範囲が広いので読替え可能
対象物質	有害物質	特定有害物質(一部追加あり)	新の方が範囲が広いので読替え可能
分解生成物等		親物質、四塩化炭素の分解生成も追加	新の方が範囲が広いので読替え可能
有害物質の使用・排出の状況	事業者による使用・排出の状況	調査対策の経緯、深度方向情報、自然由来等を追加	新の方が範囲が広いので読替え可能
起点の設定	法の調査の起点を利用可能	既往調査の起点も利用可能	支障が生じないので読替え可能
深度方向調査(土壌)	概況で汚染のあった(又はガス検出)全地点	第1種はガス調査の代表地点のみ。第2種・第3種は不要	調査していない範囲・深度は全て汚染ありと評価するので読替え可能
深度限定(土壌)	既に廃止されている工場等であり、深度限定となる調査契機なし		

7

## (1) 旧規定による義務とされた場合に、新指針によっておこなった調査・措置の扱い①調査

	旧指針	新指針	新⇒旧の読替え
地下水調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概況で汚染のあった(又はガス検出)全地点</li> <li>・ボーリング孔内水</li> <li>・10mまでに地下水なければ採取していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス調査又は表層の汚染の代表地点</li> <li>・代表地点で汚染があった場合には対象地境界</li> <li>・井戸又はボーリング孔内水</li> <li>・原則として10m以深でも地下水採取</li> </ul>	<u>全地点から代表地点に減らすにあたって、対象地境界の調査を追加し、かつ10m以深でも調査することとしていることから、読替えても差し支えないと考えられる</u>
調査省略	規定なし(法第14条申請により法の規定を適用させる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法と同様に省略を可能とする</li> <li>・地下水調査の省略時評価は条例独自</li> </ul>	省略した土地は汚染状態が最大で評価されるので、読替えは可能



- ・ 調査結果の読替え自体は可能と判断できる。
- ・ 読み換えた結果により、汚染土壌処理基準を超える土壌があった場合は、旧規定に基づく汚染拡散防止命令の対象となる。
- ・ ただし、措置実施にあたっては、汚染が帯水層に接しているか等を判断するために、追加で詳細調査が必要になることがある。(次スライド)

8

(1)旧規定による義務とされた場合に、新指針によっておこなった調査・措置の扱い②措置

原則となる考え方

- ・旧規定の義務なので、旧指針が適用
- ・新指針の方法で行った場合でも、旧指針が求める内容を満たしていれば、旧規定の義務が果たされたと判断可能

	汚染が帯水層に達している		汚染が帯水層に接していない
	地下水汚染の原因	地下水汚染の原因でない	
旧規定	措置必要	変更範囲は措置必要 それ以外は措置不要	変更範囲は措置必要 それ以外は措置不要

	旧指針	新指針	新⇒旧の読替え
「汚染が帯水層に達している」「対象地周辺の地下水汚染の原因となっていないとき」の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の汚染深度は詳細調査で把握済</li> <li>・地下水調査で地下水基準を超過している地点があるとき、判断の対象</li> <li>・「周辺の地下水汚染の原因」については、判断が不統一（「敷地境界での地下水汚染の有無」という判断例あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の汚染深度は不明（深度方向全て汚染有と評価されるため、帯水層に接していることになる）</li> <li>・代表地点で地下水汚染があった場合は、<u>対象地境界の地下水を調査済</u></li> <li>・措置時に詳細調査により汚染深度を確定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象地周辺の地下水汚染の原因となっていない」ことの判断</li> <li>① 代表地点で地下水汚染がなく、対象地境界の調査を要しないとき</li> <li>② <u>対象地境界で地下水汚染がないとき</u>（地下水基準適合）</li> </ul>

9

(1)旧規定による義務とされた場合に、新指針によっておこなった調査・措置の扱い②措置

新規定の対策要件は旧規定と異なる。

溶出量基準超過時	健康リスクあり	健康リスクなし	
		重複あり	一定濃度を超える汚染なし
新規定	健康被害防止の措置が必要	一定濃度を超える汚染あり 地下水汚染拡大防止の措置が必要	一定濃度を超える汚染なし 変更範囲は措置必要 それ以外は措置不要

	旧指針	新指針	新⇒旧の読替え
溶出量超過時の対策目標及び適用可能な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶出量基準が処理基準以下となるか、汚染土壌を適切に封じ込めることを目標とする</li> <li>・土壌汚染の除去、汚染土壌の封じ込めに係る各種措置が選択可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康リスク、一定濃度を超える汚染でそれぞれ目標が異なる（重複もありえる）。目標土壌濃度の考え方や、「一定濃度～」のときは、溶出量基準以下としなくてもよい。</li> <li>・選択可能な措置として、汚染土壌の封じ込めにあたらない、地下水質の継続監視、地下水汚染の拡大の防止を追加</li> <li>・一定濃度を超える土壌汚染の除去の措置を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧指針の目標を達成できる措置については、新指針の措置は全て適用可能</li> <li>・<u>目標土壌濃度の考え方による、対象地境界での地下水基準以下を達成できる措置は、後述の「任意台帳」の対象とする場合のみ適用可能</u></li> </ul>

10

## (1) 旧規定による義務とされた場合に、新指針によっておこなった調査・措置の扱い②措置

	旧指針	新指針	新⇒旧の読替え
含有量基準超過があった場合の対策目標及び適用可能な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>含有量基準が処理基準以下となるか、人と汚染土壌との接触を遮断することを目標とする</li> <li>土壌汚染の除去、汚染土壌の被覆に係る各種措置が選択可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選択可能な措置として、立入禁止を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧指針の目標を達成できる措置については、新指針の措置は全て適用可能</li> <li>立入禁止措置は、後述の「任意台帳」の対象とする場合のみ適用可能</li> </ul>
施行の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全対策の中で、汚水の対象地外への排出防止のための集水設備等、周辺モニタリング等を求めている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として法の施行の基準によることとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規定で強化したので、読替えは可能</li> </ul>
汚染土壌の搬出・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>法に準拠した規定を指針で独自に規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として法の規定による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規定で強化したので、読替えは可能</li> </ul>
指針の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>法の区域指定があった土地は汚染拡散防止の措置完了とみなす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域指定のみでは措置完了とみなさない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規定により、計画作成及び措置完了届出の手続を行うことは支障ない</li> </ul>

- 措置の読替えは、多くは可能。新指針で追加する措置は、その後の土地管理を要するものなど、条件を付すべき場合がある。

11

## (2) 施行の前に旧指針調査に着手していたものの、新規定の義務による調査報告時の扱い

### 原則となる考え方

- ・新規定の義務なので、新指針が適用
- ・施行前に調査に着手し、旧指針の方法で行った場合でも、新指針と同等程度の内容であれば、新指針によるものとして認める
- ・「調査に着手」の考え方は、クロロエチレンを土壌の規制対象となる有害物質に追加したとき(平成29年4月1日)に整理済。

土壌汚染対策法及び環境確保条例における規制対象物質の追加及び経過措置について(通知)別紙  
([http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/ordinance/text.files/02\\_bessi\\_syousaiHP.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/ordinance/text.files/02_bessi_syousaiHP.pdf))

(3) 117条2項の「調査に着手」の定義は、対策指針の「第2 2」の調査(汚染状況調査)に着手したことをいう。具体的には、以下のいずれかにおいて判断することを原則とする。

ア 土壌ガス・土壌試料採取日(以下「採取日」という。)が施行前であること(従来通りの報告書の添付書類で判断可)。

イ 採取日が施行後の場合、指定調査機関が発行する着手届において汚染状況調査の着手日が施行前であること。

(7) 着手した作業は、対策指針の「第2 2」の調査に定める作業のいずれかに限ること。

(1) 同一調査機関が地歴調査と汚染状況調査の双方を受託している場合、契約が別建てとなっている場合は、地歴調査の結果を引用する場合にあっても、汚染状況調査の契約に基づく作業の着手日とすること。

(ウ) 汚染状況調査を複数回に分けて実施している場合においては、当該行政報告を行う汚染状況調査の契約に基づく作業の着手日とすること。

ウ 過去の調査結果を利用して117条2項の報告をする場合は、実際の採取日ではなく、当該行政報告に係る契約に基づく作業の着手日とすること。

(4) 経過措置による改正後の規則及び対策指針の適用除外については、おおむね施行後半年程度の間には報告されるものが該当すると見込んでいるが、これ以降に報告されるものについては、着手の確認を厳格に行う。

12

## (2) 施行の前に旧指針調査に着手していたものの、新規定の義務による調査報告時の扱い

	旧指針	新指針	旧⇒新の読替え
法重複案件	法の方法によることができる	土壌は法の方法で良い。地下水調査は条例独自	重複案件でも、地下水調査は実施が必要
対象物質	有害物質	特定有害物質（一部追加あり）	<u>シスー1, 2-ジクロロエチレンで調査した場合の取扱いは、国の通知を見てから整理</u>
分解生成物等		親物質、四塩化炭素の分解生成も追加	・ジクロロメタンの調査の要否は、クロロエチレン追加のときと同様に判断 ・親物質の調査は、国通知を見て整理
有害物質の使用・排出の状況	事業者による使用・排出の状況	調査対策の経緯、深度方向情報、自然由来等を追加	・調査対策の経緯、自然由来等については、これまでも指導で求めている ・深度限定調査の規定がないので深度方向情報はなくても大きな支障はない
起点の設定	法の調査の起点を利用可能	既往調査の起点も利用可能	支障が生じないので読替え可能
深度方向調査（土壌）	概況で汚染のあった（又はガス検出）全地点	第1種はガス調査の代表地点のみ。第2種・第3種は不要	全ての土壌の汚染深度を把握できるので読替え可能

13

## (2) 施行の前に旧指針調査に着手していたものの、新規定の義務による調査報告時の扱い

	旧指針	新指針	旧⇒新の読替え
地下水調査	・概況で汚染のあった（又はガス検出）全地点 ・ボーリング孔内水 ・10mまでに地下水なければ採取していない	・ガス調査又は表層の汚染の代表地点 ・代表地点で汚染があった場合には対象地境界 ・井戸又はボーリング孔内水 ・原則として10m以深でも地下水採取	・調査地点のうち最も下流側の結果を対象地境界の結果として読み換えて良い ・地下水位が10m以深で地下水を採取していない場合、追加で地下水を代表地点で採取するか、帯水層まで汚染が到達していないことについての補強となる説明を要する
調査省略	規定なし（法第14条申請により法の規定を適用させる）	・法と同様に省略を可能とする ・地下水調査の省略時評価は条例独自	省略しないので支障ない

- ・ 特定有害物質の追加、親物質・分解生成物は、国通知による過去調査・措置後の地歴の扱いを見てから整理する。
- ・ 地下水調査については、新規定の方法による追加調査の可能性がある。
- ・ 新規定の義務による調査であることから、読み換えた結果を用い、新規定に基づく土壌汚染の除去等の指示や汚染地改変時の規制、台帳調製がなされる。

14

## (1)(2) 共通事項(旧規定の義務によるときの様式の取扱い)

**原則となる考え方** 旧規定の義務によるときは、その旨が明確に分かるようにすること。

### 調査

- 原則として、旧指針の方法で調査したときは改正前の規則様式を用いる。
- 新指針の方法で調査したときは、改正後の規則様式を用いてもよい。このとき、「改正前の条例第116条第1項の規定に基づき」と本文に記載する。

### 措置

- 原則として、旧規定の汚染拡散防止措置のときには、改正前の規則様式を用いる。
- 改正後の規則様式を用いるときは、「改正前の条例第116条第3項の規定に基づき」と本文に記載し、様式を次のとおり使い分けること。
  - ① 対象地周辺の地下水汚染の原因となっているため封じ込めや除去の措置を行うとき、又は含有量基準超過土壌の被覆を要するときは、「土壌地下水汚染対策計画書」の様式を用いる。
  - ② ①以外の場合で、掘削を行う範囲の拡散防止については、「汚染拡散防止計画書」を用いる。

15

## (3) 新規定で新たに導入された各種制度について、旧規定の義務とされたときの運用の考え方

**原則となる考え方** • 新規定による新たな制度について、旧規定義務の場合であっても、趣旨を汲んで運用で実施することは妨げない。

新規定による制度	旧規定による扱い	運用の例
将来にわたり地下水の利用が見込まれない地域における適用除外	・周辺の地下水汚染の原因とみなされれば対策が必要 ・地下水調査が必要	・新制度では措置義務を課さない土地であることから、汚染拡散防止命令を発出しないことができる ・上記の理由により、地下水調査を実施しないことも認めてよい
地下水飲用リスクがあるときの措置義務	・措置の要否には関係なし(地下水汚染があれば対策)	・溶出量超過のみで地下水汚染がない土地についてのモニタリングは、義務付けはできないが、実施が望ましい
第116条調査猶予	・条例上の制度はない ・平成16年都通知により猶予の扱いをしている	・今後は新規定に準拠した手続きに移行することを、改めて通知で示す

16

### (3) 新规定で新たに導入された各種制度について、旧規定の義務とされたときの運用の考え方

新规定による制度	旧規定による扱い	運用の例
土地の所有者等による調査措置	・条例上の制度はない ・現場では運用で受理しているケースあり	・合意のもとで土地の所有者等が調査、措置等を行うことは、調査対策の実施を推進する立場から望ましいため、認めて差し支えない
操業中自主調査	施行前に既に廃止されていることから、対象外	
台帳	・条例上の制度はない	・届出者の同意が得られれば、新规定に準拠して「任意の台帳」を調製することが望ましい
汚染地の改変	・汚染拡散防止計画書の提出の対象となるケースが多数 ・拡散防止完了済の土地で汚染残置されている土地は、改変時の計画書提出は通常求めている	・汚染が残置される土地は、法第14条の申請を促すか、「任意の台帳」の対象とすることが望ましい ・新规定に準拠して汚染地改変時の計画書提出を行うことが望ましい
未調査地公表	・条例上の制度はない	・公表は難しいが、希望者が閲覧可能な情報として整備しておくことが望ましい

17

### (4) 旧規定に基づく調査、措置を行った土地において、再度の調査契機が生じたときの扱い

#### 原則となる考え方

- ・新たな義務者の義務として、新规定上不足している調査、措置が必要などときには実施する。
- ・旧規定に基づく義務は既に果たされていることに留意する。

#### 調査

- ・旧指針による調査結果は、過去の調査結果として把握の対象となる。
- ・(2)の旧⇒新の読替えに基づき、不足している調査の実施が必要となる場合がある。
- ・調査対象物質が追加されたことによる、過去に措置を行った土地の汚染のおそれの評価は、国通知に準じる。

#### 措置

- ・地下水汚染の原因となっている土壤汚染については、旧指針により措置されているときは、新たな封じ込め等の措置は要しない。
- ・溶出量基準超過の土壤が残置されている場合、近くに飲用井戸があるときはモニタリング等の措置が必要になる。
- ・第二溶出量基準超過の土壤が残置されている場合、対象地境界のモニタリング等の措置が必要になる。

18

# 資料 4-1

## 【通知別紙 調査】 指針の技術的事項①

### 地下水調査の方法 (第2種、第3種の地下水調査)

1

#### 地下水調査の方法【まとめ】

第3回抜粋

#### <地下水調査方法 事務局案まとめ>

論点	内容
試料採取地点	<p>【第1種】汚染の中心部分(土壤ガス濃度の相対的高濃度の部分)</p> <p>【第2種・第3種】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二溶出量基準超過区画は必須</li> <li>・かつ、30m格子(900㎡)あたりの最大濃度区画を原則</li> <li>・ただし、汚染の原因が明確である場合、表層で溶出量基準超過が広がる部分ごとの最大溶出量区画も可能</li> </ul> <p>【上記調査において地下水汚染が確認された場合】地下水流向下流側の敷地境界</p>
試料採取深度	<p>原則として汚染のおそれがある帯水層(深さが10m以深の場合も含む)</p> <p>第2種・第3種については、汚染の原因・汚染状況、地層等を考慮して、地下水への影響がないと認められれば一定の深度までの確認も可能とする</p> <p>→具体的条件は、引き続き検討して通知事項として整理する</p>
試料採取の回数	1回(敷地境界での調査も1回)
採取方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、法の地下水調査と同様の井戸設置による方法で行う</li> <li>・ただし、敷地境界/改変境界以外での採取は、ボーリング孔でパージした後に行う方法も可能とする</li> </ul>
分析項目	<p>【第1種(VOC)】 土壤ガス調査において土壤ガスが検出された項目、その分解生成物、使用していた親物質を調査</p> <p>【第2種、第3種】 土壤調査において土壤溶出量基準を超過した項目</p>

2

## ＜試料採取深度＞

## 第2種、第3種

- 一般に表層付近に留まる傾向があり、台地部では汚染土壌と帯水層とが離れている事例も多い。(こういった事例の場合、地下水汚染が生じていないことが多い)
- 有害物質の使用形態や物質の特性によっては、地下水への影響がないとは言い切れない。



## 指針改正の方向性(案)

- ◆ 第2種・第3種についても、原則として、第一帯水層の地下水の調査を行うものとする(深さが10m以深の場合も含む。)
- ◆ ただし、汚染土壌と帯水層が十分に離れており、推定される汚染の原因(有害物質の種類、使用形態)、地層等を考慮して、地下水への影響が少ないと認められれば、地下水調査は不要とする。

## ＜確認事項＞

- ・汚染土壌と帯水層が十分に離れているとは、どの程度が想定されるか(例えば“2深度白”など)
- ・この際、土壌試料の採取は、必須とするか(これまでは、地下水のみの調査を想定)

3

## ＜第2・3種＞ ＜試料採取深度＞ 第二種による汚染の概念図(低地部)

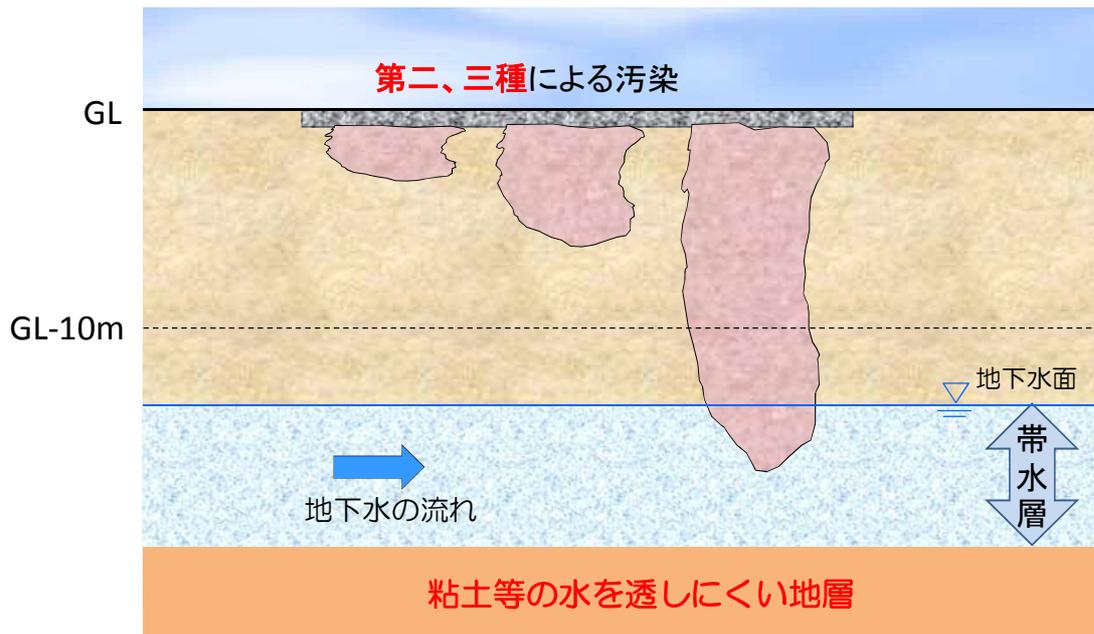


低地部の場合、地下水位がGL-1~2程度と浅いことが多く、汚染土壌の存在範囲と、帯水層が近い状態が多い

⇒表層で汚染が確認された場合に、帯水層で調査をすることは必要

4

＜第2・3種＞ ＜試料採取深度＞ 第二種による汚染の概念図(台地部)



台地部の場合では、汚染土壌と帯水層の範囲が離れているケースも見られる  
⇒すべてのケースで帯水層での地下水調査が必要か？

5

## 本資料の検討課題

### 検討課題

### 第2種の地下水調査について

検討項目	概要
① 地下水試料採取の深度	“汚染土壌と帯水層が十分に離れている”の考え方について

## ＜第2・3種＞ ＜試料採取深度＞

## 【これまでの意見①】

論点	第1回検討会での意見
第2種 第3種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種とは異なり深度方向に広がりにくいという面があり、<u>帯水層の底まで求めないことはありうる。</u></li> <li>・物質の性状から、<u>土壌粒子への吸着やトラップが考えられるため、実態を見て議論する</u></li> </ul>
全物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>物質がイオン化した場合は水に溶けやすく、深く汚染が広がるため、発生源の問題は討議する必要がある</u></li> <li>・<u>コストも考えながら地下水保全をどうやって考えるかのバランスが重要</u></li> </ul>

7

## ＜第2・3種＞ ＜試料採取深度＞

## 【これまでの意見②】

「汚染土壌と帯水層が十分に離れている」の判断について

## 委員からのご意見

- 汚染土壌と地下水が十分離れの判断には、砂レキ層等透水率の高い場合等土質は考慮すべき。
- 第1種の汚染で原位置浄化で対策を完了したが、10年経過してから高濃度で汚染が見つかった事例があった。原因は、粘土層の中に高濃度の汚染が残っていたことと思われる。粘土層のように表層は浄化したとしても奥部までは汚染を除去しにくい土質は注意が必要。
- 配慮事項を整理して原則を定める方法がよいと思う。
- 地層を考慮することは必要ではあるが、実は難しい。ローム層でも割れ目があり、透水することはままある。
- 「十分に離れ」の保障のためには、土壌の深度調査は必須となるのではないか。

8

## 地下水調査の方法【②第2種、第3種】

### <第2・3種> <試料採取深度>

#### 【これまでの意見③】

##### 土環センターヒアリングでのご意見

- ・「汚染土壌と帯水層が十分に離れている」の条件は、土質による
- ・物質によって判断が異なる。  
六価クロム、フッ素、ホウ素は水に移行しやすく帯水層まで汚染が広がるのでは  
水銀は重いため、深度方向に移動しやすいと言われている
- ・イオン化した場合は汚染が深く広がりやすい等物質の使用形態によっても異なる
- ・分配係数は一つの指標になるのではないか

##### 土環センターヒアリングでのご意見

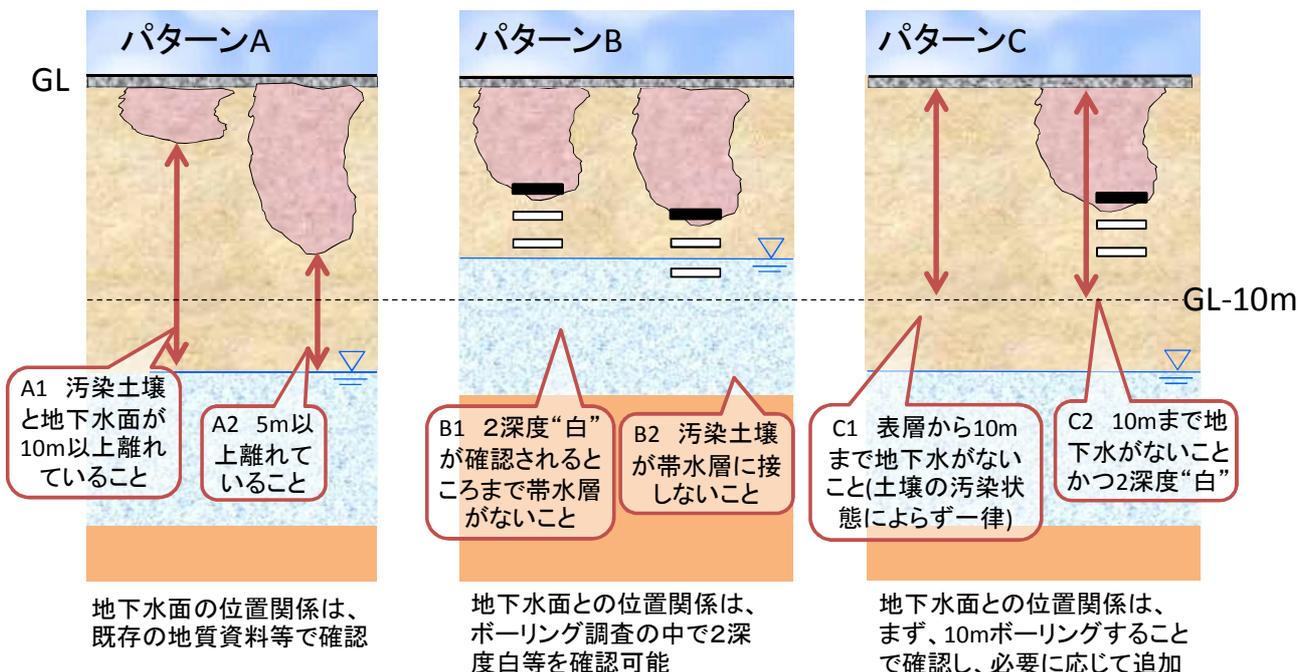
- 汚染土壌から10m以上離れていること
- 2深度白が確認できていること
- 汚染土壌が帯水層に接しないこと
- 表層から深度10mまでに地下水がないこと
- 表層から深度10mまでに地下水がないことかつ2深度白

9

## 地下水調査の方法【②第2種、第3種】

### <第2・3種> <試料採取深度>

#### 【汚染土壌と地下水の距離の考え方】



10

## 地下水調査の方法【②第2種、第3種】

### <第2・3種> <試料採取深度> 汚染土壌と地下水の距離

**事務局案** 地層・汚染状態等も考慮することが必要であることは記載しつつ、距離については以下の考え方を通知で例示する。

**①汚染土壌と地下水面が10m以上離れている場合**

⇒全物質で地下水調査不要とする

**②汚染土壌が帯水層に接していないと認められない  
(=地下水面の深度までに2深度白が確認できない)**

⇒全物質で地下水調査を必要とする  
(10m以深であっても調査を実施)

**③汚染土壌と地下水面の距離が10m未満、2深度白以上**

⇒物質ごとに判断                      判断基準の例: 分配係数、一般的な到達距離など

【一般的な到達距離で分けた場合】

比較的移動しやすい物質	六価クロム、 <b>ふっ素</b> 、 <b>ほう素</b> 、 <b>砒素</b>
比較的移動しにくい物質	鉛、カドミウム、セレン、 <b>シアン</b> 、 <b>水銀</b> 、 <b>第三種</b>

## 地下水調査の方法【②第2種、第3種】

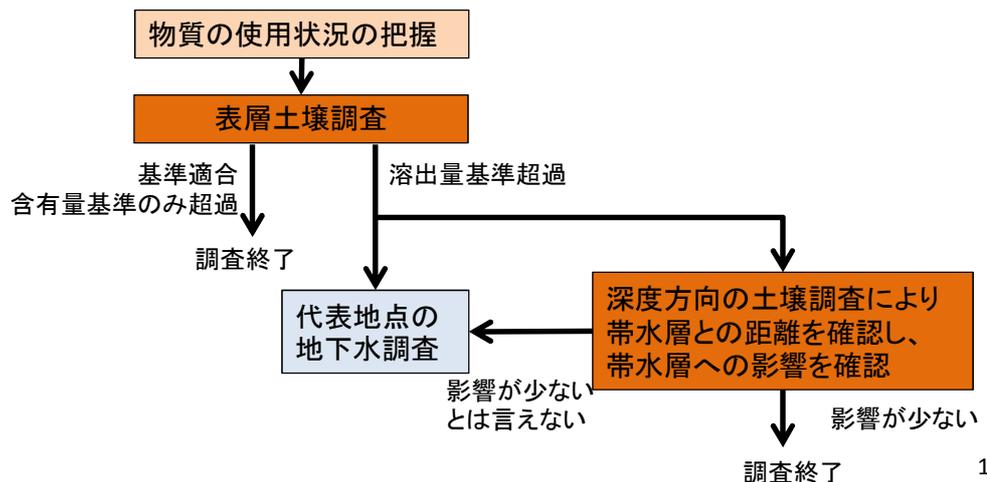
### <第2・3種> <試料採取深度> 汚染土壌と地下水の距離

いずれの方法をとるにしても、汚染土壌の深さの情報は必要となる。

**通知での記載事項(案)**

◆ 地下水調査を不要とするためには、最高濃度の地点等を代表地点として、少なくとも1か所以上で深度方向の汚染状態を調査し、汚染土壌と地下水との位置関係から地下水への影響が少ないことの確認が必要である。

地下水調査までのフロー  
(2種、3種)



## 資料 4 - 2

### 【通知別紙 対策】 指針の技術的事項②

### 自然由来等基準不適合土壤の搬出

1

#### 自然由来等基準不適合土壤の搬出

##### <これまでの議論>

##### 「中間とりまとめ」見直しの方向性

- 自然由来等基準不適合土壤についての取扱いについては、判断に係る調査の方法、搬出及び処理の方法等を指針に規定する。
- 自然由来等による基準不適合の地歴がある土壤については、汚染状況調査での試料採取は必須とせず、搬出時に必要に応じて調査を実施する。
- 自然由来等による基準不適合土壤と判断したことについては、台帳に記載する。
- 自然由来等基準不適合土壤を外部へ搬出するときは、搬出の方法及び搬出先での処理等に関する汚染拡散防止計画書の提出を行う。
- 自然由来等基準不適合土壤の搬出が適切に行われたかどうかの確認は、汚染拡散防止措置完了届による。

##### 改正案の概要(パブコメ案)

- 第113条から前条までの規定は、汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所(汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。)の土壤については、当該場所からの土壤の搬出による汚染拡散防止に必要な限りにおいて適用することとする。

2

**方向性** 搬出にあたり、搬出先の管理が適切であることを確認する。

**指針改正(方向性)**

【汚染の原因が専ら自然的原因である土地の土壌の搬出及び搬出先での管理の方法】

- 搬出の方法は、法の運搬基準によることとする。
- 搬出先については、法の自然由来等基準不適合土壌の搬出が可能な施設のほか、以下の土地等への搬出を可能とする。
- ①同一の自然由来地層の広がりが認められる土地において、受入先の土地が受入土壌を適切に管理すると認められる場合
- ②同一の埋立契機による埋立地において、受入先の土地が受入土壌を適切に管理すると認められる場合
- ③汚染土壌等の受入基準を有する機関において、その基準に適合していることが受入先の求める試験方法により確認された場合（汚染の拡散につながらないことが確実に担保できることを確認できる場合に限る(※)）
- 搬出先における受入土壌の基準及び管理の方法は、汚染拡散防止計画に記載する。
- 搬出、運搬、受入については、都度記録を作成し、完了の届出の際に提出する。

※「汚染の拡散につながらないことが確実に担保できること」については、引き続き検討し通知事項として整理

## 本資料の検討課題

**検討課題** 自然由来等基準不適合土壌の搬出について通知事項として考え方を示す部分を整理する

検討項目	概要
自然由来等基準不適合土壌の搬出先について	“受入先の土地が受入土壌を適切に管理すると認められる場合”の考え方について “汚染の拡散につながらないことが確実に担保できる”搬出先の考え方について

## (1) 自然由来等基準不適合土壤の搬出先①

同一の自然由来地層の広がり認められる土地において、**受入先の土地が受入土壤を適切に管理すると認められる場合**

・同一の埋立契機による埋立地において、**受入先の土地が受入土壤を適切に管理すると認められる場合**

### <対象となりうる土地の例>

#### ●受け入れ後に法・条例に基づく手続きの対象になる土地

○改変時に条例第117条の対象となる土地

⇒土壤受入後に土地改変をするときには、条例117条の対象となるため、条例の規定に基づき適切に拡散防止がなされる。

○法の形質変更時要届出区域に指定されている土地

⇒土壤受入後に土地の形質変更又は土壤の搬出をするときには、法12条・16条の対象となるため、法の規定に基づき適切に拡散防止がなされる

搬出先の場所、法・条例の適用状況、管理方法等を証する書類の添付を求め、計画書の審査の中でチェック・指導

5

## (2) 自然由来等基準不適合土壤の搬出先②

・**汚染土壤等の受入基準等を有する機関において、その基準に適合していることが受入先の求める試験方法により確認された場合(汚染の拡散につながらないことが確実に担保できることを確認できる場合に限る)**

### <汚染の拡散を確実に防ぐための基本的な考え方>

- ◆ 搬出先での拡散防止の措置  
⇒粉じん発生防止、適切な維持管理・補修等
- ◆ 搬入後の形質変更の管理  
⇒記録の作成、保管
- ◆ 土壤の再搬出可能性及び搬出の際の管理

➡ これらを確実に担保するために、搬出先を限定的にとらえる

### <対象となりうる搬出先の例>

- 管理主体や責任体制が明確になっている公共事業等による構造物利用等
- 汚染土壤処理施設と同程度以上の管理ができる施設等(再利用が想定される汚泥処理施設等は対象外)

搬出先の概要、管理者、管理方法、再搬出の可能性等について資料の提出を求め、拡散防止計画書の審査の中でチェック・指導

6

## 土壤汚染対策指針 改正案骨子

### 第 1 目的

### 第 2 定義

### 第 3 土壤汚染に係る調査

#### 1 土地利用の履歴等調査

- (1) 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴
- (2) 特定有害物質の使用、排出等の状況
- (3) 土壤汚染の調査及び措置の実施状況等【新設】  
法及び条例の台帳等による過去の土壤汚染調査や措置の実施状況、  
土壤汚染の原因が自然的条件または水面埋立材によるものと認められ  
た調査結果等の確認を規定
- (4) 地表の高さの変更の経緯等【新設】  
地表の高さの変更の有無と経緯を把握する規定を新設

#### 2 汚染状況調査

- (1) 対象地【新設】  
条例第 115 条第 1 項、第 116 条第 1 項（第 116 条第 9 項及び第 11 項の規定によ  
るものも含む。以下同じ）、第 116 条の 2 第 1 項及び第 117 条第 2 項の規定によ  
り行う調査について、対象地を定義
- (2) 調査対象区域
- (3) 特定有害物質の使用及び排出等の状況
  - ア 特定有害物質の使用および排出の状況
  - イ 土壤汚染の調査及び措置の実施状況等【新設】  
法及び条例の台帳等による過去の土壤汚染調査や措置の実施状況、  
土壤汚染の原因が自然的条件または水面埋立材によるものと認めら  
れた調査結果等の確認を規定
  - ウ 地表の高さの変更の経緯等【新設】  
地表の高さの変更の有無と経緯を把握する規定を新設
- (4) 特定有害物質による土壤等の汚染状況
- (5) 調査対象物質【明確化】  
特定有害物質の分類（第一種、第二種、第三種）を定義
- (6) 調査対象区域の調査区分
- (7) 単位区画の設定

ア 単位区画

イ 単位区画の回転

ウ 単位区画の統合

エ 単位区画の設定の特例【新設】

調査対象地内で過去に法や条例に基づき土壌汚染状況調査を行ったことがある場合は、当該単位区画を使用できる旨を規定

(8) 30メートル格子の設定

(9) 第一種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法

ア 土壌ガス調査

イ 代表地点における土壌調査【明確化】

- ・深度方向の土壌調査の対象物質、調査地点、調査深度、結果の評価等を記載。
- ・対象物質として、法に合わせ、土壌ガスで親物質が検出された場合に分解生成物の分析が必要であり、土壌ガスで分解生成物が検出された場合に使用履歴のある親物質の分析が必要な旨を明確化

ウ 代表地点における地下水調査【大幅変更】

- ・これまで溶出基準超過の全区画で地下水調査を行っていたが、代表地点において地下水調査を行う規定に変更
- ・土壌ガスで親物質が検出された場合に分解生成物の分析が必要であり、土壌ガスで分解生成物が検出された場合に使用履歴のある親物質の分析が必要な旨を明確化

エ 地下水等の状況

オ 対象地の境界付近における地下水調査【新設】

代表地点で土壌溶出量超過及び地下水基準超過の場合に、地下水基準超過物質及びその分解生成物について調査対象地境界において地下水調査を行う規定を新設

(10) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法

ア 表層の土壌調査【大幅変更】

表層で処理基準超過の場合に、これまで必須であった深度方向の土壌調査を不要とし、表層土壌のみの調査に変更

イ 代表地点における地下水調査【大幅変更】

これまで溶出基準超過の全区画で地下水調査を行っていたが、代表地点において地下水調査を行う規定に変更

ウ 地下水等の状況

エ 対象地境界における地下水調査【新設】

代表地点で土壌溶出量超過及び地下水基準超過の場合に、地下水基準超過物質について調査対象地境界において地下水調査を行う規定を新設

(11) 調査の省略【明確化】

各調査を省略した場合の省略区画の評価について明確化

- ア 第一種特定有害物質に係る土壌ガス調査の省略
- イ 調査省略をした際の評価

(12) 汚染状況調査の特例

- ア 過去に汚染状況調査があった土地における第 116 条第 1 項の特例【新設】

過去に汚染状況調査があった土地について新たな汚染のおそれが生じていない時に特定有害物質取扱事業者が実施できる旨を明確化

- イ 専ら自然的条件等による土壌汚染にかかる調査方法の特例【新設】  
特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える原因が自然的条件又は水面埋立材由来の場合の調査実施者や調査方法等の扱いについて規定

- ウ 深度を限定して汚染状況調査を実施する場合の調査方法の特例【新設】

法に合わせて汚染状況調査を実施する深度の限定を規定

- エ 将来にわたって地下水の利用が見込まれない地域における地下水調査の特例【新設】

地下水利用がない地域における土壌汚染調査要請、土壌地下水汚染対策計画書、地下水調査等について規定

### 3 汚染状況の詳細調査【位置づけ変更】

(1) 詳細調査の対象となる区画

これまで詳細調査は必須であったが、土壌汚染の除去等の措置を行う際に必要な汚染範囲の確定等を目的として行うことができる調査に位置づけを変更

(2) 調査方法

- ア 土壌の詳細調査
- イ 地下水の詳細調査

## 第 4 計画の策定及び実施

### 1 土壌地下水汚染対策計画及び汚染拡散防止計画の目標【一部修正】

健康リスクや一定濃度を超過する汚染がある場合の対策や汚染地改変時の拡散

防止対策の目標について整理

## 2 対策計画の策定及び実施【大幅変更】

### (1) 汚染の状況【新設】

汚染状態に応じて区域を規定（「要対策区域」、「地下水汚染拡大防止区域」、「要管理区域」の3種類）

### (2) 土壌汚染の除去等の措置の範囲【大幅変更】

各区域において措置が必要な平面・深度の範囲を規定

### (3) 土壌汚染の除去等の措置の方法及びその選択理由【大幅変更】

#### ア 区域ごとの達成すべき水準

各区域において、最低限達成しなければならない水準を規定

#### イ 土壌汚染の除去等の措置の選定

各区域において、選択可能な措置の方法について規定

#### ウ 措置の方法の内容【一部追加】

措置の具体的な方法について規定。新たな措置として、一定濃度を超える土壌汚染の除去、地下水汚染拡大の防止、立入禁止を追加

#### エ 土壌汚染の除去等の措置の特例【新設】

法による措置を実施する場合、目標地下水濃度を設定する場合の特例を規定

#### オ 施行の基準【新設】

法に合わせ帯水層へ汚染を拡散させない施行方法について規定

### (4) 土壌汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期

### (5) 土壌汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策【一部追加】

これまでの規定に騒音振動やエネルギー、廃棄物等の項目を追加

### (6) 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

#### ア 汚染土壌の搬出【明確化】

原則、法施行規則第 65 条の基準により実施することを規定。これに依り難い場合は、飛散防止や地下浸透防止措置等を規定。

#### イ 汚染土壌の搬出先での処理【明確化】

法第 22 条に基づく許可を有する汚染土壌処理施設へ運搬することを規定

#### ウ 管理票の交付等

#### エ 汚染の原因が専ら自然的原因である土地の土壌の搬出及び搬出先での管理の方法【新設】

自然由来等基準不適合土壌の搬出方法や搬出先、届出記載内容について規定。

### (7) 土壌汚染の除去等の措置の実施状況の報告時期

### 3 汚染拡散防止計画の策定及び実施【大幅変更】

2 に準じ、区域の設定や、各区域の達成すべき水準等を規定

- (1) 汚染の状況【大幅変更】
- (2) 汚染の拡散防止の範囲【大幅変更】
- (3) 汚染の拡散防止の方法及びその選択理由【大幅変更】
  - ア 区域ごとの達成すべき水準
  - イ 汚染の拡散防止の措置の選定
  - ウ 汚染の拡散防止の措置の特例【新設】
  - エ 施行の基準【新設】
- (4) 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期
- (5) 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策等

### 4 土壌汚染の除去等の措置又は汚染の拡散防止の措置の完了【大幅変更】

- (1) 措置が実施されたごとの確認方法  
措置の方法別に完了の確認方法を規定
- (2) 措置の完了の要件【新設】  
健康リスクがある場合と、一定濃度を超える汚染がある場合それぞれにおいて、対策が不要な土地となる要件を規定
- (3) 施行方法の確認【新設】
- (4) 周辺環境保全の実施結果の確認【新設】
- (5) 汚染土壌の搬出及び処理の完了の確認【新設】

## 第4 要措置区域等に係る特例

(削除)

## 東京都土壌汚染対策指針（素案）

### 第 1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 113 条の規定に基づき、特定有害物質により汚染された土壌及びこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、特定有害物質取扱事業者等の敷地及び土地改変者が土地の改変を行う場所の土壌汚染の調査及び対策に係る方法を定めることを目的とする。

### 第 2 定義

本指針で用いる用語は、特に断りのない限り、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）の規定によるものとする。

### 第 3 土壌汚染に係る調査

#### 1 土地利用の履歴等調査

条例第 117 条第 1 項の規定により行う調査（以下「地歴調査」という。）は、改変を行う場所及びその周辺の土地を対象に、次に掲げる事項ごとに、それぞれ定める方法により実施し、土地の改変を行う場所の土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集するものとする。

##### （1）特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴

土地の改変を行う土地の利用の履歴を過去の地形図、住宅地図、航空写真、登記簿、その他の情報により、過去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況等について把握する。

##### （2）特定有害物質の使用、排出等の状況

（1）により把握した土地の利用の履歴から、過去の特定有害物質の取扱事業場の設置等の事実が判明したときは、当該特定有害物質の取扱事業場の台帳類及び資料の閲覧、当該特定有害物質の取扱事業場の設置者等に対する聞き取り等により、特定有害物質の種類ごと（排出状況にあつては、排水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に次に掲げる事項について把握する。なお、使用、排出等が地中において行われた場合については、その深度に関する情報も把握する。

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質を使用していた設備、機器等
使用状況	特定有害物質の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質の濃度、排出量、排出期間、排出経路（地下への浸透を含む。以下同じ。）、敷地内処分等
処理状況	特定有害物質の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用・保管場所等	特定有害物質の使用・保管場所、建物及び設備の配置状況、排出経路等
製造状況	特定有害物質の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等

(3) 土壌汚染の調査及び措置の実施状況等 **【新設】**

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づく台帳、条例第 118 条第 1 項の記録、条例第 118 条の 2 第 1 項の規定に基づく台帳及び特定有害物質による土壌又は地下水の汚染を調査した各種調査結果その他の情報により、当該土地における土壌汚染の調査結果並びに土壌汚染の除去等の措置及び汚染の拡散防止の措置の実施状況等について把握する。なお、特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える土壌（以下「汚染土壌」という。）の存在が認められた場合であって、その原因が自然的条件又は水面埋立材であるとされた経緯があれば、これについても把握する。

(4) 地表の高さの変更の経緯等 **【新設】**

(2)、(3) により把握した特定有害物質の使用排出等及び調査措置の状況について、土地の造成等の履歴その他の情報により、地表の高さに変更があった場合はその経緯を把握する。

2 汚染状況調査

条例第 115 条第 1 項、第 116 条第 1 項（第 116 条第 9 項及び第 11 項の規定によるものも含む。以下同じ。）、第 116 条の 2 第 1 項及び第 117 条第 2 項の規定により行う汚染状況調査は、次の (1) アからオを対象地、(2) を調査対象区域とし、調査は、(3) から (12) に掲げる事項ごとに、調査対象区域においてそれぞれ定める方法により、指定調査機関（法第 3 条第 1 項の規定により環境大臣又は知事の指定を受けた者をいう。以下、同じ。）が実施するものとする。

(1) 対象地 **【新設】**

- ア 第 1 1 5 条第 1 項に基づく調査にあつては当該工場又は指定作業場の敷地
- イ 第 1 1 6 条第 1 項第 1 号に基づく調査にあつては当該工場又は指定作業場の敷地であった土地
- ウ 第 1 1 6 条第 1 項第 2 号に基づく調査にあつては掘削を行う部分
- エ 第 1 1 6 条の 2 第 1 項に基づく調査にあつては工場又は指定作業場の敷地内の任意の土地であつて当該調査を行う部分
- オ 第 1 1 7 条第 2 項に基づく調査にあつては土地の改変の行為を行う部分

(2) 調査対象区域

- ア 第 1 1 5 条第 1 項、第 1 1 6 条第 1 項及び第 1 1 6 条の 2 第 1 項に基づく調査

対象地を調査対象区域とする。ただし、敷地内であつて、土壌汚染を生じるおそれのある事業活動がなされた建物等から公道や塀等により明確に区切られている土地であつて(3)により土壌汚染のおそれが把握されなかった土地を調査対象区域に含めないことができる。

- イ 第 1 1 7 条第 2 項に基づく調査

対象地の全域又は対象地のうち(3)により土壌汚染のおそれが把握された土地を調査対象区域とする。

(3) 特定有害物質の使用及び排出等の状況

- ア 特定有害物質の使用および排出等の状況

条例第 1 1 5 条第 1 項に規定する調査にあつては調査要請のあつた特定有害物質について、第 1 1 6 条第 1 項及び第 1 1 6 条の 2 第 1 項に規定する調査にあつては現在取り扱っている又は過去に取り扱っていた特定有害物質について、当該特定有害物質の取扱事業場の台帳類及び資料の閲覧、当該特定有害物質の取扱事業場の設置者等に対する聞き取り等により、特定有害物質の種類ごと(排出状況にあつては、排出水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと)に 1 (2) の表に掲げる事項について把握する。なお、使用、排出等が地中において行われた場合については、その深度に関する情報も把握する。

条例第 1 1 7 条第 2 項に規定する調査にあつては、地歴調査で把握した情報を確認するほか、新たに入手した上記に係る情報があればこれを把握する。

- イ 土壌汚染の調査及び措置の実施状況等 **【新設】**

条例第 115 条第 1 項、条例第 116 条第 1 項及び第 116 条の 2 第 1 項に規定する調査にあつては、法第 15 条の規定に基づく台帳、条例第 118 条第 1 項の記録のうち自ら実施した調査及び措置によるもの、条例第 118 条の 2 第 1 項の規定に基づく台帳及び特定有害物質による土壌又は地下水の汚染を自ら調査した各種調査結果その他の情報により、当該土地における土壌汚染の調査結果及び土壌汚染の除去等の措置の実施状況等について把握する。なお、特定有害物質の濃度が汚染土壌の存在が認められた場合であつて、その原因が自然的条件又は水面埋立材であるとされた経緯があれば、これについても把握する。

条例第 117 条第 2 項に規定する調査にあつては、地歴調査で把握した情報を確認するほか、新たに入手した上記に係る情報があればこれを把握する。

ウ 地表の高さの変更の経緯等 **【新設】**

ア、イにより把握した特定有害物質の使用排出等及び調査措置の状況のある箇所について、土地の造成等の履歴その他の情報により、地表の高さの変更の経緯を把握する。

なお、条例第 117 条第 2 項に規定する調査にあつては、地歴調査で把握した情報を確認するほか、新たに入手した上記に係る情報があればこれを把握する。

(4) 特定有害物質による土壌等の汚染状況

(3) において対象地内に土壌汚染のおそれがあることが判明した場合は、対象地内の土壌及び地下水の汚染状況について、次の(5)から(12)に掲げるところにより把握する。

(5) 調査対象物質 **【明確化】**

調査の対象とする物質(以下「調査対象物質」という。)は、(3)により把握した特定有害物質とする。また、当該特定有害物質以外の任意の特定有害物質を調査対象物質に加えることができる。

なお、特定有害物質は次のとおり区分する。

特定有害物質の区分	特定有害物質の種類
第一種特定有害物質	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン及びクロロエチレン

第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒 <sup>ひ</sup> 素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
第三種特定有害物質	有機燐 <sup>りん</sup> 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン及びチオベンカルブ

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質を調査対象物質とする場合は、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある下表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

分解するおそれのある特定有害物質(以下「親物質」という。)	分解して生成されるおそれのある特定有害物質(以下「分解生成物」という。)
トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
テトラクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン及びクロロエチレン
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン)

(6) 調査対象区域の調査区分

(3)により把握した情報により、調査対象区域を調査対象物質の種類ごとに、次に掲げる区分に分類する。

ア イ及びウに該当しない土地(以下「全部対象区分地(別名第一調査区分地)」という。)

イ 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業場において特定有害物質の製造、使用、処理又は保管に係る事業の用に供されていない

旨の情報その他の情報から汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地（以下「一部対象区分地（別名第二調査区分地）」という。）

ウ 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報から汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

(7) 単位区画の設定

ア 単位区画

調査は、調査対象区域に区画を設定して行う。区画は、調査対象区域の北端の地点（当該地点が複数ある場合には最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートルの間隔で引いた線により設定する。

イ 単位区画の回転

区画された調査対象区域（以下「単位区画」という。）の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により単位区画を設定することができる。

ウ 単位区画の統合

隣接する単位区画の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、一つの単位区画とすることができる。ただし、当該単位区画を、当該調査対象区域を区画する線に垂直に投影したときの長さは20メートルを超えてはならない。

エ 単位区画の設定の特例【新設】

次のいずれかに該当するときは、アからウまでによらず単位区画を設定することができる。

(ア) 法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査又はその他汚染状況調査と同等程度の精度を保って行う調査において調査対象区域を含む区画を設定するときは、当該調査において起点とした地点を起点とすること。

(イ) 調査対象区域内で過去に法又は条例に基づき土壌汚染状況調査又は汚染状況調査を行ったことがある場合は、当該調査をした際の線又は当該線を延長した線で区画すること。

(8) 30メートル格子の設定

調査対象区域を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割された調査対象区域のそれぞれの部分（以下「30メートル格子」という。）を設定する。

(9) 第一種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法

調査対象物質のうち、第一種特定有害物質は次に定めるところにより調査する。

ア 土壌ガス調査

	調査方法
分析内容	土壌中の気体（以下「土壌ガス」という。）中に含まれる特定有害物質の量
分析方法	土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「法施行規則」という。）第 6 条第 2 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法
単位区画の調査区分	調査対象区域を、全部対象区分地を含む単位区画（以下「全部対象区画（別名第一調査区分区画）」という。）、一部対象区分地を含む単位区画（全部対象区画を除く。以下「一部対象区画（別名第二調査区分区画）」という。）及びこれら以外の単位区画のいずれかに分類する。
調査区画	<p>（ア）及び（イ）に掲げる単位区画を調査区画とする。</p> <p>（ア）全部対象区画</p> <p>（イ）一部対象区画にあっては、次の a 又は b に定める単位区画</p> <p>a 30メートル格子内に一部対象区画が含まれ、かつ、30メートル格子の中心が調査対象区域内にある場合にあっては当該30メートル格子の中心を含む単位区画</p> <p>b 30メートル格子内に一部対象区画が含まれ、かつ、30メートル格子の中心が調査対象区域内にない場合にあっては当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか1区画</p>
試料採取地点	調査区画の中心の地点（全部対象区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該

	<p>部分における任意の地点) とする。</p> <p>ただし、試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により当該試料採取地点において試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該試料採取地点を含む単位区画の任意の地点を試料採取地点とすることができる。</p>
採取対象試料	<p>試料採取地点に直径 15 ミリメートルから 30 ミリメートル程度まで、深さ 0.8 メートルから 1 メートルまでの穴をあけ、土壌ガスを吸引して採取したものを試料とする。なお、土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあっては、地下水を採取する。</p>
一部調査区画における調査の追加	<p>30 メートル格子内の調査において採取された土壌ガスから調査対象物質が検出された場合又は採取された地下水中の調査対象物質の濃度が地下水基準を超えた場合は、当該調査区画を含む 30 メートル格子内にある一部対象区画（調査区画であるものを除く。）において土壌ガス（土壌ガスの採取が困難と認められる場合にあっては地下水）中に含まれる調査対象物質の量の測定を行うものとする。</p>

イ 代表地点における土壌調査【明確化】

アの調査において土壌ガスが検出された場合又は地下水基準を超えた単位区画が確認された場合は、次に定めるところにより調査する。

	調査方法
調査対象物質	<p>アの調査において土壌ガスが検出された場合又は地下水が地下水基準を超えた場合は、その特定有害物質及びその分解生成物並びに当該特定有害物質が分解生成物であるときにはその親物質（（3）アにおいて把握した特定有害物質に限る。）及び当該親物質の分解生成物</p>
分析内容等	<p>（ア） 深度別の土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量（以下「土壌</p>

	<p>溶出量」という。)</p> <p>(イ) 深度別の地層の状況</p>
分析方法	<p>法施行規則第 6 条第 3 項第 4 号に規定する環境大臣が定める方法</p>
調査地点	<p>アの調査において土壌ガスが検出され、又は地下水が地下水基準を超えた単位区画が連続する範囲（以下「検出範囲」という）ごとに溶出量基準を超えるおそれがある当該検出範囲内で比較的多いと認められる単位区画の中の地点（以下「第一種代表地点」という）において行う。</p>
調査深度	<p>帯水層の位置を確認し、その底面（帯水層の底面の位置が 10 メートルより深い場合には、10 メートル）までとする。</p> <p>ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い深度の汚染の調査が必要と認められる場合はこの限りではない。</p>
採取対象試料	<p>次の（ア）から（エ）までの試料を採取する。</p> <p>（ア）汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（地表から深さ 10 メートルまでにある土壌に限り、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ 5 センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という）)</p> <p>（イ）汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 50 センチメートルの土壌（地表から深さ 10 メートルまでにある土壌に限り、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ 50 センチメートル</p>

	<p>の土壌)</p> <p>(ウ) 深さ 1 メートルから 10 メートルまでの 1 メートルごとの土壌 (地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。)</p> <p>(エ) 帯水層の底面の土壌 (地表から深さ 10 メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。)</p>
結果の評価	<p>検出範囲に係る第一種代表地点で次の単位区画がある場合は検出範囲の全ての単位区画についてそれぞれ (ア) 及び (イ) の評価とする。</p> <p>(ア) 第二溶出量を超える地点がある場合 第二溶出量基準を超える区画</p> <p>(イ) 溶出量基準を超え、第二溶出量基準以下の地点がある場合 溶出量基準を超える区画</p>

ウ 代表地点における地下水調査 **【大幅変更】**

アの調査において土壌ガスが検出された場合又は地下水が地下水基準を超えた場合は、次に定めるところにより調査する。

	調査方法
調査対象物質	アの調査において土壌ガスが検出された場合又は地下水が地下水基準を超えた場合は、その特定有害物質及び分解生成物並びに当該特定有害物質が分解生成物である場合にはその親物質 ((3) アにおいて把握した特定有害物質に限る。) 及び当該親物質の分解生成物
分析内容等	<p>(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度</p> <p>(イ) 深度別の地層の状況</p> <p>(ウ) 地下水位の状況</p>
分析方法	法施行規則第 6 条第 2 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法

調査地点	第一種代表地点とする。
採取対象試料	対象地に複数の帯水層がある場合は、まず、最初の帯水層（恒常的に地下水が存在する宙水層又は第一帯水層）の地下水を測定することを原則とする。
試料採取方法	帯水層まで挿入したスクリーンからパージ（井戸内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取することを基本とする。ただし、土地の改変を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリング孔 <sup>こう</sup> 内の水をパージ（ボーリング内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取し、ろ過しないものを試料とすることができる。

エ 地下水等の状況

イにおいて、溶出量基準を超える土壌が確認された場合は、対象地内及びその周辺の地形図、地質図、柱状図等の既存の資料及び文献の閲覧により、帯水層の分布、地下水位の状況及び地下水流向について把握する。

なお、対象地内及びその周辺の井戸の分布、ストレーナーの深度、飲用等の利用の状況、地下水の汚染の状況についての情報があれば、これらについても把握する。

オ 対象地の境界付近における地下水調査【新設】

イにおいて、溶出量基準を超える土壌が確認され、かつ、ウにおいて地下水基準を超える地下水が確認された場合は、次に定めるところにより調査をする。

	調査方法
調査対象物質	ウの調査において地下水基準を超えた特定有害物質及びその分解生成物
分析内容等	(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度 (イ) 地下水位の状況
分析方法	法施行規則第 6 条第 2 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	エにより把握した地下水流向下流側にあたる対象地内の境界付近の地点（以下、「対象地境界」という）で行う。ただし、地下水流向が明確でない場合は、周辺の地下水

	への影響を適切に把握できる対象地境界で行う。
採取対象試料	ウにおいて地下水基準又は第二地下水基準を超える地下水が確認された帯水層の地下水とする。
試料採取方法	帯水層まで挿入したスクリーンからパージ（井戸内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取することを基本とする。ただし、土地の改変を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリング孔 <sup>こ</sup> 内の水をパージ（ボーリング内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取し、ろ過しないものを試料とすることができる。

(10) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌及び地下水の調査方法

調査対象物質のうち、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質は次に定めるところにより調査する。

ア 表層の土壌調査【大幅変更】

特定有害物質の区分	調査方法	
	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
分析内容	(ア) 土壌溶出量及び土壌に含まれる特定有害物質の量（以下「土壌含有量」という。） (イ) 深度別の地層の状況	(ア) 土壌溶出量 (イ) 深度別の地層の状況
分析方法	土壌溶出量にあつては法施行規則第 6 条第 3 項第 4 号に規定する環境大臣が定める方法、土壌含有量にあつては同条第 4 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法とする。	
単位区画の調査区分	調査対象区域を、(9) ア 土壌ガス調査と同様の方法により分類する。	
調査区画	(ア) 及び (イ) に掲げる単位区画を調査	

	<p>区画とする。</p> <p>(ア) 全部対象区画</p> <p>(イ) 一部対象区画にあつては、次の a 又は b に定める単位区画</p> <p>a 30メートル格子内にある一部対象区画が6区画以上ある場合にあつては当該30メートル格子内にある一部対象区画のうち任意の5区画</p> <p>b 30メートル格子内にある一部対象区画が5区画以下である場合にあつては当該30メートル格子内にある全ての一部対象区画</p>
<p>試料採取地点</p>	<p>調査区画の中心の地点（全部対象区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）とする。</p> <p>ただし、試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により当該試料採取地点において試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該試料採取地点を含む単位区画の任意の地点を試料採取地点とすることができる。</p>
<p>採取対象試料</p>	<p>試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌（地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）を採取する。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取し、これらの土壌を同じ重量混合する。なお、30メートル格子内の2以上の一部対象区画を調査する場合については、当該2以上の一部対象区画ごとに当該方法により混合された土壌を同じ重量混合する。</p>

一部対象区画における調査の追加	30メートル格子内の一部対象区画において採取された試料に含まれる調査対象物質が処理基準を超えた場合には、当該30メートル格子内の全ての一部対象区画についても調査を行う。
-----------------	--

イ 代表地点における地下水調査【大幅変更】

アにおいて、溶出量基準を超える土壌が確認された場合は、次に定めるところにより調査をする。

	調査方法
調査対象物質	アにおいて溶出量基準を超えた特定有害物質
分析内容	(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度 (イ) 深度別の地層の状況 (ウ) 地下水位の状況
分析方法	法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法
調査地点	次の(ア)及び(イ)を調査地点(以下、「第二種・第三種代表地点」という。)とする。ただし、汚染の原因が明確である場合には、(イ)に代えて(ウ)の地点で行うことができる。 (ア) 第二溶出量基準を超える単位区画内の地点 (イ) 30m格子ごとに当該30m格子内にある土壌溶出量の最も高い1区画(溶出量基準を超えるものに限る。)内の地点。ただし、30m格子内に土壌溶出量が同濃度の区画が複数ある場合は、地下水流向及び周辺の土壌溶出量濃度の分布を勘案して、地下水濃度が高いと考えられる1区画内の地点とする。 (ウ) 溶出量基準を超えた単位区画が連続する範囲(以下「溶出量基準超過範囲」という)ごとに基準を超える土壌が存在するおそれが当該範囲内で隣接する他の単位区画と比較して多いと認めら

	れる単位区画内の地点
採取対象試料	対象地に複数の帯水層がある場合は、まず、最初の帯水層（恒常的に地下水が存在する宙水層又は第一帯水層）の地下水を測定することを原則とする。ただし、汚染土壌と帯水層が十分離れており、推定される汚染の原因・汚染状況、地層等を考慮して、地下水への影響が少ないと認められれば、当該地下水採取を行わないことができる。
試料採取方法	帯水層まで挿入したスクリーンからパージ（井戸内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取することを基本とする。ただし、土地の改変を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリング孔 <sup>コウ</sup> 内の水をパージ（ボーリング内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取し、ろ過したものを試料とすることができる。

ウ 地下水等の状況

アにおいて、溶出量基準を超える土壌が確認された場合は、対象地内及びその周辺の地形図、地質図、柱状図等の既存の資料及び文献の閲覧により、帯水層の分布、地下水位の状況及び地下水流向について把握する。

なお、対象地内及びその周辺の井戸の分布、ストレーナーの深度、飲用等の利用の状況、地下水の汚染の状況についての情報があれば、これらについても把握する。

エ 対象地境界における地下水調査 **【新設】**

アにおいて、溶出量基準を超える土壌が確認され、かつ、イにおいて、地下水基準を超える地下水が確認された場合は、次に定めるところにより調査をする。

	調査方法
調査対象物質	イの調査において地下水基準を超えた特定有害物質
分析内容等	(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度 (イ) 地下水位の状況
分析方法	法施行規則第 6 条第 2 項第 2 号に規定する

	環境大臣が定める方法
調査地点	ウにより把握した地下水流向下流側にあたる対象地境界で行う。ただし、地下水流向が明確でない場合は、周辺の地下水の影響を適切に把握できる対象地境界で行う。
採取対象試料	イにおいて地下水基準又は第二地下水基準を超える地下水が確認された帯水層とする。
試料採取方法	帯水層まで挿入したスクリーンからパージ（井戸内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取することを基本とする。ただし、土地の改変を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリング孔 <sup>ニ</sup> 内の水をパージ（ボーリング内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取し、ろ過したものを試料とすることができる。

(1 1) 調査の省略【明確化】

ア 第一種特定有害物質に係る土壌ガス調査の省略

調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取を行うときは、(9) アの土壌ガス調査を省略して(9) イの調査及び(9) ウの調査を実施することができる。このときの試料採取は、調査対象区域内のすべての単位区画で行う。

イ 調査省略をした際の評価

汚染状況調査において、土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等の一部又は全部を行わないこと（以下「調査省略」という）ができる。この場合、調査省略をした調査ごとの区画等における評価は次に定めるとおり。

省略をした調査	省略をした区画等の評価
土壌汚染のおそれの把握及び試料採取等を行う区画の選定	第二溶出量基準、含有量基準及び第二地下水基準を超える区画。ただし、第一種特定有害物質及び第三種特定有害物質においては含有量基準は除く。
(9) アの土壌ガス調査	第二溶出量基準及び第二地下水基準を超える区画
(9) イの土壌調査	検出範囲の全ての区画において第二溶出量基準を超える区画

(9) ウの地下水調査	第一種代表地点において第二地下水基準を超える土地
(9) オの地下水調査	対象地境界において第二地下水基準を超える土地
(10) アの土壌調査	第二溶出量基準、含有量基準及び第二地下水基準を超える区画。ただし、第三種特定有害物質においては含有量基準は除く。
(10) イの地下水調査	第二種・第三種代表地点において第二地下水基準を超える土地
(10) エの地下水調査	対象地境界において第二地下水基準を超える土地

なお、当該省略した調査について任意の時期に追完し報告をすることができる。

#### (12) 汚染状況調査の特例

ア 過去に汚染状況調査があった土地における第 116 条第 1 項の特例 **【新設】**

第 116 条第 1 項又は第 116 条の 2 第 1 項の規定に基づき汚染状況調査の結果を報告したのち、新たに第 116 条第 1 項の規定に基づく汚染状況調査の契機が生じたときは、自らが報告した土地について、特定有害物質による汚染のおそれが生じていないことが認められる場合、(3) を特定有害物質取扱事業者が実施し、(4) から (11) までを実施しないことができる。

イ 専ら自然的条件等による土壌汚染にかかる調査方法の特例 **【新設】**

(ア) 汚染の原因が専ら自然的条件によるものとして認める要件

地歴調査及び汚染状況調査の過程において専ら自然的条件による汚染が疑われる土壌汚染を把握した際に、次の条件を満たしていれば、汚染状況調査において当該部分について専ら自然的条件による土壌汚染であることを報告できる。

- a 汚染原因が不明であること（人為及び水面埋立材によらないこと）
- b 第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）であること
- c 土壌中の特定有害物質の含有量（全量分析）が概ね上限値の目安の範囲内であること
- d 局在性が認められないこと
- e 第二溶出量基準に適合すること

(イ) 汚染の原因が専ら水面埋立材によるものとして認める要件

地歴調査及び汚染状況調査の過程において専ら水面埋立材による汚染が疑われる土壌汚染を把握した際に、次の条件を満たしていれば、汚染状況調査において当該部分について専ら水面埋立材による土壌汚染であることを報告できる。

- a 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法により埋立又は干拓の事業により造成が開始された土地であること（廃棄物を埋め立てられている場所を除く）
- b 大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法により埋立又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物を埋め立てられている場所を除く）であること（第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物が含有量基準及び溶出量基準が適合している場合に限る。）
- c 汚染原因が人為由来でないこと
- d 含有量基準及び第二溶出量基準に適合すること

(ウ) 既往調査がある時の第 1 1 6 条第 1 項又は第 1 1 6 条の 2 第 1 項の特例

第 1 1 6 条第 1 項又は第 1 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚染状況調査における（3）において、特定有害物質の濃度が汚染土壌の存在が認められた場合であってその原因が自然的条件又は水面埋立材によるものと認められた調査結果があったときは、当該箇所において（4）から（11）までを実施しないことができる。

(エ) 既往調査がある時の第 1 1 7 条第 2 項の特例

第 1 1 7 条第 1 項の規定に基づく地歴調査において、特定有害物質の濃度が汚染土壌の存在が認められた場合であってその原因が自然的条件又は水面埋立材によるものと認められた調査結果のみによるものであったときは、第 1 1 7 条第 2 項の規定に基づく汚染状況調査において（3）を指定調査機関が実施し、（4）から（11）までを実施しないことができる。

ウ 深度を限定して汚染状況調査を実施する場合の調査方法の特例【新設】

条例第 1 1 6 条第 1 項第 2 号、第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 1 1 7 条第 2 項の規定に基づく調査において、深度を限定して汚染状況調査を実施するときの（9）ア、（9）イ及び（10）アについては、法施行規則第●条から第●条までの規定による調査方法とする。

エ 将来にわたって地下水の利用が見込まれない地域における地下水調査の特例【新設】

条例第 115 条第 1 項及び第 116 条第 4 項に基づく汚染状況調査において、条例施行規則第 55 条第 3 項に該当する土地については、(9)ウ及び(10)イの調査を実施しないことができる。

3 汚染状況の詳細調査【位置づけ変更】

土壌汚染の除去等の措置を行う際に必要な汚染範囲の確定等を目的として、土壌等の汚染に係る詳細調査を実施する場合は、次の方法により行う。

(1) 詳細調査の対象となる区画

詳細調査では、次のアからオまでの区画が調査の対象となる。

- ア 土壌溶出量が処理基準を超える又は超えることが確実である単位区画
- イ 土壌含有量が処理基準を超える又は超えることが確実である単位区画
- ウ 土壌ガスから特定有害物質が検出されたが、汚染状況調査においてボーリング調査を実施していない単位区画
- エ 過去に特定有害物質を含む固体又は液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させた場所を含む単位区画
- オ 地下水流向下流側において地下水の汚染があり、当該汚染の原因となる土壌の汚染の存在が疑われる単位区画

(2) 調査方法

ア 土壌の詳細調査

土壌については、ボーリングによる調査とし、次に掲げる方法により実施する。

	調査方法
分析内容等	(ア) 深度別の土壌溶出量 (イ) 深度別の土壌含有量 上記の項目のうち、(1)ア、ウ又はオに該当する単位区画については(ア)を、(1)イに該当する単位区画については(イ)を、(1)エに該当する単位区画については(ア)及び(イ)を実施する。
調査地点	土壌汚染の除去等の措置を実施する区域又は汚染の拡散防止の区域の設定が適切にできるよう、対象地の面積及び汚染状況調査の結果を考慮し、単位区画ごとに設定することを原則とする。
調査深度	土壌汚染が確認された帯水層の底面まで(第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質については、連続した2深度以上の範囲において処理基準を超え

	ることが確認された場合にはその深さまで) とする。
試料採取方法	地表から深さ 1 メートル以上の深度について 1 メートルごとの土壌 (地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。) 及び汚染のあった帯水層の底面の土壌を採取する。なお、当該地点において汚染のおそれが生じた場所の位置の深さの試料を採取していないときは、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の深さの土壌も採取する。ボーリングの際は、汚染を拡散させない方法で行う。

イ 地下水の詳細調査

汚染状況の詳細調査は、地下水については、次に掲げる方法により実施する。

	調査方法	
特定有害物質の区分	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質
分析内容等	(ア) 地下水中の特定有害物質の濃度 (イ) 深度別の地層の状況 (ウ) 地下水位の状況	
調査地点	土壌汚染の除去等の措置を実施する区域の地下水汚染の分布を把握できる任意の地点とする。 措置の種類により帯水層の位置の把握及び不透水層等を構造に用いる場合においては、当該措置の実施に必要な地点において実施する。	
試料採取の対象とする地下水	汚染が確認された帯水層とする。	
試料採取方法	帯水層まで挿入したスクリーンからパージ (井戸内滞水量の 3 から 5 倍量が目安) 後に採取することを基本とする。ただし、土地の改変を行う地点で試料採取を行う	帯水層まで挿入したスクリーンからパージ (井戸内滞水量の 3 から 5 倍量が目安) 後に採取することを基本とする。ただし、土地の改変を行う地点で試料採取を行う場合は、ボーリ

	場合は、ボーリング孔こう内の水をパージ（ボーリング内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取し、ろ過しないものを試料とすることができる。なお、ボーリングの際は、汚染を拡散させない方法で行う。	ング孔こう内の水をパージ（ボーリング内滞水量の 3 から 5 倍量が目安）後に採取し、ろ過したものを試料とすることができる。なお、ボーリングの際は、汚染を拡散させない方法で行う。
--	---	---

#### 第 4 計画の策定及び実施

##### 1 土壌地下水汚染対策計画及び汚染拡散防止計画の目標 **【一部修正】**

- (1) 条例第 114 条第 1 項、第 115 条第 2 項、第 116 条第 4 項（第 116 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。以下、同じ。）に規定する土壌地下水汚染対策計画書に記載する計画（以下、「対策計画」という。）は、2（2）に掲げる土壌汚染の除去等の措置の範囲内において、土壌汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない状態とすること及び土壌汚染による周辺への地下水汚染の拡大のない状態とすること、又はこれらの状態が維持されていることを継続監視することを目標とする。また、土壌汚染の除去等の措置に伴い土地の改変を行う場合にあつては、土地の改変に伴う汚染の拡散を防止することも目標に含める。
- (2) 第 116 条の 3 第 1 項、第 117 条第 3 項及び第 117 条第 7 項に規定する汚染拡散防止計画書に記載する計画（以下、「拡散防止計画」という。）は、3（2）に掲げる汚染の拡散防止の範囲内において、土地の改変に伴う汚染の拡散を防止すること並びに当該土地の改変の終了後において土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそれがない状態及び周辺への地下水汚染の拡大のない状態にすることを目標とする。

##### 2 対策計画の策定及び実施

対策計画は、次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により、策定し、実施するものとする。

###### (1) 汚染の状況 **【新設】**

対策計画の策定に必要な汚染状況調査の結果について整理し、汚染状態に応じて、汚染土壌処理基準（以下、「処理基準」という。）を超える汚染が生じている土地を特定有害物質の種類ごとに次のとおり設定する。ただし、（3）で調査を追加する場合にあつては、当該調査の結果も考慮して区域を設定するものとする。

ア 規則第 5 4 条第 3 項に該当し、次の（ア）又は（イ）に該当する土地（以下「要対策区域」という。）

（ア）溶出量基準を超える汚染が生じている区画

（イ）含有量基準を超える汚染が生じている区画であり、被覆等の措置（3ウ（キ）から（コ）に掲げる措置が実施された場合と同等以上に土壌汚染の飛散防止の措置が行われている状態をいう。以下、同じ。）がされておらず、人が立ち入ることができるもの。

イ 規則第 5 5 条の 2 に該当し、次の（ア）又は（イ）に該当する土地（ただし、規則第 5 5 条第 3 項に掲げる要件に該当する土地は除く。以下「地下水汚染拡大防止区域」という。）

（ア）対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準を超えている場合

当該第二地下水基準を超える特定有害物質について溶出量基準を超える汚染土壌が存在する区画

（イ）対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下である場合

一定濃度を超える土壌汚染（第二溶出量基準を超える土壌の汚染又は第二地下水基準を超える地下水の汚染をいう。以下、同じ。）があり、（3）ウに掲げる措置が実施されていない区画

ウ 上記ア及びイのいずれにも該当しない処理基準を超える土地（以下「要管理区域」という。）

(2) 土壌汚染の除去等の措置の範囲【大幅変更】

土壌汚染の除去等の措置の範囲は、（1）で設定した区域ごとに、次のとおりとする。

ア 要対策区域

溶出量基準を超える汚染土壌が存在する範囲及び含有量基準を超え被覆等の措置がされていない汚染土壌が存在する範囲

イ 地下水汚染拡大防止区域第二溶出量基準を超える汚染土壌が存在する範囲及び第二地下水基準を超える地下水が存在する範囲

ウ 要管理区域

汚染土壌の存在する部分のうち土地の掘削等を行う範囲

(3) 土壌汚染の除去等の措置の方法及びその選択理由【大幅変更】

次のアに定める区域ごとの達成すべき水準に応じて、イに定めるところにより土壌汚染の除去等の措置を選定し、当該選定した措置に対応するウに掲げる措置の方法の内容に従って実施する。

土壌汚染の除去等の措置の選定にあたっては、措置の実施に伴う環境面、

経済面、社会面への影響を考慮するよう努め、必要に応じて関係者とともに検討したうえで、選定した措置の選択理由を明らかにする。

土壌汚染の除去等の措置の実施にあたり、より詳細に汚染状況を把握する必要がある場合には、詳細調査を実施するものとする。

ア 区域ごとの達成すべき水準

(ア) 要対策区域

- a 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準を超えている場合

土壌溶出量が処理基準以下となるように汚染を除去すること又は溶出量基準を超える汚染土壌を適切に封じ込めること。

- b 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合

土壌溶出量が処理基準以下となるように汚染を除去すること、溶出量基準を超える汚染土壌を適切に封じ込めること又は地下水の汚染状態が地下水基準以下であることを継続監視すること。

- c 含有量基準を超える汚染土壌があり被覆等の措置が実施されていない場合

土壌含有量が処理基準以下となるように汚染を除去すること又は被覆等の措置により人と含有量基準を超える汚染土壌との接触を遮断すること。

(イ) 地下水汚染拡大防止区域

- a 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準を超えている場合

対象地境界において、地下水が第二地下水基準以下となるように汚染を除去すること又は封じ込め等の方法により地下水汚染の拡大を防止すること。

- b 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下である場合

第二溶出量基準を超える汚染土壌及び第二地下水基準を超える地下水を除去又は適切に封じ込めること、又は対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下であることを継続監視すること。

(ウ) 要管理区域

土地の改変に伴い、土壌及び地下水の汚染の拡散を生じさせないこと。

イ 土壌汚染の除去等の措置の選定

(ア) 要対策区域

- a 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準を超えている場合

土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大防止のうち、溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表において適用可能とされた措置のいずれかを選定する。

- b 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合

土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大防止のうち、溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表において適用可能とされた措置又は地下水の水質の継続監視のいずれかの措置を選定する。

- c 含有量基準を超える汚染土壌がある場合土壌汚染の除去、土壌入換え、盛土、舗装又は立入禁止のいずれかの措置を選定する。

(イ) 地下水汚染拡大防止区域

- a 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準を超えている場合

土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大防止のうち、溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表において適用可能とされた措置のいずれかの措置を選定する。土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め又は不溶化のいずれかを選定した場合にあっては、当該措置の実施の期間中、対象地境界においてウ（カ）bに掲げる地下水の水質の継続監視を併せて実施する。

- b 対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下である場合

土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大防止のうち、溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表において適用可能とされた措置又は地下水の水質の継続監視のいずれかの措置を選定する。土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め又は不溶化のいずれかを選定した場合にあっては、当該措置の実施の期間中、対象地境界においてウ（カ）bに掲げる地下水の水質の継続監視を併せて実施する。

(ウ) 要管理区域

改変に伴い、土壌汚染の除去等の措置を実施する場合は、次の a 及び b に従って措置を選定する。

a 溶出量基準を超えている場合

土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め及び不溶化のうち溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表において適用可能とされた措置のいずれかの措置を選定する。

b 含有量基準を超えている場合

土壌汚染の除去、土壌入換え、盛土、舗装又は立入禁止のいずれかの措置を選定する。

ウ 措置の方法の内容 **【一部追加】**

(ア) 土壌汚染の除去

a 汚染土壌の掘削による除去

汚染土壌を掘削し、掘削された場所を汚染土壌以外の土壌（汚染土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して汚染土壌以外の土壌となったものを除く。以下同じ。）により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。

b 原位置での浄化による除去

土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の汚染土壌を掘削せずに行う方法により、汚染土壌から特定有害物質を除去すること。

(イ) 一定濃度を超える土壌汚染の除去 **【新設】**

a 第二溶出量基準を超える汚染土壌の掘削による除去

第二溶出量基準を超える汚染土壌を掘削し、掘削された場所を第二溶出量基準を超える汚染土壌以外の土壌（第二溶出量基準を超える汚染土壌を、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更することにより第二溶出量基準を超える汚染土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により埋めること（（ア） a に該当するものを除く。）。

b 第二溶出量基準を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去

土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の汚染土壌を掘削せずに行う方法により、汚染土壌から特定有害物質を除去し、第二溶出量基準以下の汚染土壌とすること（（ア） b に該当するものを除く。）。

c 第二地下水基準を超える地下水の浄化

土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、地下水から特定有害物質を除去し、第二地下水基準以下とすること（汚染土壌が第二溶出量基準に適合している場合に限る。）。

(ウ) 封じ込め

a 原位置封じ込め

(a) 第二溶出量基準を超える汚染状態にある土地にあつては、汚染土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準以下となるような汚染状態にある土地とすること。

(b) 汚染土壌のある範囲の側面を囲み、汚染土壌の下にある不透水層（厚さが 5 メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒 100 ナノメートル（岩盤にあつては、ルジオン値が 1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であつて、最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

(c) (b) の構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが 10 センチメートル以上のコンクリート又は厚さが 3 センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

(d) (c) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(e) (c) により設けられた覆いをコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないとき認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ (c) により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆うこと。

b 遮水工封じ込め

(a) 汚染土壌を掘削し、掘削された汚染土壌のうち第二溶出量基準を超える汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準以下の汚染状態にある土壌とすること。

(b) 対象地内において不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部に (a) により掘削され

た汚染土壌を埋め戻すこと。

(c) (b) により埋め戻された場所を、厚さが 10 センチメートル以上のコンクリート又は厚さが 3 センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

(d) (c) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(e) (c) により設けられた覆いをコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ (c) により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆うこと。

c 遮断工封じ込め

(a) 汚染土壌を掘削すること。

(b) 対象地内において汚染土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設けること。

一軸圧縮強度が 1 平方メートルにつき 25 ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35 センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。埋め戻す汚染土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。

(c) (b) により設けられた仕切設備の内部に、(a) により掘削した汚染土壌を埋め戻すこと。

(d) (c) により埋め戻しを行った後、開口部を (b) の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。

(e) (d) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(f) (d) により設けられた覆いをコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ (d) により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆うこと。

(エ) 不溶化

a 原位置不溶化

(a) 汚染土壌を、薬剤の注入その他の汚染土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して、処理基準以下の汚染状態にある土地とすること。

- (b) (a) により性状の変更を行った範囲について、対象地外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じること。
- b 不溶化埋め戻し
  - (a) 汚染土壌を掘削し、掘削された汚染土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して、処理基準以下の汚染状態にある土壌とすること。
  - (b) (a) により埋め戻された場所について、対象地外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じること。
- (オ) 地下水汚染の拡大の防止 **【新設】**
  - a 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止
    - (a) 土壌汚染に起因する汚染地下水（要対策区域の場合は地下水基準を超える地下水、地下水汚染拡大防止区域の場合は第二地下水基準を超える地下水のことをいう。以下、同じ。）の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。
    - (b) (a) により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、地下水基準以下として公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を下水道法の排除基準に適合させて下水道に排除すること。
    - (c) 当該土地の汚染地下水が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、汚染地下水が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。
  - b 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止
    - (a) 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。）を設置すること。
    - (b) 当該土地の汚染地下水が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁に観測井を設

け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、汚染地下水が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

(カ) 地下水の水質の継続監視 **【新設】**

a 要対策区域で実施する場合

当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、年4回を1年間、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回、定期的に地下水を採取し、当該地下水の特定有害物質の濃度を測定すること。

b 地下水汚染拡大防止区域で実施する場合

当該土地の土壌及び地下水の汚染が周辺の土地の地下水に与える影響を的確に把握できると認められる対象地境界周辺の地点に観測井を設け、措置実施前の地下水の汚染状態に応じて次に掲げる頻度により定期的に地下水を採取し、当該地下水の特定有害物質の濃度を測定すること。

(a) 措置実施前の地下水調査の結果が地下水基準以下である場合  
年1回

(b) 措置実施前の地下水の汚染状態が地下水基準を超えかつ第二地下水基準以下である場合  
年2回

(c) 措置実施前の地下水の汚染状態が第二地下水基準を超える場合  
年4回

(キ) 土壌入換え

a 対象地外土壌入換え

(a) 対象地内の土壌を掘削し、(b)により覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障を生じさせないようにすること。

(b) 対象地の土地のうち地表から深さ50センチメートルまでに汚染土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の汚染土壌以外の土壌(当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができない

もの（以下「モルタル等」という。）により覆うこと。

(c) (b) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

b 対象地内土壌入換え

(a) 汚染土壌のある範囲において、汚染土壌及び地表から当該汚染土壌のある深さより 50 センチメートル以上深い深さまでの汚染土壌以外の土壌を掘削すること。

(b) (a) により掘削を行った場所に (a) により掘削された汚染土壌を埋め戻すこと。

(c) (b) により埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、(a) により掘削された汚染土壌以外の土壌により覆うこと。

(d) (c) により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(ク) 盛土

a 対象地の土地を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが 50 センチメートル以上の汚染土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。

b a により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(ケ) 舗装

a 対象地の土地を、厚さが 10 センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが 3 センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。

b a により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(コ) 立入禁止 **【新設】**

a 対象地の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。

b 対象地の区域外への汚染土壌の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じること。

c a により設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外

の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。

エ 土壌汚染の除去等の措置の特例【新設】

(ア) 法の規定による汚染の除去等の措置の実施に係る特例

法第 7 条の規定による汚染の除去等の措置は、ウの規定による措置とみなす。

(イ) 目標地下水濃度を設定する場合の特例【検討中】

目標地下水濃度を設定した場合には、地下水基準（及び第二地下水基準）の代わりに目標地下水濃度を設定することができる（改正法施行規則と同様の内容を基本として作成する）

オ 施行の基準【新設】【検討中】

土壌汚染の除去等の措置の実施にあたっては、以下の基準に従って実施する。

(ア) 汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。

(イ) 汚染土壌（溶出量基準に係るものに限る。）が帯水層に接しないようにすること。ただし、規則第 55 条第 3 項に該当する土地で実施する場合は、この限りでない。

(ウ) 措置の実施後、本指針に定める土壌汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

（法施行規則第 53 条関連の内容を記載予定。改正法施行規則と同様の内容を基本として作成する）

(4) 土壌汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期

土壌汚染の除去等の措置の開始及び終了の予定時期を明らかにする。

(5) 土壌汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策【一部追加】

土壌汚染の除去等の措置の期間中、次に掲げるところにより必要に応じた環境保全上の対策を講じる。なお、当該土地で実施が可能な環境保全対策については、積極的に実施することを原則とする。

ア 発生ガス及び排出ガスの対策並びに悪臭の放出及び油の流出の防止対策のための発生地点の密閉化、ガス等の処理施設の設置等を行う。

イ 汚水の対象地外への排出防止のための集水施設及び処理施設の設置等を行う。

ウ 土壌の飛散防止又は汚染処理の区域外への拡散を防止するための散水設備、防風ネット、洗車設備の設置等を行う。

エ 汚染処理の実施による周辺環境への影響について確認するため、対象地の周辺の土壌、公共用水域、地下水及び大気中の特定有害物質に

ついて定期的に測定し、影響が見られる場合にはアからウまでの対策を検証し、当該対策を適切に実施する。

オ 騒音及び振動の発生を抑制するため、低騒音、低振動の機材の使用等を行う。

カ エネルギーの消費を抑制するため、燃費性能の良い機材及び車両の使用、搬出距離及び運搬手段の最適化等を行う。

キ 廃棄物の発生を抑制するため、資材調達量の適正化及びリサイクル可能な資材の選択等を行う。

ク 薬剤等を使用する場合にあっては、当該土地の土壌地下水環境への影響に配慮した材料を選択する。

ケ 対象地の周囲の外部から見やすい場所に、次に掲げる事項等について掲示する。

- (ア) 汚染の状況
- (イ) 措置の区域
- (ウ) 措置の方法
- (エ) 措置の開始及び終了の時期
- (オ) 措置の期間中の環境保全対策
- (カ) 措置の進捗状況
- (キ) 問合せ窓口

(6) 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

汚染土壌を対象地外へ搬出する場合には、次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により、搬出及び搬出先での処理を実施する。

ア 汚染土壌の搬出【明確化】

汚染土壌の搬出に当たっては、原則として法施行規則第 6 5 条の基準により実施する。これに依り難い場合は、次に掲げるところによるものとし、対策計画において運搬の方法を具体的に記載する。

- (ア) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講じること。
- (イ) 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

イ 汚染土壌の搬出先での処理【明確化】

汚染土壌の搬出先での処理は、次に掲げるところによる。

- (ア) 汚染土壌を処理する施設は、法第 2 2 条に基づく許可を有する汚染土壌処理施設とする。
- (イ) 汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理は、処理業省令第 5 条で定める汚染土壌の処理に関する基準に準じて実施するものと

する。これに依り難い場合は、対策計画においてその理由及び汚染土壌の適切な処理のために必要な代替措置について具体的に記載する。

ウ 管理票の交付等

汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、法施行規則第●号様式による管理票について、法第 20 条の規定に準じ、運搬者への交付、回付された管理票の写しの確認、管理票の保存を実施する。これに依り難い場合は、対策計画において、次に定めるところにより管理票を交付することとし、使用する管理票の様式及び記載事項、交付、回付、保存の方法を具体的に記載する。

(ア) 管理票の交付

管理票は、次に定めるところにより交付する。

- a 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、当該汚染土壌の運搬先が 2 以上である場合には、運搬先ごとに交付する。
- b 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

(イ) 管理票の記載事項

管理票に記載する事項は、次のとおりとする。

- a 当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- b 当該委託に係る汚染土壌の体積
- c 当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称
- d 管理票の交付年月日及び交付番号
- e 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- f 対象地の所在地
- g 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名
- h 運搬受託者の住所及び連絡先
- i 運搬の際、積替え等を行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- j 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- k 処理受託者の住所及び連絡先
- l 当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌を処理する施設の名称及び所在地

m 当該委託に係る汚染土壌の荷姿

エ 汚染の原因が専ら自然的原因である土地の土壌の搬出及び搬出先での管理の方法 **【新設】**

上記イ及びウの規定にかかわらず、条例第 122 条第 1 項第 2 号の土壌（以下「自然由来等基準不適合土壌」という。）の搬出は次に定めるところによるものとする。

(ア) 自然由来等基準不適合土壌の搬出先は、イ（ア）の汚染土壌処理施設のほか、次の土地への搬出を可能とする。

- a 同一の自然由来地層の広がり認められる土地において、受入先の土地が受入土壌を適切に管理すると認められる場合
- b 同一の埋立契機による埋立地において、受入先の土地が受入土壌を適切に管理すると認められる場合
- c 汚染土壌等の受入基準を有する機関等において、その基準に適合していることが受入先の求める試験方法により確認された場合（汚染の拡散につながらないことが確実に担保できることを確認できる場合に限る。）

(イ) (ア) a から c により搬出する場合は、対策計画において搬出先における土壌の受入基準及び汚染土壌の管理の方法を記載する。

(ウ) 汚染土壌の搬出、運搬及び受入については、都度記録を作成すること。

(7) 土壌汚染の除去等の措置の実施状況の報告時期

土壌汚染の除去等の措置の実施にあたり、(3) ウに掲げる各措置に係る工事が終了した時点の報告、地下水の水質の継続監視を実施した場合にあたってはその調査結果の報告等、措置の実施状況に係る報告を行う時期を明らかにする。

3 汚染拡散防止計画の策定及び実施 **【大幅変更】**

汚染拡散防止計画は、次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により、策定し、実施するものとする。

なお、汚染拡散防止計画書は、土地の改変または汚染地の改変に着手する日の前までに知事に提出するものとする。

(1) 汚染の状況 **【大幅変更】**

汚染拡散防止計画の策定に必要な汚染状況調査の結果及び汚染地改変の経緯や詳細な実施状況について整理し、2 (1) に準じて区域を設定する。ただし、(3) で調査を追加する場合にあつては、当該調査の結果も考慮して区域を設定するものとする。

(2) 汚染の拡散防止の範囲【大幅変更】

汚染の拡散防止の措置の範囲は、(1) で設定した区域ごとに、次のとおりとする。ただし、汚染の原因が対象地に存在しないことが明らかな場合は掘削する深度までとする。

ア 要対策区域

溶出量基準を超える汚染土壌が存在する範囲及び含有量基準を超え、被覆等の措置がされていない汚染土壌が存在する範囲

イ 地下水汚染拡大防止区域

第二溶出量基準を超える汚染土壌が存在する範囲及び第二地下水基準を超える地下水が存在する範囲

ウ 要管理区域

汚染土壌の存在する部分のうち土地の掘削等を行う範囲

(3) 汚染の拡散防止の方法及びその選択理由【大幅変更】

アに定める区域ごとの達成すべき水準に応じて、イに定めるところにより汚染の拡散防止の措置の方法を選定し、当該汚染の拡散防止の措置に対応する 2 (3) ウに掲げる汚染の拡散防止の措置の内容に従って実施する。

汚染の拡散防止の措置の方法の選定にあたっては、措置の実施に伴う環境面、経済面、社会面への影響を考慮するよう努め、必要に応じて関係者とともに検討したうえで、選択した方法の選択理由を明らかにする。

汚染の拡散防止の措置の実施にあたり、より詳細に汚染状況を把握する必要がある場合には、詳細調査を実施するものとする。

ア 区域ごとの達成すべき水準

(ア) 要対策区域

a 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準を超えている場合

土壌溶出量が処理基準以下となるように汚染を除去すること又は汚染土壌を適切に封じ込めること。

b 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合

土壌溶出量が処理基準以下となるように汚染を除去すること、汚染土壌を適切に封じ込めること又は地下水の汚染状態が地下水基準以下であることを継続監視すること。

c 含有量基準を超える汚染土壌があり、被覆等の措置が実施されていない場合

土壌含有量が処理基準以下となるように汚染を除去すること又は

被覆等の措置により人と汚染土壌との接触を遮断すること。

(イ) 地下水汚染拡大防止区域

- a 対象地境界において第二地下水基準を超える地下水がある場合  
第二溶出量基準を超える汚染土壌及び第二地下水基準を超える地下水を除去すること又は適切に封じ込めるなどして対象地境界において、地下水が第二地下水基準以下となるようにすること。
- b 対象地境界において地下水が第二地下水基準以下である場合  
第二溶出量基準を超える汚染土壌及び第二地下水基準を超える地下水を除去又は適切に封じ込めること、又は対象地境界において地下水が第二地下水基準以下であることを継続監視すること。

(ウ) 要管理区域

土地の改変に伴い、土壌及び地下水の汚染の拡散を生じさせないこと。

イ 汚染の拡散防止の措置の選定

(ア) 要対策区域

- a 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準を超えている場合  
土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大防止のうち、溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表において適用可能とされた措置のいずれかを選定する。
- b 溶出量基準を超える汚染土壌があり、地下水の汚染状態が地下水基準以下である場合  
土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大防止のうち、溶出量基準を超えている特定有害物質種類に応じ、別表において適用可能とされた措置又は地下水の水質の継続監視のいずれかの措置を選定する。
- c 含有量基準を超える汚染土壌がある場合  
土壌汚染の除去、土壌入換え、盛土、舗装又は立入禁止のいずれかの措置を選定する。

(イ) 地下水汚染拡大防止区域

- a 対象地境界において第二地下水基準を超える地下水がある場合  
土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大防止のうち、溶出量基準を超えている特定有害物質種類に応じ、別表において適用可能とされた措置のいずれかの措置を選定する。土壌汚染の除去、一定濃度を超え

る土壌汚染の除去、封じ込め又は不溶化のいずれかを選定した場合にあっては、当該措置の実施の期間中に対象地境界において、地下水の水質の継続監視を併せて実施する。

b 対象地境界において地下水が第二地下水基準以下である場合

土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め、不溶化及び地下水汚染の拡大防止のうち、溶出量基準を超えている特定有害物質種類に応じ、別表において適用可能とされた措置又は地下水の水質の継続監視のいずれかの措置を選定する。土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め又は不溶化のいずれかを選定した場合にあっては、当該措置の実施の期間中に対象地境界において、地下水の水質の継続監視を併せて実施する。

(ウ) 要管理区域

改変に伴い、土壌汚染の除去等の措置を実施する場合は、次の a 及び b に従って措置を選定する。

a 溶出量基準を超えている場合

土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め及び不溶化のうち溶出量基準を超えている特定有害物質の種類に応じ、別表において適用可能とされた措置のいずれかの措置を選定する。

b 含有量基準を超える土壌

土壌汚染の除去、土壌入換え、盛土、舗装又は立入禁止のいずれかの措置を選定する。

ウ 汚染の拡散防止の措置の特例

(ア) 法の規定による汚染の除去等の措置の実施に係る特例

法の規定により汚染の除去等の措置を実施するときは、ウの規定によらず、措置を実施することができる。

(イ) 目標地下水濃度を設定する場合の特例【検討中】

目標地下水濃度を設定した場合には、地下水基準（及び第二地下水基準）の代わりに目標地下水濃度を設定することができる（改正法施行規則と同様の内容を基本として作成する）

エ 施行の基準【新設】

2（3）エの施行の基準に従って実施する。この場合において、「土壌汚染の除去等の措置」は「汚染の拡散防止の措置」と読み替えるものとする。

(4) 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期

汚染の拡散防止の開始及び終了の予定時期を明らかにする。

(5) 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策等

汚染の拡散防止の措置の期間中、周辺環境に支障を及ぼすことがないように、2 (5) に掲げるところにより必要に応じた環境保全上の対策を講じる。なお、当該土地で実施が可能な環境保全対策については、積極的に実施することを原則とする。この場合において、「土壌汚染の除去等の措置」は「汚染の拡散防止の措置」と読み替えるものとする。

(6) 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法【明確化】

汚染土壌を対象地外へ搬出する場合には、2 (6) に掲げる方法により、搬出及び搬出先での処理を実施する。この場合において、「対策計画」は「拡散防止計画」と読み替えるものとする。

(7) 汚染の拡散防止の措置の実施状況の報告時期

汚染の拡散防止の措置の実施にあたり、(3) ウに掲げる各措置に係る工事が終了した時点の報告、地下水の水質の継続監視を実施した場合にあたってはその調査結果の報告等、措置の実施状況に係る報告を行う時期を明らかにする。

4 土壌汚染の除去等の措置又は汚染の拡散防止の措置の完了【大幅変更】

対策計画又は拡散防止計画に基づき、土壌汚染の除去等の措置又は汚染の拡散防止の措置を行ったときは、実施した措置の内容に応じて(1)から(5)までに掲げる措置が実施されたことの確認等を行い、措置が適格に実施され、当該計画の目標が達成されたことを確認するものとする。

(1) 措置が実施されたことの確認方法

ア 土壌汚染の除去

(ア) 汚染土壌の掘削による除去

次の a から c までの確認を行う。

- a 汚染土壌が存在する範囲が掘削により除去されたことを検尺等により確認し、記録すること。
- b 埋戻しを実施する場合は、【法の埋戻し基準】に準じて確認した土壌であることを計量証明等により確認すること。c 管理票により運搬及び処理が適切に完了したことを確認すること。

(イ) 原位置での浄化による除去

浄化後に、原則として単位区画に1地点の割合で、表層及び深さ1メートルから基準不適合土壌が存在する深度までの1メートルごとの土壌を採取し、各位置の土壌溶出量及び土壌含有量が処理基準以下であることを確認すること。

イ 一定濃度を超越する土壌汚染の除去【新設】

(ア) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の掘削による除去

次の a から c までの確認を行う。

- a 第二溶出量基準を超える汚染土壌が存在する範囲が掘削により除去されたこと検尺等により確認し、記録すること。
- b 埋戻しを実施した場合は、第二溶出量基準に適合している土壌で埋め戻したことを埋戻し土壌の分析結果等により確認すること
- c 運搬時の管理票により処理が適切に完了したことを確認すること。

(イ) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去

浄化後に、原則単位区画に 1 地点の割合で、第二溶出量基準不適合土壌が存在する深度の範囲の 1 メートルごとの土壌を採取し、第二溶出量基準に適合していることを確認すること。

(ウ) 第二地下水基準を超える地下水の浄化

浄化後に、措置実施範囲の地下水の状況を適切に把握できる地点において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることを確認すること。

ウ 封じ込め

(ア) 原位置封じ込め

2(3)ウ(ウ)a に従って施行されていることの確認をすること。  
また、(2)に掲げる措置の完了の要件が確認されるまでの間、構造物に囲まれた範囲に 1 以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

(イ) 遮水工封じ込め

2(3)ウ(ウ)b に従って施行されていることの確認をすること。  
また、(2)に掲げる措置の完了の要件が確認されるまでの間、土壌が埋め戻された場所の内部に 1 以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

(ウ) 遮断工封じ込め

2(3)ウ(ウ)c に従って施行されていることの確認をすること。  
また、(2)に掲げる措置の完了の要件が確認されるまでの間、土壌が埋め戻された場所の内部に 1 以上の観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

エ 不溶化

(ア) 原位置不溶化

2(3)ウ(エ)a に従って施行されていることの確認をすること。  
また、性状の変更を行った汚染土壌の範囲について、単位区画ごとに深さ 1 メートルから汚染土壌のある深さまでの 1 メートルごと

の土壌を採取し、当該土壌について溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

(イ) 不溶化埋め戻し

2 (3) ウ (エ) b に従って施行されていることの確認をすること。また、性状の変更を行った土壌について、おおむね 100 立方メートルごとに 5 点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌について溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

オ 地下水汚染の拡大の防止 **【新設】**

2 (3) ウ (オ) に従って施行されていることの確認をすること。

カ 地下水の水質の継続監視 **【新設】**

2 (3) ウ (カ) に従った頻度で地下水を採取し、その結果を報告すること。

キ 土壌入換え

(ア) 対象地外土壌入換え

2 (3) ウ (キ) a に従って施行されていることの確認をすること。

管理票により運搬及び処理が適切に完了したことを確認すること。

(イ) 対象地内土壌入換え 2 (3) ウ (キ) b に従って施行されていることの確認をすること。

ク 盛土

2 (3) ウ (ク) に従って施行されていることの確認をすること。

ケ 舗装

2 (3) ウ (ケ) に従って施行されていることの確認をすること。

コ 立入禁止 **【新設】**

2 (3) ウ (コ) に従って施行されていることの確認をすること。

(2) 措置の完了の要件 **【新設】**

次のア又はイの確認をすること

ア 処理基準を超える汚染土壌がなくなったことの確認

土壌汚染の除去を実施し、その効果の確認のための調査として、地下水の下流側の当該土地の周縁に 1 以上の観測井を設け、1 年に 4 回以上定期的に地下水を採取し、地下水基準以下である状態が 2 年間継続することを確認すること。ただし、掘削による除去を実施した場合であって措置の実施前に地下水の汚染状態が地下水基準以下であることが確認されている場合にあつては、地下水基準以下である状態を 1 回確認すること。また、地下水汚染拡大防止区域の場合にあつては、上記の効果の確認のための調査に加え、当該調査の終期に、対象地境

界において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることを確認すること。

イ 処理基準を超える汚染土壌が対象地内に残存するが、規則第 5 4 条第 3 項及び規則 5 5 条の 2 のいずれにも該当しない土地となったことの確認

当該土地の状況に応じて、次の（ア）から（エ）のうち、該当する要件の確認をすること。

（ア）含有量基準を超える土壌が存在する場合

土壌入換え、盛土、舗装又は立入禁止のいずれかの措置を実施した場合にあっては、各措置ごとに（1）キからロまでの確認がされていること。

（イ）要対策区域の場合

封じ込め又は不溶化を実施した場合にあっては、その効果の確認のための調査として、地下水の下流側の当該土地の周縁に 1 以上の観測井を設け、1 年に 4 回以上定期的に地下水を採取し、地下水基準以下である状態が 2 年間継続することを確認すること。

地下水の水質の継続監視を実施した場合にあっては、必要な頻度で定期的に地下水を採取し、地下水基準以下である状態を 5 年間継続することを確認すること、かつ、直近の 2 年間に於いて年 4 回以上測定しており、当該地下水の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えるおそれがないことを確認すること。

（ウ）地下水汚染拡大防止区域の場合

一定濃度を超える土壌汚染の除去、封じ込め又は不溶化を実施した場合にあっては、その効果の確認のための調査として、地下水の下流側の当該土地の周縁に 1 以上の観測井を設け、1 年に 4 回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水基準以下である状態が 2 年間継続することを確認すること。ただし、一定濃度を超える汚染土壌の掘削による除去を実施した場合であって、措置の実施前に地下水の汚染状態が第二地下水基準以下であることが確認されている場合にあっては、第二地下水基準以下であることを 1 回以上確認すること。また、上記の効果の確認のための調査の終期に、対象地境界において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることを確認すること。

地下水の水質の継続監視を実施した場合にあっては、必要な頻度で定期的に地下水を採取し、第二地下水基準以下である状態を 5 年間継続することを確認すること、かつ、直近の 2 年間に於いて年 4 回以上測定しており、当該地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準

を超えるおそれがないことを確認すること。

(エ) 要管理区域の場合

次の a 及び b の確認を行うこと。

a 要対策区域相当であった土地で溶出量基準を超える汚染土壌が封じ込められており、その構造物等に手を加えた場合は、(イ)による効果の確認を実施すること。

b 地下水汚染拡大防止区域相当であった土地で第二溶出量基準を超える汚染土壌が封じ込められており、その構造物等に手を加えた場合は、(ウ)による確認を実施すること。

(3) 施行方法の確認【新設】

実施した土壌汚染の除去等の措置又は汚染の拡散防止の措置並びに土地の改変が、2(3)オ又は3(3)エに掲げる施行の基準に基づき対策計画又は拡散防止計画のとおり実施されたことを確認する。

(4) 周辺環境保全の実施結果の確認【新設】

2(5)又は3(5)に掲げる措置の期間中の環境保全対策について対策計画又は汚染拡散防止計画のとおり実施されたことを確認する。

(5) 汚染土壌の搬出及び処理の完了の確認【新設】

実施した土壌汚染の除去等の措置又は汚染の拡散防止の措置並びに土地の改変において、汚染土壌の搬出を行った場合にあっては、管理票により汚染土壌の搬出及び処理が適切に完了したことを確認する。

別表 措置の種類及び適用可能性

	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
1 土壌汚染の除去 (1) 掘削による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 原位置での浄化による除去	適用可能	適用可能	適用可能
2 一定濃度を超える土壌汚染の除去 (1) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の掘削による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 第二溶出量基準を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去	適用可能	適用可能	適用可能
(3) 第二地下水基準を超える地下水の浄化	適用可能(汚染土壌が第二溶出量基準に適合している場合に限る。)	適用可能(汚染土壌が第二溶出量基準に適合している場合に限る。)	適用可能(汚染土壌が第二溶出量基準に適合している場合に限る。)
3 封じ込め (1) 原位置封じ込め	適用可能	適用可能	適用可能(第二溶出量基準に適合する土壌に限る。)
(2) 遮水工封じ込め	適用可能	適用可能	適用可能(第二溶出量基準に適合する土壌に限る。)
(3) 遮断工封じ込め	不適	適用可能	適用可能
4 不溶化 (1) 原位置不溶化	不適	適用可能(第二溶出量基準に適合する土壌に限る。)	不適

(2) 不溶化埋戻し	不適	適用可能 (第二溶出量基準に適合する土壤に限る。)	不適
5 地下水汚染の拡大の防止 (1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止	適用可能	適用可能	適用可能
(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止	適用可能	適用可能	適用可能

附 則 (平成●年告示第●●●●号)

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 【検討中】経過措置等について、第4回検討委員会の検討を踏まえて作成する。

(素案)

都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について

(最終取りまとめ)

## 「最終取りまとめ」(素案) について

## 【最終取りまとめの作成方針】

中間とりまとめまでの議論に、その後の議論を加筆し、条例条文等への反映状況を整理した。

最終取りまとめの確定時期は、条例・規則等公布後(31年1月～2月)を予定している。

## 【素案に関する留意点】

本稿中の記載における時制は、各規定が確定したことを想定したものとしている。また、各見直し事項に関連する条例規定、規則規定の抜粋を置いている。

これらは、あくまでも現時点(第4回検討委員会時点)での案であり、今後公布までの間に変更が生じ得るものである。その他の記載についても同様である。

平成31年 月

東京都環境局

## はじめに

土壌汚染は蓄積性が強く、地下水の汚染とも密接に関連し、その影響が長期に及ぶため、改善策を着実に進めていくことが必要である。

都では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）に基づき土壌汚染対策制度を、国に先駆けて平成 13 年から施行し、主に工場等の廃止時の調査・対策及び土地改変時の調査・対策等の規制を行ってきた。条例の施行後、土壌汚染対策法（以下「法」という。）が平成 15 年に施行され、有害物質使用特定施設の廃止時の調査が義務化されたのに続き、平成 22 年には大規模に法が改正され、土地の形質変更時の調査の規定が追加されるなど、土壌汚染対策制度を取り巻く環境は変化してきた。

法は平成 22 年 4 月の現行法の施行から 5 年が経過したことから、平成 27 年 12 月に中央環境審議会に対し、今後の土壌汚染対策の在り方を諮問した。この状況を受け、都は「東京都環境基本計画（平成 28（2016）年 3 月）」において、「法規制の見直しを国へ提案要求するとともに、その結果を踏まえ、条例による都の制度についても適切な対応を行っていく（p. 89）」こととした。国への提案要求は平成 28 年 3 月に実施し、これを受けた土壌汚染対策法の改正についても、平成 29 年 5 月 19 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日に全面施行されることとなっている。

本資料は、法制度の見直しを受けた、都における土壌汚染対策制度の見直しの検討について、平成 29 年度から 30 年度にかけて開催した土壌汚染対策検討委員会の議論を中心に、検討の経緯及び制度見直しの最終的な結論をとりまとめたものである。

今回の制度見直し検討の最大の成果は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の一部改正（平成 30 年 月 日公布、平成 31 年 4 月 1 日施行）である。このため、改正後の条例及び条例施行規則に今回の各検討結果がどのように反映されたのかについての整理についても行っている。

本取りまとめが、見直し後の新制度の内容への理解を深めること、同様の制度見直しを検討する他自治体の参考となること、また都において将来的に制度見直しの契機が再度生じたときに、過去の経験として活用されることを期待する。

## 目次

第1章	環境確保条例による土壌汚染対策制度の見直しの経緯	5
第1	環境確保条例及び土壌汚染対策法の施行及び改正の経緯	5
第2	改正前の条例における土壌汚染対策制度の特徴	5
第3	改正前の条例・土壌汚染対策制度の課題	6
第4	今後の東京都の土壌汚染対策のあり方	7
第5	制度の見直しに係る検討の経過	7
第2章	都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討	8
第1	条例の目的・規制対象	8
1	規制の対象とする有害物質の定義	8
2	対象とするリスク	9
2	(1) 健康リスクの定義	10
2	(2) 飲用井戸情報の収集等	12
2	(3) 地下水環境保全の考え方	14
3	自然由来等基準不適合土壌の扱い	17
4	調査・対策義務の原則	19
第2	土壌汚染情報の公開	21
1	情報の公開の手法	21
2	情報の公開の範囲	23
第3	調査実施の契機	25
1	第116条(工場等)に基づく調査の実施の時期	25
2	第116条(工場等)に基づく調査の猶予	28
3	第116条(工場等)に基づく調査義務の承継	32
4	第117条(土地改変時)の適用除外となる行為の明確化	35
5	土壌汚染対策法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応	38
6	操業中の工場等における自主的な調査	39
第4	対策の要件等	41
1	対策の要件	41
2	健康リスクのある土地における対策	43
3	周辺への地下水汚染の拡大のおそれのある土地における対策	45
4	対策の義務の課し方	47
第5	汚染地のリスク管理	51
1	汚染地の改変に係る拡散防止	51
2	記録の保管・承継	53
3	自然由来等基準不適合土壌の搬出	55

第6	法との重複の整理	57
1	汚染状況調査の方法	57
2	条例第116条と法第3条の調査報告の重複	59
3	条例第117条と法第4条の調査報告の重複	61
4	対策・拡散防止に係る重複	62
5	汚染を管理する台帳の重複	64
第7	その他	65
1	第116条調査義務等勧告違反への対応	65
2	費用の請求	67
3	土地所有者等の協力義務	68
4	最適な土壌汚染対策の選択の促進	69
	参考資料	71

## 用語一覧

特に断りのない場合、以下の略語を用いた。

「法」 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

「改正法」 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律 33 号）

「改正前の法」 改正法施行前の法を指す。

「改正法第一段階施行」 改正法第 1 条の施行（平成 30 年 4 月 1 日）を指す。

「改正法第二段階施行」 改正法第 2 条の施行（平成 31 年 4 月 1 日）を指す。

「改正後の法」 改正法第二段階施行後の法を指す。

「中環審第一次答申」 今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）（中央環境審議会  
平成 28 年 12 月 12 日）を指す。

「中環審第二次答申」 今後の土壤汚染対策の在り方について（第二次答申）（中央環境審議会  
平成 30 年 4 月 3 日）を指す。

「条例」 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）

「改正条例」 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 30  
年条例第 号、平成 31 年 4 月 1 日施行）を指す。

「改正前の条例」 改正条例施行前の条例を指す。

「新条例」 改正条例施行後の条例を指す。

「規則」 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 34 号）

「改正前の規則」 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則（平成 年規則第 号、平成 31 年 4 月 1 日施行）施行前の規則を指す。

「新規則」 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平  
成 年規則第 号、平成 31 年 4 月 1 日施行）施行後の規則を指す。

「指針」 条例第 113 条の規定に基づく土壤汚染対策指針を指す。

「改正前の指針」 東京都土壤汚染対策指針（平成 22 年告示第 407 号）を指す。

「新指針」 東京都土壤汚染対策指針の全部改正について（平成 年告示第 号、平成  
31 年 4 月 1 日施行）施行後の指針を指す。

## 第1章 環境確保条例による土壤汚染対策制度の見直しの経緯

### 第1 環境確保条例及び土壤汚染対策法の施行及び改正の経緯

都では、条例に基づく土壤汚染対策制度を、国に先駆けて平成13年から施行し、主に工場等の廃止時の調査・対策及び土地改変時の調査・対策等の規制を行ってきた。条例の施行後、法が平成15年に施行され、有害物質使用特定施設の廃止時の調査が義務化されたのに続き、平成22年には土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）により大規模な法改正が施行され、土地の形質変更時の調査の規定が追加されるなど、土壤汚染対策制度を取り巻く環境は変化してきた。

近時の動きとして、前回の法改正から5年が経過したことから、国において改正前の法の課題等について検討が行われ、中央環境審議会での議論を経て、平成28年12月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」が取りまとめられた。なお、この検討にあたって、都は、平成28年3月には、「土壤汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見」をとりまとめ、国に対し提言を行ってきたところである。この第一次答申の内容を盛り込んだ改正法が平成29年5月19日に公布された。改正法は、二段階で施行されることとなり、第一段階施行が平成30年4月1日、第二段階施行が公布の日から2年以内（平成31年4月1日）とされた。

この間、条例に基づく土壤汚染対策制度の規定は、平成13年10月に施行して以降、法の施行及び改正に合わせ、規則及び指針の必要な部分を改正し、法との整合及び運用上の調整を行ってきた。

### 第2 改正前の条例における土壤汚染対策制度の特徴

条例は、工場等の事業活動による公害の防止を目的として昭和44年に制定された東京都公害防止条例を全面的に改正し、都市・生活型の公害の拡大、地球環境問題、有害な化学物質など、今日的な環境問題に適切に対応するとともに、工場等の規制の強化を図ることを目的として平成12年に制定された。土壤汚染対策に係る規定はこの時に新たに設けられた。

**改正前**の条例における土壤汚染対策制度は、工場又は指定作業場において有害物質を取り扱っている事業者（以下「有害物質取扱事業者」という。）及び3,000 m<sup>2</sup>以上の敷地において土地の改変を行う者（以下「土地改変者」という。）に対し、土壤の調査や汚染があった場合の対策を求める規定となっており、汚染原因者及び土地開発者の行為に対して規制を行う姿勢をとっている。この点は、基本的に土地所有者等に対し土壤調査及び健康リスクがある場合の措置実施を義務付け、汚染原因者の行為責任と共に土地所有者等の状態責任に立脚して規制を行っている法と、考え方が大きく異なっている部分である。

また、法が「国民の健康の保護」のみを目的としているのに対し、改正前の条例が全体を通して、「現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境

を確保する」ことを目的として、将来世代及び生活環境も含めて幅広く保全の対象として明記している点も考え方が異なっている。この違いは、汚染が確認された場合に、法が現時点で人の健康リスクが判明している場合にのみ対策を求めているのに対し、改正前の条例では地下水環境保全の観点から、現時点での健康リスクの有無によらず、地下水汚染の原因となっている場合に対策を求めていることに現れている。

これらの法と改正前の条例の違いについては、規制上の混乱を防ぐ観点から可能な範囲で法と条例の整合を図りつつも、東京都の地域特性を踏まえ条例本来の目的として考え方を維持していくことが必要であり、双方の観点から検討が必要な状況であった。

### 第3 改正前の条例・土壌汚染対策制度の課題

条例による土壌汚染対策制度は、施行から16年が経過し、この間に法改正等の環境の変化や改正前の条例の運用を蓄積してきた中で様々な課題が浮かび上がっていた。改正前の条例の主な課題としては、次の3点が挙げられる。

#### ① 法との関係性の整理

法の規制対象の拡大により、法と条例の両方が適用される案件が発生しており、重複の解消が求められている。また、土壌汚染があった場合に対策が必要となる要件について法と条例の不整合が発生している。さらに、改正後の法に基づく規制・指導及び事務を円滑に実施するためにも、条例においてもさらなる対応が必要となっている。

#### ② 汚染地情報の公開規定の未整備

法が汚染地の情報を台帳制度により公開しているのに対し、改正前の条例は公開に関する規定がなく、汚染地のリスク管理上の懸念がある。

#### ③ 条例運用上の課題の発生

改正前の条例には工場廃止時の調査における猶予規定が整備されていないことや、未調査事業者への対応するための規定が不足していることで指導上の支障が生じているほか、土地改変時の調査における適用除外規定が不明確であるなどの指摘がある。

また、上記に加えて、法・改正前の条例に含まれていない考え方も広がりつつある。具体的には、工場操業中からの早期の自主的な調査・対策の実施や、土壌汚染対策に係る環境負荷や経済及び社会への影響にも配慮して総合的に最適化を図る、新たな土壌汚染対策の考え方が挙げられる。

都は、法に先駆けて条例制度を運用し、必要に応じて法との整合等を図ってきたが、条例施行から16年が経過していること、及び、法の施行から15年、前回の改正法施行からも8年を経過しており、法の規制が一般化し、また規制対象が拡大していることなどから、法との重複の解消や不整合の整理を行うとともに、条例制度を含めた都の土壌汚染対策制度の役割について改めて考える必要が生じた。

#### 第4 今後の東京都の土壤汚染対策のあり方

条例におけるこれまでの制定等の経緯、特徴及び課題を踏まえて、今後の都の土壤汚染対策のあり方として、法及び条例のそれぞれの特徴を生かしつつ、さらに、自主的な取組推進も含めた「法と条例と自主的な取組のベストミックス」を目指すことを基本方針として、新条例及びこれに基づく制度等の内容を検討することとした。

具体的には、法の健康リスクの考え方を取り入れつつ条例の環境保全の考え方を反映した対策の要件を定めていくこと、改正前の条例における汚染原因者及び土地開発者への規制は条例制定時からの理念であり現場の実態に合致することから引き続き維持していくものの、土地所有者の関与のあり方を明確化していくこと、都内の活発な土地取引を踏まえ土壤汚染情報を積極的に公開していくこと、法と条例の両方が対象となる案件の手続きの簡素化を図ること、操業中の自主的な取組や環境・経済・社会に配慮した取組を推進する仕組みを作ること、などが検討の対象となった。

#### 第5 制度の見直しに係る検討の経過

上記のような問題認識のもと、実務を担う都区市の担当者からの意見を得ながら、平成29年度から平成30年度にかけて、学識経験者及び業界団体代表からなる土壤汚染対策検討委員会等において、都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討を行ってきた。

平成30年4月には、平成29年度の検討内容を踏まえて「都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について（中間とりまとめ）」を作成した。また、その内容をともに区市及び事業者団体等を対象として関係者へのヒアリングを実施した。

平成30年6月4日から7月3日にかけて「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正案（土壤汚染対策制度）について」に関するパブリックコメントを実施し、15名、181件の意見が提出された。なお、全意見に対する回答については8月20日に公表した。

平成30年都議会第三回定例会において「都における土壤汚染対策制度の見直しの方向性について」として、これまでの検討状況及びパブリックコメントの結果を踏まえた見直しの方向性をとりまとめ、報告を行った。

平成30年都議会第四回定例会に、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例」を議案提出し、 月 日に公布された。

改正法第二段階施行に伴う省令改正の公布（ 月 日）を受けて、規則及び指針についても、平成 年 月 日、それぞれ改正について公布及び告示した。

## 第2章 都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討

### 第1 条例の目的・規制対象

#### 1 規制の対象とする有害物質の定義

##### ●中間とりまとめまでの議論

- ・改正前の条例は、第113条の規定により《有害物質に汚染された土壤》を土壤汚染対策制度の対象としている。有害物質は《水質又は土壤を汚染する原因となる物質》として、条例別表第4に28物質が掲げられている。
- ・土壤汚染の判断基準は、《土壤の有害物質の濃度が規則で定める基準（以下「汚染土壤処理基準」という。）を超える場合》としており、法の特定有害物質と同じ物質について、規則別表第12に27物質の基準を定めている。
- ・「有害物質」と「汚染土壤処理基準」の物質については、条例制定当初は一致していたものの、水質に関する規制対象物質の追加が先行することが度々生じており、現状においても一部で相違が発生している。
- ・このため、土壤汚染対策で対象とする「有害物質」が限定されるよう、規定において明確にすべきと考えられる。

##### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○条例の土壤汚染対策制度で規制対象とする物質が、法の「特定有害物質」と一致していることを明確にするよう、条例第113条及び規則に規定する。

##### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・条例の対象物質の名称を「特定有害物質」とする場合、法の用語との混同のおそれについて、指摘があった。このことについては、法の特定有害物質と整合させる意図を明確にするため、法の用語と合わせることにしたものと整理した。
- ・ダイオキシン類、油、1,4-ジオキサン、アスベスト、放射性物質を条例の規制対象等として規定すべきという意見があった。これらの物質については、法の特定有害物質として定められていないことから、条例の規制対象とするには相当な知見の集積と議論を要するものと考えられる。よって、今回の制度見直しでは条例上の対象とすることの検討は行わなかった。

##### ●見直しの内容(最終)

○条例の土壤汚染対策制度で規制対象とする物質が、法の「特定有害物質」と一致していることを明確にするよう、条例第113条及び規則に規定(する/した)。

#### 改正事項(予定)

**【条例第113条】規則で定める有害物質(以下「特定有害物質」という。)**

**【規則】(新規)**

特定有害物質

## 2 対象とするリスク

### ●中間とりまとめまでの議論

- ・条例の目的は、第1条において、《現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保》とある。また、土壤汚染対策制度の目的は、改正前の条例第113条において、《有害物質に汚染された土壤からの有害物質の大気中への飛散又は土壤汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため》とある。
- ・このうち、《土壤の汚染に起因する地下水の汚染》については、当該汚染地下水の飲用リスクを指すが、この考え方は条例制定以前から土壤環境基準の「土壤溶出量基準」が定められていたことから、条例制定時には既に確立されていたものである。
- ・《有害物質の大気中への飛散》という文言について、条例制定当時は、土壤の直接摂取の考え方が確立される前であり、飛散した土壤粉じんの摂取リスクを想定していた。その後、土壤環境基準及び法において「土壤含有量基準」が設けられた際に、土壤の経口摂取全般による直接摂取リスク等を対象として定められた。このような経緯を踏まえ、条例の文言について見直す必要がある。
- ・また、《人の健康に支障を及ぼすことを防止》という文言については、条例第1条を踏まえ、将来世代の保護という考え方も含まれているとの認識を再度確認するべきである。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 人の健康リスクについては法と同様の考え方とし、地下水経由の飲用リスクのほか、土壤の直接摂取リスク全般が対象に含まれる書きぶりに改める。
- 条例制定時の精神のとおり、「将来にわたって人の健康への支障が生じることを防ぐ」という立場は継続する。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・リスクの定義を明確化すべきという意見が多数あった。このことについては、基準値は法やその他の法令の考え方を踏まえて設定することにより、根拠を明確化することとした。（根拠等については、各基準値を論じる項目にて示す。）

### ●見直しの内容(最終)

- 人の健康リスクについては法と同様の考え方とし、摂取経路としては、地下水経由の飲用リスクのほか、土壤の直接摂取リスク全般が対象に含まれる書きぶりに改める。
- 条例制定時の精神のとおり、「将来にわたって人の健康への支障が生じることを防ぐ」という立場は継続する。
- これらのリスクに係る基準値は、法やその他の法令の考え方を踏まえて設定する。

### 改正事項(予定)

- 【条例第113条】土壤の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため

## 2 (1) 健康リスクの定義

### ● 中間とりまとめまでの議論

- ・第 114 条は、有害物質取扱事業者が土壌を汚染し、《人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれ》（＝健康リスク）がある場合、土壌汚染への対策を命じることができる規定である。この「おそれ」の判断基準は、条例上示されていない。
- ・一方、法では、健康リスクに関連して、土地所有者への調査命令（法第 5 条）、要措置区域への指定（法第 6 条）の制度がある。健康リスクの有無の判断の基準としては、施行令及び施行規則に、直接摂取リスク（人の立入の有無）及び飲用リスク（周辺の土地における地下水の利用状況）に該当する定義がなされている。
- ・条例の対象とする健康リスクについては、「2 対象とするリスク」において、法と整合を図る方向性を示したところである。
- ・健康リスクの定義については、法において科学的・制度的見地から定められたものであり、条例も同様の定義を示すことで整合を図るべきである。

### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○条例第 114 条及び規則において、法と同様の健康リスクの判断基準を規定する。

### ● 意見募集の結果その他の追加検討

- ・法と同様の健康リスクの考え方を導入することについて、賛成である、過剰であるとの双方の意見があった。このことについては、健康リスクの考え方を導入し、法との整合を図ることが規制の合理化の観点から必要とした。
- ・地下水の利用状況にかかる要件については、法施行規則第 30 条の各号を採用した。なお、同条本文の用語を一部差し替え（「地域」を「範囲」に、「地点」を「取水口又は地点」に差し替える）、深度方向の考え方（井戸の取水口の深度と帯水層の関係など）を将来的に取り入れる余地を残すこととした。

### ● 見直しの内容(最終)

○条例第 114 条及び規則において、法と同様の健康リスクの判断基準を規定する。

○第 114 条と同一の判断基準を、条例第 116 条(準用する場合を含む。)、第 117 条でも用いる。

○地下水の利用状況にかかる要件については、法施行規則第 30 条の各号に掲げる飲用の利用等を対象とし、その利用の地点については深度方向の考え方を将来的に取り入れる余地を残す規定とする。

## 改正事項(予定)

【条例第 114 条第 1 項】(新規)次の各号のいずれにも該当すると認めるとき

- 一 有害物質取扱事業者が、特定有害物質により規則で定める基準(以下「汚染土壌処理基準」という。)を超え、又は超えることが確実であると認められる土壌汚染を生じさせたとき。

【規則】(移項)

汚染土壌処理基準

二 当該土壌汚染の生じた土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。

【規則】(新規)

人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合

## 2（2）飲用井戸情報の収集等

### ●中間とりまとめまでの議論

- ・法の要措置区域の指定に当たっては、特に飲用リスクの有無の判断のため、周辺の土地において飲用に供する地下水の取水口（法施行規則第30条第1号。いわゆる「飲用井戸」）があるかどうか、法施行通知に従い、行政保有情報その他の方法により確認している。他の機関が保有する行政保有情報については、関係機関へ協力を求めることができる（法第56条）。さらに、改正法第一段階施行により、飲用井戸等情報の把握収集等が都道府県知事の努力義務規定に新たに加えられた（法第61条）。
- ・改正前の条例では、飲用井戸等情報の収集及び収集した情報を飲用リスクの有無の判断に利用することについて、明確な根拠となる条文はない。
- ・飲用井戸については厚生労働省が要領を定めており、原則として所管は水道行政（保健所）である。このほか、水道法に基づく各種水道水源の情報や防災行政が保有する災害用井戸の情報についても、条例施行上の飲用リスク有無の判断に必要となることから、これらを収集及び利用するための根拠が必要である。
- ・都環境局においては、法を執行する目的で実施した飲用井戸の全戸一斉調査の結果を保有しており、これを区域指定の判断に用いている。安定的な運用のためには、データの定期的な更新等の課題がある。
- ・全戸調査で環境局が把握している飲用井戸のうち、保健所が把握していない井戸、さらには保健所が飲用しないよう指導している地域の井戸については、扱いの整理が必要と考えられる。また、法施行通知と水質汚濁防止法施行通知とでリスクの有無についての判断が異なる現状があり、把握の対象とする飲用井戸の定義については、更なる検討を要する。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○条例の施行上必要となる飲用井戸等情報の把握のため、改正後の法第61条を参考に、情報収集等の根拠を規定する。

○条例において、知事が関係者からの情報提供を求めることができる規定を設け、具体的な把握の対象及び内容については関係機関と継続的に検討し、整理していく。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・飲用井戸の定義（一日当たりの飲用量等）に関する質問及び意見が多数寄せられた。土壌汚染の規制対象となっている特定有害物質は、微生物と異なりごく微量の摂取では健康影響は無く、一生涯の継続的な飲用による毒性や、一定量のまとまった摂取による急性毒性によるものである。このことから、土壌汚染対策について対応を要する飲用井戸としては、意図的に水分として摂取すること（調理の過程で食品に含まれるものを含む。）を「飲用」と捉え、この目的のために日常的に利用する井戸を対象とすることとした。この場合においては、飲用の量は問わないこととした。
- ・飲用井戸情報の提供に関する意見が多数寄せられた。飲用井戸情報は個人情報であることから慎重な取扱いを要するが、一方で対策の検討に必要だとして井戸情報の提供

を求められる場面も想定される。提供にあたっては、個人を特定できない情報として目的に応じて加工することとし、基本的な考え方は通知に整理することとした。

- ・環境局が把握している飲用井戸情報を条例上も利用していくため、条例の事務の一部を所管する区市との情報共有が必要である。定期的な情報交換の手順を定めるとともに、保健所が飲用指導を行っている場合は連携等を行っていく。

#### ●見直しの内容(最終)

- 条例の施行上必要となる飲用井戸等情報の把握のため、改正後の法第 61 条を参考に、情報収集等の根拠を規定する。
- 条例において、関係行政機関に対する情報提供の要請等による情報の収集及び収集した情報の適切な提供等に係る知事の努力義務を規定する。
- 把握の対象となる飲用井戸については、土壌汚染の規制対象となっている特定有害物質の毒性を踏まえて考え方を整理し、通知事項とする。
- 飲用井戸情報が個人情報であることに留意し、情報の提供にあたっては、個人を特定できない情報として目的に応じて加工することとし、基本的な考え方は通知に整理する。

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第 119 条第2項】(新規)

知事は、第百十四条第一項第二号に規定する規則で定める場合に該当することを判断するために必要があると認めるときは、人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を有する関係行政機関に対する情報提供の要請その他の手段により情報を収集するとともに、当該情報を整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

## 2 (3) 地下水環境保全の考え方

### ● 中間とりまとめまでの議論

- ・ 条例第 115 条（地下水汚染地域における調査要請等）は、《有害物質による地下水汚染が認められる地域がある場合》の有害物質取扱事業者への調査要請、及び調査の結果等により《当該土壌汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるとき》に有害物質取扱事業者に汚染処理を命じるという規定である。健康リスクの有無を問わずに発動することができ、法には含まれていない地下水環境保全の考えに立った条例独自の規定である。
- ・ 地下水環境保全の考え方は、「2 対象とするリスク」で《将来にわたって人の健康への支障が生じることを防ぐ》で示した通り、将来世代の保護の観点から、現時点での飲用利用の有無に関わらず、将来利用されうる地下水質の保全のために、今後も維持されるべきである。
- ・ 第 115 条は条例制定後、適用した実績はないが、必要に応じて適用できる余地を残しておく必要がある。また、第 115 条によらずに判明した汚染についても、同様の地下水環境保全の考え方で対応することが必要であり、そのためにも第 115 条で条例の立場を明示することが重要と考えられる。
- ・ また、対策の要件である《当該土壌汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるとき》という記載については、解釈や裁量の余地が残されていることから考え方が様々であり、判断が難しいという現状があり、明確化すべきである。

### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○ 条例第 115 条の規定による地下水環境保全の考え方は維持したうえで、第 115 条及び規則において規制の要件を明確化する。

### ● 意見募集の結果その他の追加検討

- ・ 地下水環境保全の考え方に基づく規制については、条例独自の規定であり、その適用の必要性については明確な説明を要する。
- ・ 第 114 条に健康リスクの考え方を取り入れることで、「現に飲用リスクがある地下水汚染」は、健康リスクの観点から規制の対象となる。そのうえで、第 115 条の地下水環境保全に基づく土壌汚染対策の対象を整理すると、「現に飲用リスクがないが将来飲用リスクが生じ得る地下水汚染」となる。
- ・ このことから、「将来にわたり地下水の利用による人の健康被害が生じる見込みのない土地」は第 115 条の規制の対象外として整理するべきである。具体的には、法の埋立地管理区域の考え方を参考に、当該地域の土地の埋立て等の造成の来歴及び現在の土地利用を踏まえて要件を定め、適用除外について判断することとする。
- ・ 「将来にわたり地下水の利用による人の健康被害が生じる見込みのない土地」の要件のうち、当該土地の埋立て等の造成の来歴としては、対象の明確化の観点から、公有水面埋立法に基づくものとするのが適当である。また、現在の土地利用としては、地下水の利用状況が健康リスクに係る要件に該当しないことを必須とし、今後もこの

状況が変わる見込みがないと認められる土地とすることが適当である。

・なお、公有水面埋立法による埋立地の地域の全域において、全戸一斉調査及びその後のフォローアップ調査の結果、飲用井戸の存在が確認されていない。また、水道普及率は100%であり、保健所も地下水の飲用がされうる地域と認識していない。さらに、地下水質の状況は、さらに内陸側にかけても広く海水の影響（塩化物イオン 500～2000mg/L 超）や着色が広く見られているという調査結果があり（東京都（区部）大深度地下の地盤 東京都土木技術研究所（平成6年））、特定有害物質の汚染の有無にかかわらず、将来にわたっても飲用に適する水質となる見込みがない地域と判断できる。

・飲用利用がない場合でも要件に該当する汚染がある場合に対策を求めることについて、規制が強化されるとの懸念からの反対意見があった。地下水環境保全の観点から、地下水汚染時の調査対策は従来から規定されており、今回の改正はその要件を明確化するものであり、強化にあたるとは考えていないところである。直ちに飲用リスクが生じる土地ではなく法が対策を求めている土地であることも踏まえ、対策の目標が「周辺の土地に地下水汚染が拡大することを防ぐ」ことであることについては、（規則及び）指針において明確にすることとした。

#### ●見直しの内容(最終)

○**条例第 115 条の規定による地下水環境保全の考え方は維持したうえで、第 115 条及び規則において規制の要件を明確化する。**

○**第 115 条と同一の判断要件を、第 116 条(準用する場合を含む。)でも用いる。**

○**地下水環境保全の考え方に基づく規制は、現在は利用されていないが将来利用されうる地下水質の保全が目的であることから、周辺の土地に地下水汚染が拡大することを防ぐことを目標とする。また、将来にわたり地下水の利用が見込まれない土地はその対象外とする。**

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第 115 条第1項】

知事は、特定有害物質による地下水の汚染が認められる地域がある場合は、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の特定有害物質による土壤等の汚染状況の調査（以下「汚染状況調査」という。）を実施し、及びその結果を報告するよう求めることができる。ただし、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

##### 【規則】(新規)

条例第百十五条第一項ただし書・・に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること。

二（規則に）規定する地下水の利用状況等に係る要件のうち（地下水の飲用利用にかかる要件に）該当する取水口がなく、かつ、将来にわたって状況が変わる見込みがないと認められる土地であること。

**【条例第 115 条第2項】(改正)**

**前項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ、当該敷地内の土壌汚染が規則で定める基準に該当するとき**

**【規則】(新規)**

敷地内の土壌汚染の基準(第4 3 周辺への地下水汚染の拡大のおそれのある土地における対策)参照

### 3 自然由来等基準不適合土壌の扱い

#### ● 中間とりまとめまでの議論

- ・ 条例の対象とする「環境への負荷」とは《事業活動その他の人の活動により・・・》と定義されている（第2条）。このため、《汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌》は土壌汚染対策の適用除外としてきた（第122条）。
- ・ 法は、汚染の原因が自然的条件あるいは水面埋立材由来である土壌については、平成22年の改正以降、人為由来の汚染とほぼ同等に規制している。しかし、これらは濃度が比較的低くかつ地質的に同様な状態で広く存在していることを踏まえ、改正後の法において「自然由来等土壌」について搬出及び処理に関する規制を緩和することとした（改正後の法第16条、第18条その他）。
- ・ 条例第2条に照らすと、自然由来の土壌汚染（＝基準不適合状態）については、その場に存在している状態では、人の活動による汚染ではなく、「環境への負荷」とはいえない。一方で、搬出をする際には、搬出という人の活動により基準不適合土壌が拡散するおそれがあるため、「環境への負荷」にあたると考えられる。
- ・ なお、法では、汚染が自然由来である「自然由来特例区域」、汚染が水面埋立材由来である「埋立地特例区域」「埋立地管理区域」、双方を含みうる「臨海部特例区域（改正法第二段階施行で追加）」の制度がある。条例において「自然由来等」として扱う場所の定義については、条例の条文及び地域特性も踏まえ、引き続き検討する。

#### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○ 自然由来等基準不適合土壌については、法が規制の対象としていることの趣旨も踏まえ、搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用する。

#### ● 意見募集の結果その他の追加検討

- ・ 条例において「自然由来等」として扱う場所については、改正後の法で規制が緩和される「自然由来特例区域」及び「埋立地特例区域」相当の土地が対象となるよう定義することが適当である。
- ・ 一部適用の考え方としては、次のとおり整理した。
- ・ 地歴調査及び汚染状況調査については、実施の時点では当該土地の土壌汚染の原因が専ら自然的条件であることが認められていないため、適用される。
- ・ 汚染の原因が専ら自然的条件である土壌については、後述する措置の指示の対象とならない。
- ・ 土地の改変や措置に伴って自然由来等基準不適合土壌が搬出されるときは、当該土壌による汚染の拡散を防止する必要がある。この目的のために、汚染があることの情報は残す必要がある。

#### ● 見直しの内容(最終)

○ 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌(自然由来と同程度の汚染である水面埋立材によるものも含む。)については、法が規制の対象

としていることの趣旨も踏まえ、搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用する。

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第 122 条第1項】(改正)

第 113 条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。

二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所(汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。)の土壌

##### 【条例第 122 条第2項】(新規)

前項第二号の規定に関わらず、第百十三条から前条までの規定は、前項第二号の土壌については、当該場所からの土壌の搬出による汚染拡散防止に必要な限りにおいて適用する。

## 4 調査・対策義務の原則

### ●中間とりまとめまでの議論

- ・第116条（工場又は指定作業場の廃止又は建物除却時の義務）は、《工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの》に対し、敷地内の土壌の汚染状況の調査と、これに基づく汚染の拡散防止の措置の実施を義務付けたものである。この条文は、汚染原因者責任の立場に立ったものである。
- ・第117条（土地の改変時における改変者の義務）は、《土地の改変を行う者》に対し、当該改変地の地歴を含む調査と、汚染があった場合の拡散防止措置を義務付けたものである。公害対策は汚染原因者が講じることが原則であるが、土地の改変という行為が新たな環境汚染を引き起こす可能性があることから、土地の改変を行う者に対して対策の実施を義務付けている。
- ・一方、法は「土地の状態責任」という考え方をとり、土地の所有者等（法第3条に「土地の所有者、管理者又は占有者」と定義）に調査の義務、汚染原因者に対策を講じさせるべき状況にあるときは汚染原因者、そうでなければ土地所有者等に対策の義務を課している。また、区域指定された土地において土地の形質変更を行おうとする者への届出義務等、さらに汚染土壌を区域外へ搬出しようとする者への届出義務等を課しているが、これらは、掘削に伴う深部への汚染拡散や搬出による区域外への汚染拡散などの新たな「環境リスク」を発生させる行為に対する責任に基づくものと整理できる。
- ・条例制定の経緯及び条例第2条の規定からも、条例においては法の考え方にとらわれることなく、汚染原因者責任又は行為責任の立場を維持するべきである。しかし、土壌汚染は土地に係る公害であり、土地所有者等がその汚染状態については把握しておくべきであること、義務者が土地所有者等ではない場合に条例に基づく調査対策を行うことについて支障が生じないようにすること、義務者との合意に基づく義務の承継を可能とすること、及び汚染原因者責任が果たされない場合等に土地所有者等が調査・対策を実施する場合の扱いなど、土地所有者等の関与のあり方を条例においても整理する必要がある。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○条例における調査及び対策の義務は、第一義的に、汚染原因者又は行為責任を負う者に課するという姿勢を維持する。

○土地所有者等の関与のあり方については、各規定の義務の性質に応じて個別に定める。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・調査、対策それぞれについて、土地所有者等への義務の課し方に多くの意見が寄せられた。汚染原因者責任に劣後する第二義務者としての状態責任の枠組みを検討していたが、条例の原則を大きく転換したと受け止められるおそれがあること、また法との関係性について懸念もあり、全体を通じて、条例での状態責任に基づく土地所有者等への調査対策の義務付けについては、今回の制度見直しの中での実現は困難と判断し

た。

・その上で、現行の規定の考え方を生かしつつ、土地所有者等が任意で実施する調査対策について、報告や届出を可能とするよう、規定を整備することとした。調査対策義務のほかにも土地所有者等の関与は各場面で必要であり、個別事項については、各項目において詳述する。

・なお、土地所有者等へ義務付けを行うことの必要性は、今回の中間とりまとめまでの議論で明らかになっていることから、新たな制度による任意取組みの運用状況を踏まえつつ、将来の制度見直しに向けて、法規上の課題の解決を目指した検討を続けていくべきである。

#### ●見直しの内容(最終)

○条例における調査及び対策の義務は、汚染原因者責任又は行為責任を負う者に課すという姿勢を維持する。

○土地所有者等による任意の調査対策の実施を可能とする規定を整備する。

○その他、各規定の性質に応じて、土地所有者等の関与を個別に定める。

#### 改正事項(予定)

関連各項目において記載

## 第2 土壌汚染情報の公開

### 1 情報の公開の手法

- ・ 都は行政の透明性・都民の利便性の向上のため、より積極的な情報公開を行っていく方針を示している。
- ・ 法の土壌汚染情報に関しては、区域指定にあたり、法の規定により東京都公報に掲載することで公示し、詳細は紙ベースの台帳で閲覧に供している。さらに、環境局のホームページにも公報を掲載している。
- ・ 一方、条例の土壌汚染情報に関しては、公開規定がなく、都では年間 30～50 件程度ある開示請求により個別に対応している。
- ・ 現行の条例では、法及び都の情報公開の考え方と比較して土壌汚染情報についての情報公開は不十分であることから、土壌汚染情報について公開し、環境リスク及び健康リスク情報を共有するとともに、都民の利便性の向上を図ることが求められている。
- ・ 公開の手法としては、積極性に応じて、報道発表・ホームページ掲載等の「公表」、現在の法の規定にある「台帳の調製・閲覧」、請求に基づく「情報開示」といった段階が考えられる。
- ・ このうち、「台帳の調製・閲覧」による公開については、法の執行において既に実績があり、法と同様の規定を盛り込むことで実現可能と考えられる。
- ・ 「公表」については、新たな手法をとることになり、風評被害等により土地所有者等が不利益を被る可能性や運用方法等について検討する必要がある。

#### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○ 条例においても台帳の調製・公開の仕組みを設けたうえで、より積極的な情報提供に向けて情報公開範囲・運用方法を含めて検討していく。

#### ● 意見募集の結果その他の追加検討

- ・ 台帳の調製・公開自体は賛成意見が複数寄せられ、反対する意見はなかった。
- ・ 公開の方法については、ウェブサイトによることを希望する意見があった。このような都民からのニーズを踏まえつつ、公開対象となる情報の性質に応じて、台帳調製の実務を行う都及び各区市の情報公開への方針、ルールに従った方法で行っていく。

#### ● 見直しの内容(最終)

- 条例に基づく調査、計画、措置等の台帳を調製し、これを公開する規定を設ける。
- 公開の方法は、台帳を一般の閲覧に供することその他の方法とし、公開対象となる情報の性質に応じて、台帳閲覧からホームページ掲載による公表までを選択可能とする。
- 台帳の対象とする調査、計画、措置等の範囲及び調製の方法は、規則で定める。(「2 情報の公開の範囲」参照)

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第 118 条の2第1項】(新規)

知事は、第百十四条から第百七条までの規定に基づく調査、計画書、措置等について、規則で定めるところにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製

し、これを保管しなければならない。

【条例第 118 条の2第2項】(新規)

前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するものとする。

## 2 情報の公開の範囲

- ・環境リスク及び健康リスクの観点からは、現在土壤汚染がある土地についての情報を公開の対象とすべきである。
- ・一方で、情報公開促進の観点からは、過去の汚染状況や汚染が確認されなかった情報についても対象として広げるべきと考えられる。このうち、過去の汚染状況についての情報は、改正法第一段階施行により「解除台帳」として、法において新たに調製・閲覧の対象となったところである。
- ・条例のうち都が所管している第117条の適用案件においては、汚染が確認された届出は年間約200件、このうち汚染が除去されるものは年間約180件、汚染が確認されなかった届出は年間約700件程度であり、公開範囲が拡大されればそれに伴って、相応の行政負担が生じる。
- ・法と同様の範囲（＝「土壤汚染ありと評価された土地（その後汚染が除去された土地も含む。）」）については、条例でも台帳調製・公開の対象とするべきである。
- ・さらに、汚染の確認されなかったことの届出に係る情報についても、将来的な公開に向けて、事務負担や公開の影響などを精査し、台帳制度の検討を進めていくべきである。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 「汚染ありと評価された土地」及び改正法第一段階施行で対象となる「汚染が除去された土地」については、当該土地の汚染の状況や対策、土地の改変の履歴について、法と同様の台帳を調製し、公開の対象とする。
- 将来的には、「汚染が確認されなかったことの届出」も含め、条例に基づく調査・対策の届出等があったことの一覧について、台帳を調製し、公開の対象とする。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・パブリックコメントにおいて、「汚染が確認されなかった土地」の情報を公開することについて、賛成の意見とともに慎重な意見も寄せられており、公開の目的や必要性について、理解を得られるものとなるよう、引き続き検討を行っていく。
- ・また、情報公開促進の観点からは、地下水の汚染のみが確認された土地についても、条例独自の取組として、台帳調製・公開の対象とするべきである。

### ●見直しの内容(最終)

- 「汚染ありと評価された土地(その後汚染が除去された土地も含む。)」については、当該土地の汚染の状況や対策、土地の改変の履歴について、法と同様の台帳を調製し、公開の対象とする。
- 条例独自の取組として、地下水の汚染のみが確認された土地も台帳の対象とする。
- さらに、将来的に「汚染が確認されなかったことの届出」も含め、条例に基づく調査・対策の届出等があったことの一覧について、台帳を調製し、公開の対象とすることについて、その影響等について引き続き検討する。

## 改正事項(予定)

**【規則】（新規）**

条例第百十八条の二第一項に規定する台帳は、次の各号に掲げる土地について調製するものとする。

- 一 条例第百十四条の指示の対象となった土地
- 二 条例第百十五条から第百七条までの規定に基づく汚染状況調査により特定有害物質による土壌又は地下水の汚染が確認された土地

### 第3 調査実施の契機

#### 1 第116条(工場等)に基づく調査の実施の時期

- ・ 現行の条例第116条は、有害物質取扱事業者に対し、工場若しくは指定作業場を廃止し、又は建物等を除却する機会をとらえ、敷地内の土壌の汚染状況の調査と、これに基づく汚染の拡散防止の措置の実施を義務付けたものである。
- ・ このうち、工場等の廃止時の調査については、指導の実効性担保のため、調査報告の期限を「廃止の30日前」とし、調査報告後の対策も有害物質取扱事業者（＝廃止前の事業者）の義務としている。一方で、法第3条第1項では、新たな汚染が生じなくなった時点での調査を求める趣旨から、「有害物質使用特定施設の廃止後120日以内」の調査報告を土地所有者等に義務付けており、法と条例が同時にかかる案件において調査実施・報告の時期に不整合が生じている。
- ・ 第116条の調査がなされていない状況での工場等の廃止手続きは、手続きが「調査対策義務の終了・免除」と広く解釈されている部分があるため、大半の区市で認めていないのが実態である。不動産取引において廃止手続きが必要となるため調査を行うケースなど、廃止前に調査報告を求める現行の規定は、指導上有効性が高いという意見が多い。また、廃止後は事業者と連絡が取れなくなるという懸念の声もある。
- ・ 一方で、工場等の廃止後の方が合理的である、廃止後の指導となっている実態がある、解決に労力を要する困難事例は廃止の前後に関わらず存在する、などという意見もある。そもそも、条例第87条で義務付けられた工場等の廃止の届出は、第116条の調査の実施の有無に関わらず取り扱うべきである。
- ・ 調査の実施・報告を工場等の廃止後とし、報告期限も法と合わせれば、法との整合も図られ、制度上の問題点は解決される。ただし、工場等の廃止後の事業者に対する指導権限を担保するとともに、廃止後も調査義務が残っていることについての周知徹底を図る必要がある。
- ・ 区市においては、行政の保有する情報だけでなく、事業者に対して、工場等への指導権限の中で、有害物質取扱状況について、聴取りや報告、立入などで有害物質の取扱いを把握し、調査義務についての指導を行っている。特に、取扱状況の報告について根拠を規定することで、事業者による有害物質取扱状況の把握実施を促すべきである。
- ・ 工場等の廃止時以外の調査契機（全部または主要な部分の除却）については、「除却」にあたるかどうかの判断が区市によって異なっている実態がある。「除却」の定義を明確にするとともに、操業中の調査契機であることから、第117条と同様に「土地の改変時の汚染の拡散防止」を目的とした規定として改めて位置づけるべきである。

#### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○ 第116条による工場等の廃止時の調査報告時期が「廃止の30日前」であることについては、指導上の有効性は認められるものの、制度上の問題があることから、法の規定を参考に「工場等の廃止後120日以内」に変更し、工場等を廃止した者に対し調査義務を課す。

- このことに伴う指導上の懸念、特に工場等の廃止手続きが「調査対策義務の終了・免除」と広く解釈されている実態に対しては、関係者への周知徹底を図るなど対策を講じる。
- 《全部または主要な部分の除却》時の調査は、除却に伴い土地の改変を行う箇所を調査の対象とし、その実施の前までに調査報告を行うこととする。

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・パブリックコメントにおいて、「工場の廃止後 120 日以内」と「除却に伴う土壌の掘削の 30 日前」の関係性について指摘があった。このことから、工場等の廃止後であっても、廃止後 120 日と掘削の 30 日前のいずれか早い日までに調査報告を実施する規定とすることとした。
- ・除却については、「施設等除却者」という定義を置き、工場又は指定作業場の全部または主要な施設等（工場又は指定作業場に設置された建築物、工作物又は設備のうち、特定有害物質を取扱ったことにより土壌汚染を引き起こしたおそれがあるもの）の除却に伴い土壌の掘削を行う土地を調査の対象地とした。

#### ●見直しの内容(最終)

- 第 116 条による工場等の廃止時の調査報告時期が「廃止の 30 日前」であることについては、指導上の有効性は認められるものの、制度上の問題があることから、法の規定を参考に「工場等の廃止後 120 日以内」に変更し、工場等を廃止した者に対し調査義務を課す。
- このことに伴う指導上の懸念、特に工場等の廃止手続きが「調査対策義務の終了・免除」と広く解釈されている実態に対しては、関係者への周知徹底を図るなど対策を講じる。
- 《全部または主要な部分の除却》時の調査は、土地の改変時の汚染の拡散防止を目的とした規定として改めて位置づける。このため、除却に伴い土壌の掘削を行う箇所を調査の対象とし、その実施の 30 日前までに調査報告を行うこととする。この考え方は、廃止後の土地においても適用する。

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第 116 条第 1 項】(改正)

次の各号に掲げる者は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、(中略)

- 一 工場等廃止者(有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。) 当該工場又は指定作業場の敷地であった土地
- 二 施設等除却者(有害物質取扱事業者であって、工場又は指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。) 当該除却に伴い土壌の掘削を行う土地

##### 【規則】(新規)

- 一 有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止した場合 廃止の日から起算して百二十日を経過した日又は敷地内において全部若しくは主要な施設の除却に伴い土壌の掘削を行う日の三十日目のいずれか早い日
- 二 有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の全部又は主要な施設等を除却しよ

うとする場合 当該除却に伴う土壌の掘削を行う日の三十日前

## 2 第 116 条(工場等) に基づく調査の猶予

- ・法第 3 条は、一定の要件（予定されている土地利用の方法から見て土壌汚染により人の健康に被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたとき）を満たしたときは、当該土地の調査義務の一時的免除（調査猶予）を受けることができる。
- ・条例第 116 条は、調査猶予の規定がないが、法施行の後、調査猶予に関する考え方を都から通知で示している。具体的には《建物があって調査が困難な場合で、工場等の建物を取り壊すまでの間》《引き続き工場等設置者に管理されているか、土地所有者に管理が適切に引き継がれていること》を要件としている。（なお、改正法第二段階施行の規定による、「一時的免除中の事業場における土地の形質の変更時の調査義務」については、この要件下では猶予の解除に相当する。）
- ・現行の条例第 116 条第 1 項の調査は、工場等廃止の前に実施することとなっており、調査猶予の規定となじまない。しかし現実には、住居一体型の工場で解体するまで調査対策が不可能な場合など、工場等の廃止手続き後も調査の猶予を認めうるケースが存在し、多くの区市で通知による猶予が行われていることから、条例に正式に手続きを規定すべきという要望が区市からある。さらに、「1 第 116 条に基づく調査の実施の時期」により、調査の時期を法と同様に工場等廃止後とし、調査報告の期限を設ける見直しを行うことから、調査猶予の規定は必要になる。
- ・猶予を制度化する場合、猶予の要件、猶予の手続、猶予中に届け出るべき事項、猶予の承継、猶予の取消について規定する必要がある。
- ・猶予の要件は従来の都通知の要件が多くの区市から支持されており、改正法第二段階施行への対応も考えると、《建物があって調査が困難な場合で、工場等の建物を取り壊すまでの間》という現在の要件が妥当である。
- ・手続については、法の規定が参考になるが、猶予の申請を行う者は条例の義務者であり、原則として工場等廃止者である。申請者が土地所有者と異なる場合、土地の将来にわたる管理に係る事項であり、土地所有者の関与（同意）を盛り込む必要がある。
- ・猶予中の土地に係る届出事項としては、法と同様に利用状況の変更及び土地所有者等の変更に伴う承継の届出は必須とすべきだが、その他確認を行うにあたっての独自の条件づけや現況届の要否については区市が判断できることとし、現在の区市の猶予事務からの移行を円滑に進める必要がある。
- ・猶予の取消は、法の場合は利用状況変更届によらずに行うことができないが、届出がなされないことや行政の現場確認で状況を把握することも想定されることから、確認時の条件に違反した場合及び行政の現場確認に基づく取消を可能とするべきである。

### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 調査猶予の制度については、条例独自の考え方により規定を整備する。
- 猶予の申請は、調査義務者が行う。申請者が土地所有者と異なる場合、所有者の同意を必須とする。
- 猶予の要件は、現行の条例通知の要件を維持する。このため、改正法第二段階施行で新

たに調査義務がかかる「猶予中の土地の形質変更」は、当該箇所について猶予取消の対象となる。

○知事による猶予の確認にあたり、工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管、土地の改変等利用状況の変更届出、土地所有者等の変更届出を条件とするほか、猶予中の土地の現況の届出等を条件に加えることを可能とする。

○猶予の承継は、土地所有者等の変更届出による。

○猶予の取消については、届出内容に基づく場合のほか、猶予確認時の条件に違反した場合や行政の現場確認により猶予の要件を満たしていないことが確認された場合の取消を可能とする。

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・法の調査猶予の規定について、行政手続法上、確認行為は「準法律的行政行為」であると解釈された。条例の猶予確認手続きについても同様に考えるべきであり、確認行為に当たって条件付け等の行政の裁量の余地はないものと整理された。
- ・条件付けを予定していた、利用状況の変更及び土地所有者等の変更に伴う承継の届出は、法と同様に義務とした。
- ・変更の届出を義務付ける以上、現況届の義務付けは過度な負担であるとして、規定は設けないこととした。
- ・猶予の要件としては、当該土地の土壌の汚染により人の健康に被害が生ずるおそれがないこととして、事業者自身が当該土地で事業を営む、居住し続けるという場合のほか、第三者が現に事業を営んでいる又は居住している土地で被覆措置がされている場合も対象とする。このような土地において、現に居住等の用に供している建物があるため調査の実施が当分の間困難な状況にあれば、猶予の対象とすることとした。
- ・猶予の確認の取消は、猶予の要件を満たさなくなったことのほか、変更届出義務違反があった場合にも行うこととした。
- ・なお、操業時の記録は、「第5 2 記録の保管・承継」の規定の対象として保管等を義務付けることとした。（後述）

#### ●見直しの内容(最終)

○調査猶予の制度については、条例独自の考え方により規定を整備する。

○猶予の申請は、調査義務者が行う。申請者が土地所有者等と異なる場合、所有者の同意を必須とする。申請があった場合、要件を満たせば猶予の確認を行う。

○猶予の要件は、当該土地が土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当面の間汚染状況調査の実施が困難な状況にあることとする。

○猶予中の土地については、土地の改変等利用状況の変更届出、土地所有者等の変更届出を必須とする。

○猶予要件を満たさなくなったとき及び届出義務違反があった場合は、猶予の確認の取消を行う。

○工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管を義務付ける。

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第 116 条第 1 項】(下記部分新規)

ただし、第一号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当面の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

##### 【規則】(新規)

知事は、第三項の申請に係る同項第五号の土地の利用方法その他の状況が次のいずれも満たすことが確実であると認められる場合に限り、当該土地の全部又は一部について、条例第百十六条第一項ただし書の確認をするものとする。

一 当該土地の利用方法及び管理の状況が次のいずれかに該当するとき

ア 引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場（当該工場等廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

イ 廃止した工場又は指定作業場が小規模であって、事業の用に供されていた建築物と工場等廃止者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該工場等廃止者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。

ウ 工場等廃止者以外の者の事業用地又は居住の用に供される敷地として現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の方法により人が直接触れることのない状況であること。

二 調査における土壌及び地下水の採取に当たり、現存する現に事業若しくは居住の用に供している建物を取り壊すこと又は建物の基礎等の全部もしくは一部を損壊させることが必要であり、調査の実施が困難であるとき

##### 【条例第 116 条第 2 項】(新規)

前項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。次項において同じ。）は、当該確認に係る土地の利用状況、土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）その他の規則で定める事項の変更について、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

##### 【条例第 116 条第 3 項】(新規)

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項ただし書の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を取り消すものとする。

一 当該土地の全部または一部が同項ただし書の確認の要件を満たさない状況になったとき。

二 同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。



### 3 第 116 条(工場等)に基づく調査義務の承継

- ・ 条例第 116 条第 4 項は、有害物質取扱事業者が何らかの事情により、土壌汚染の調査又は汚染の拡散の防止の措置を行わずに廃止等に係る土地を譲渡した場合に、当該土地の譲渡を受けた者に対し、土壌の調査を義務付けるものである。
- ・ 区市において、実際に事業者が調査をせず不存在又は所在不明となったことで第 116 条第 4 項に基づく指導を行う事例は広く見られ、土地譲受者による調査実施・対策実施により解決する事例が存在している。
- ・ 現行の第 116 条第 4 項の規定では、土地譲受者に対しては、調査結果の報告義務がなく、その後の汚染拡散防止措置命令の対象にならない。また、土地の譲渡・返還を伴わずに事業者が土地を離れるケースにおける土地所有者、さらに、土地の転得者に対しては、第 116 条第 4 項の義務も負わせることが出来ないと解されている。
- ・ 法第 3 条では、廃止時の土地所有者等が調査義務を負うと規定され、また、土地所有者等間での義務の承継が法施行規則に規定されている。法の調査義務が命令・罰則につながることから、承継には新旧所有者等の合意及び新所有者への通知発出を要する。
- ・ 条例は汚染原因者責任を追及する立場だが、土地所有者等は状態責任に基づき自ら所有等する土地の汚染状況について関知するべきである。よって、調査報告義務は、土地所有者等が調査を自ら行う旨に合意した場合のほか、工場等廃止者による調査が行われる見込みがないとき（具体的には、工場等廃止者が不存在〔相続放棄、事業承継のない法人解散等〕となった場合又は工場等廃止者に調査実施の指導を行ったにもかかわらずこれに従う見込みがない場合）に、現行の第 116 条第 4 項と同様に土地所有者等に調査義務を課すことが適当である。なお、このときに通知の発出に係る手続を定め、調査のみならず報告に係る義務も課すことを明確にし、同時に義務移転に係る行政手続の正当性を担保すべきである。
- ・ 転得者への義務承継は、法施行規則と同様に調査実施の合意が原則であると考えられるが、規定の悪用を防ぐための仕組みを同時に検討することが必要である。なお、当該地が調査の対象であり、かつ調査義務が果たされていない状態であることについては、不動産取引上の信義則に基づき告知すべき事項と考えられることから、取引にあたって調査の実施者は明確にされると考えられる。

#### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 条例第 116 条の調査義務については、工場等廃止者が不存在であるか、又は工場等廃止者が勧告に従わない等、調査が行われる見込みがないとき、土地の状態責任に基づき、その時点の土地所有者等に課すこととする。
- この場合、調査結果の報告についても、土地所有者等に義務付けることとし、義務を果たさなかった場合、勧告の対象とする。
- 土地の権利の移転があった場合の義務承継の考え方は、法に準じる。調査義務の承継について、合意があったとみなされる場合は、新たな権利者が調査義務を負う。
- 土地所有者等に調査義務を課すにあたり、所有者通知の手続を定める。

○義務者が調査報告を行わない場合、当該土地が未調査の土地であることの情報を公開することを可能にする。(「第7 1 第116条調査義務等勧告違反への対応」参照)

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・平成29年度の検討においては、上記のような議論が行われてきた一方で、パブリックコメントで、汚染原因者責任を基本的な考え方としている条例において状態責任に基づき土地所有者等に対し調査義務を課すことについて、合理性・公平性の観点から疑問視する意見も寄せられた。
- ・条例の制度の根幹に関わる考え方の転換であることから再度慎重に検討した結果、今回の制度見直しにおいては、状態責任に基づく土地所有者等への調査義務付けは断念し、調査義務の対象は従来通り汚染原因者である事業者に限ることとした。(「第14 調査・対策義務の原則」参照)
- ・なお、現行第116条第4項で調査義務が課されている者は、事業者から直接土地権利の承継を受けている者であることから、汚染原因者の義務を引き受けた者と解釈され、土地の権利の承継と同時に調査義務を承継している。しかし、事業者の義務が譲渡により消滅することは適切ではないことから、土地の権利の譲渡の後も事業者に本来の調査義務があり、譲受者は補充的責任を負うものとして整理すべきである。
- ・譲受者があることを行政が知ったときは、譲受者が実施する調査に資するため、特定有害物質の名称等の情報を提供する目的で通知を発出することとする。
- ・転得者には調査義務が課されないが、当該土地が未調査の土地であることの情報を公開でき、調査が実施されればその公開を終了する規定を設けることにより、自発的に調査を実施することを促す。
- ・合意によって実施する場合を含め、土地所有者等が実施した調査の結果については、調査報告書の提出が正式に可能となる規定を整備することとする。

#### ●見直しの内容(最終)

- 条例第116条の調査義務については、汚染原因者責任に基づく義務付けを原則とする考え方は維持する。
- 土地の権利の移転があった場合についても、事業者本来の調査義務があり、譲受者は補充的責任により調査義務を負うこととする。
- 直接権利承継のない土地所有者等(転得者など)は調査義務を負わないが、当該土地が未調査の土地であることの情報を公表できる規定を設けること、また土地所有者等が実施した調査の結果を条例上正式に受理可能とする規定を整備することにより、自発的な調査を促す制度とする。

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第116条第9項】(第4項の改正)

第一項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、工場等廃止者又は施設等除却者が汚染状況調査の実施若しくは報告、第一百六条計画書の作成若しくは提出又は土壌汚染の除去等の措置若しくは当該措置が完了した旨の届出を行わずに、当該土地の譲渡

(借地の場合にあつては、当該土地の返還をいう。以下同じ。)をしたときは、当該譲渡を受けた者も、当該汚染状況調査の実施及び報告、第百十六条計画書の作成及び提出並びに土壤汚染の除去等の措置及び当該措置が完了した旨の届出(当該土地の譲渡をした際、工場等廃止者又は施設等除却者が行っていないものに限る。)を行わなければならない。

**【条例第 116 条第 10 項】(新規)**

知事は、前項(次条第二項において準用する場合を含む。)に規定する土地の譲渡を受けた者がいることを知ったときは、当該土地の譲渡を受けた者に対し、当該工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質の種類その他の規則で定める事項を通知するものとする。

**【条例第 116 条第 11 項】(新規)**

土地の所有者等(工場等廃止者、施設等除却者及び第九項の譲渡を受けた者を除く。)が汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行った場合(工場等廃止者、施設等除却者又は第九項の譲渡を受けた者が、第一項、第六項又は第九項の規定に基づく汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行わない場合に限る。)において、当該汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置が当該各項に規定する方法により行われたものであると知事が認めるときは、当該各項の規定による汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置があつたものとみなす。

未調査地の公表については後述

#### 4 第 117 条(土地改変時)の適用除外となる行為の明確化

- ・ 条例第 117 条に基づく調査報告義務の対象となるのは、敷地面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地において規則で定める行為（「土地の改変」）を行うときとなっている。この「土地の改変」には適用除外行為を設けておらず、施行規則第 58 条第 2 項に該当するすべての改変行為が対象となる。
- ・ 一方で、環境局ホームページの「よくあるご質問」において「通常管理行為」「軽易な行為」を適用除外として扱うことを示している。
- ・ 法第 4 条や第 12 条では、「届出を要しない行為」が施行規則で規定されている。
- ・ 条例においても、運用上第 117 条の適用除外としている「通常管理行為」「軽易な行為」について、扱いを整理したうえで、規則に明記すべきである。
- ・ 現行「よくあるご質問」の「通常管理行為」は水道、下水道、ガス、電気工事等を指し、事業活動に伴うものは含まない。これらの工事について、土壌汚染に関する規制をかけると、公共の利益において不具合を生じる場合があり、除外することに疑義はない。一方、仮設の工作物や塀等の建設は、一律に「通常管理行為」と括るべきではなく、その工事の規模及び緊急性で判断すべきと考えられる。
- ・ 現行「よくあるご質問」で含まれない行為として、《既存道路の舗修（新設、拡幅に伴うものを除く。）》については、「通常管理行為」に追加することに支障はないと考えられる。
- ・ 上記類型に当てはまる場合でも、《法第 4 条の対象となる工事（改変規模 3,000 m<sup>2</sup>以上等）》については、「5 土壌汚染対策法第 4 条に基づく届出の契機が生じた土地への対応」で整理する。
- ・ 小規模な工事については、届出者及び行政双方の効率性及び負担軽減の観点から、《改変面積が一定規模未満のもの》について「軽易な行為」として適用除外とすることが適当である。規模としては、現場感覚からも規模をつかみやすいこと、法第 4 条対象となる改変面積の十分の一という細密さであること、除外となった場合に現在の件数の十分の一程度が届出不要となるものの汚染の把握の観点からは面積的にほぼ影響がないことを踏まえ、300 m<sup>2</sup>とすることが妥当であると結論付けた。但し、改変面積が小規模でも、汚染が既に分かっている土地の場合は、確実に汚染の拡散が生じるため、適用除外とすべきではない。
- ・ そのほか、《非常災害のために必要な応急措置》は、緊急を要し、土壌汚染対策よりも優先されるべき行為と考えられることから、事前の調査報告を求めることは、合理的とは言えず、法と同様に適用除外とすべきである。
- ・ いずれかの理由により適用除外となった場合においても、健康リスクのあることが判明した場合には、法第 5 条により、土地所有者等への指導を行うことで担保する。
- ・ なお、改正法第二段階施行の議論の中で、法第 4 条第 1 項の届出対象外となる区域について検討されているところであり、実現される制度やその考え方について、条例においても考慮すべきか、引き続き経過を見ていく。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 適用除外行為として認めている「通常の管理行為」及び「軽易な行為」を、施行規則又は施行通知に記載し、明文化する。
- 「通常の管理行為」としては、主にこれを規制することで公共の利益において不具合を生じるものとして、水道、下水道、ガス、電気工事等を対象とする。また、現行運用で認めている用水・排水施設の設置、植栽管理行為のほか、既存道路補修等、行為の性質から見て汚染の拡散のおそれが少なく、かつ日常性・緊急性を要する行為も対象に加える。
- 「軽易な行為」については、《300㎡未満の土地の形質の変更(当該箇所において既往調査で基準超過が確認されている場合は除く。》とする。仮設の工作物や塀等の建設は、軽易な行為に当たるかどうかで適用を判断する。
- 「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」についても、適用除外に加える。
- 法第4条の対象となった場合については、「5 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応」において整理する。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・第117条第1項に適用除外を設けることについては、安易な拡大解釈を防ぐべきという意見が寄せられ、また「緊急性」と「日常性」の解釈についても疑義があることから、今回掲げた行為に類すると認められる行為に限定することとした。
- ・「掲げた行為に類する行為」としては、これに類するものを広く認める意図ではなく、同様に汚染の拡散のおそれがなく、通常の管理行為と判断して差し支えない行為を個別に判断する趣旨である。よって、行為類型として示すものではなく、個々の行為の性質、規模、施行の方法等によって判断する。なお、判断の積み重ねにより一定の見解が得られた際は、通知により広く示すこととする。
- ・改変深度について、地下水位との関係から懸念する意見があったが、行為類型として汚染の拡散の可能性の低い行為を掲げており、深度の規定は設けないこととした。
- ・軽易な行為の規模要件については、掘削・搬出土量を考慮することが望ましいという意見もあったが、計画段階での土量の正確な把握は困難であることから、面積要件に限定した。
- ・なお、改正法第二段階施行において、知事が土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土地の土壤の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について基準適合するものと認められるものとして知事が指定した土地における土地の形質の変更が法第4条第1項の届出対象外となる(予定)。都内において上記の指定は現時点では予定しておらず、今回の制度見直しにおいては対応の検討は行っていない。

### ●見直しの内容(最終)

- 適用除外行為として認めている「通常の管理行為」及び「軽易な行為」を、施行規則に記載し、明文化する。
- 「通常の管理行為」としては、主にこれを規制することで公共の利益において不具合を生じ

るものとして、水道、下水道、ガス、電気工事等を対象とする。また、現行運用で認めている用水・排水施設の設置、植栽管理行為のほか、既存道路補修も対象に加える。これらに類すると認められる行為も、対象とする。

○「軽易な行為」については、《300㎡未満の土地の形質の変更(当該箇所において既往調査で基準超過が確認されている場合は除く。)》とする。仮設の工作物や塀等の建設は、軽易な行為に当たるかどうかで適用を判断する。

○「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」についても、適用除外に加える。

○法第4条の対象となった場合については、「5 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応」において整理する。

#### 改正事項(予定)

##### 【規則】(改正)

条例第百十七条第一項に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 土地の形質の変更(建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。)並びに土地の切り盛り、掘削及び造成。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

##### ア 通常の管理行為又は軽易な行為として次に掲げるもの

(1) 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増築

(2) 用水又は排水施設の設置

(3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削

(4) 既存道路の補修(新設又は拡幅を行うものを除く。)

(5) その他土壤又は地下水の汚染の拡散のおそれがなく、かつ、(1)から(4)までに類する行為

イ 改変の対象となる土地の面積の合計が三百平方メートル未満の行為(当該箇所において汚染土壌処理基準を超え、又は超えることが確実であると認められる土壤汚染が生じている場合を除く。)

ウ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 (略)

## 5 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応

- ・法第4条第1項の届出対象となる土地については、円滑かつ正確に汚染のおそれの判断を行うために、条例第117条の対象とすることが必要である。
- ・このため、「通常の管理行為」の行為類型に当てはまる場合でも、法第4条の対象となる工事については、適用除外とすべきではない。
- ・また、改正法第二段階施行により新たに法第4条の届出対象となる「施設操作中の事業場における一定規模以上の土地の形質の変更」については、敷地面積が3,000㎡未満の事業場において行われる場合、改正前の条例第117条の対象とならないことから、これについて第117条の対象に加えるために、敷地面積の要件を部分的に見直す必要がある。但し、規定の見直しに伴い、条例のみが対象となる土地を新たに増やすことがないように、法の対象となる場合に限定されることを明記する。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○法第4条第1項の届出対象となる土地(改正法第二段階施行後において対象となる施設操作中の土地を含む。)については、円滑かつ正確に汚染のおそれの判断を行うため、全て条例第117条の対象となるよう、法第4条第1項の対象となる場合に限り規則で定める敷地面積要件を見直すとともに、《法第4条第1項の届出対象となる行為》を規則で定める「土地の改変」に加える。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・見直しの内容については、概ね賛成意見であった。
- ・改正法第二段階施行において、施設操作中のほか、法第3条第1項の調査報告が行われていない土地における900㎡以上の改変も法第4条第1項の対象となる(予定)。このことによる見直しの方向性の変更の必要はない。

### ●見直しの内容(最終)

○法第4条第1項の届出対象となる土地(改正法第二段階施行後において900㎡以上の改変が届出の対象となる土地を含む。)については、円滑かつ正確に汚染のおそれの判断を行うため、全て条例第117条の対象となるよう、法第4条第1項の対象となる場合に限り規則で定める敷地面積要件を900㎡に見直すとともに、《法第4条第1項の届出の対象となる行為》を規則で定める「土地の改変」に加える。

## 改正事項(予定)

### 【規則】(改正)

条例第百十七条第一項に規定する規則で定める面積は、三千平方メートルとする。ただし、土壤汚染対策法第四条第一項の適用を受ける土地にあっては、九百平方メートルとする。

### 【規則】(改正)

条例第百十七条第一項に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 (略)

二 土壤汚染対策法第四条第一項に基づく届出の対象となる行為

## 6 操業中の工場等における自主的な調査

- ・現行の法令では、工場等の敷地に係る調査義務は、基本的に廃止時に課している。このため、たとえ操業中に自主的に調査等の対応をとったとしても届出ができず、廃止後にも調査が必要となることから操業中から取組を行う動機が働かない。
- ・例えば、特定有害物質の使用をやめた後に操業を続ける、地下浸透防止施設を新しく作り汚染のおそれが少なくなる、等の場合、操業中から調査・対策を実施することが有効と考えられることから、取組を促進すべきである。
- ・工場等の廃止時に調査対策を行う場合は、その後の土地利用の都合などから対策の方法も限られ、また時間経過と共に汚染範囲が拡大しているなど、結果的に費用負担が重くなるケースが多い。このような費用負担や操業中の汚染拡散リスクを低減するためにも、操業中から計画的に調査・対策を行うことを促す制度が必要である。
- ・制度は、自主的な取組を推進することを重視し、インセンティブが働きやすいように設計することが望ましい。
- ・届出が可能な契機については、様々な契機での活用が考えられ、操業中からの調査の実施を促進する観点から、特段の限定を設けず、事業者の自主性に委ねることが適当である。
- ・汚染があった場合の台帳調製・公開については、汚染情報の共有により汚染土壌の拡散リスクが低減されることが期待される一方で、汚染情報が公開されることを事業者が望まないことが想定され、自主的な取組が進まないことが懸念される。そのため、利用対象となる事業者の団体等の意見も聴きながら継続して検討する必要がある。
- ・操業中の調査により汚染があった場合には、健康被害の防止及び汚染の拡大の防止の観点から、通常の調査契機によるものと同様に対策が必要である。
- ・操業中の調査及び対策を実施した土地においては、廃止時等の調査において、軽減措置が図られるべきである。具体的には、廃止時等の調査時に、操業中の調査及び対策内容を地歴として活用し、汚染のおそれがない場合には調査を不要とすることなどが考えられる。

### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 操業中であつ法又は条例の調査契機に該当しないときに行った自主調査・対策について、条例第 116 条と同様の調査報告・対策の届出を任意で行うことができる制度を新たに設ける。
- 届出の契機は特段限定せず、事業者の自主性に委ねる。
- 工場等の廃止時の調査において、この制度に基づく調査対策の履歴は、地歴として利用可能とする。
- 調査の結果汚染があった場合は対策を行う前提であることから、対策義務及びこれに係る命令等の手続は、通常の有害物質取扱事業者に対する規定と同等とする。また、その後の土地改変時の届出義務についても、同等とする。

○調査結果等の情報公開について、事業者の自主的取組促進の観点から、当規定による調査対策に関して例外的に扱うべきか、事業者団体等の意見を踏まえて検討する。

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・利用対象となる事業者の団体等の意見も聴きながら検討したところ、汚染が確認されなかったことの情報が公開されることは事業者にとっても望ましいという意見であったことから、台帳調製・公開については他の届出と同様に扱うことが適当と結論付けた。ただし、操業中事業場の事業情報については情報公開制度の規定等に則り取り扱う必要がある。
- ・自主的な調査結果を報告した場合、対策義務及びこれに係る命令等の手続き、その他土地改変時の届出義務について、通常の有害物質取扱事業者に対する規定と同様となることから、事業者が誤解しないよう、自主的報告は任意の制度であり、これを行った場合には、命令等の手続きが適用になることを、報告を受理する段階で注意喚起することにより、事業者の不意打ちを防止することが必要だという意見があった。このことについては、制度の普及において十分注意を払っていく。

#### ●見直しの内容(最終)

- 操業中であつ条例の調査契機に該当しないときに行った自主調査について、条例第 116 条と同様の調査報告を任意で行うことができる制度を新たに設ける。
- 届出の契機は特段限定せず、事業者の自主性に委ねる。
- 調査の結果汚染があった場合は対策を行う前提であることから、対策義務及びこれに係る命令等の手続は、通常の有害物質取扱事業者に対する規定と同等とする。また、その後の土地改変時の届出義務についても、同等とする。
- 調査結果等の情報公開についても、通常の規定と同等に取り扱うものとする。
- 工場等の廃止時の調査において、この制度に基づく調査対策以降新たな汚染のおそれが生じていないときは、指定調査機関による調査を要しないとする調査の特例を指針に規定する。〔第 4 回検討委員会結果反映〕

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第 116 条の 2 第 1 項】(新規)

有害物質取扱事業者(第百十五条第一項、前条第一項又は第百十七条第二項の規定の適用を受ける者を除く。)は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができる。

##### 【条例第 116 条の 2 第 2 項】(新規)

前条第四項から第九項までの規定は、前項の報告をした有害物質取扱事業者について準用する。(以下、準用の読替えを規定)

#### 調査の特例を指針に規定

## 第4 対策の要件等

### 1 対策の要件

- ・溶出量基準を超える汚染があった場合、法は健康リスクがあるときに対策を要し、条例は当該土壌汚染が周辺の地下水汚染の原因であるかどうかを対策の要否の判断に用いている。
- ・この場合、法で健康リスクがあるとしている汚染状態の土地も条例では対策不要となっているケースがある。（溶出量基準超過・周辺に飲用井戸あり、地下水汚染はなし）
- ・逆に、条例のみ対策が必要なケース（溶出量基準超過・周辺に飲用井戸なし、地下水汚染あり）については、健康リスクがないものに対して対策を求めている点で過剰との見方もあるが、一方で、地下水環境保全の観点からは必要と考えられる。
- ・健康リスクについては、その判断基準を法と整合させることから、当然、法と同様の対策の要否の考え方を導入すべきである。
- ・地下水汚染については、《周辺の地下水汚染の原因となっている場合》という点が不明瞭であり、対策を求める条件も自治体によって判断が異なっていることから、より合理的で明瞭な対策を求める基準を定めるべきである。ただし、地下水汚染が自然的条件による場合など対策の効果が見込まれない場合については、扱いを整理する必要がある。
- ・健康リスクへの対策、地下水汚染対策のいずれも要しない場合は、対策の義務は課さず、改変時の拡散防止で対応することが適当である。

#### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○第 114 条から第 117 条の規定において、以下の場合に対策を義務付ける。

- ・健康リスクがある場合（法と同じ定義）
- ・地下水汚染が拡大するおそれの多い高濃度の土壌又は地下水の汚染がある場合（「高濃度」の判断基準は、「3 地下水汚染のある土地における対策」にて整理）

○それ以外の場合は、汚染土壌が存在する範囲のうち掘削等を行う範囲において、拡散防止の措置を実施する。（「第5 汚染地のリスク管理」を参照）

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・事業者措置を義務付ける規定にあつては、事業者の生じさせた汚染でないことが明らかでない場合は、措置義務の対象外とした。
- ・土地の改変の際には、当該改変範囲については、健康被害防止及び周辺地下水汚染拡大防止のために必要な措置を改変者が実施する旨を指針で定めることとした。

#### ●見直しの内容(最終)

○第 114 条から第 116 条の規定において、以下の場合に対策を義務付ける。

- ・健康リスクがある場合（法と同じ定義）
- ・周辺への地下水汚染拡大のおそれがある土壌又は地下水の汚染がある場合（第 115 条の調査要請の対象とならない土地は除く。判断基準は、「3 周辺への地下水汚染拡大のおそれのある土地における対策」にて整理）

○第 117 条による土地改変の際には、改変を実施する範囲において、拡散防止の措置の一環として、上記の対策を実施する。

○それ以外の場合は、汚染土壌が存在する土地の改変を行う際に、拡散防止の措置を実施する。（「第5 汚染地のリスク管理」を参照）

改正事項(予定)

関連各項目において記載

## 2 健康リスクのある土地における対策

- ・健康被害の防止に係る対策であることから、第 114 条等に基づく対策は、法の要措置区域における対策の要求事項と整合が図られるべきものと考えられる。
- ・改正前の条例では、溶出量基準超過時において、飲用井戸の有無を対策の要否に用いる規定がないことから、モニタリング措置については、これまで導入していなかった。このため、「溶出量基準超過・周辺に飲用井戸あり、地下水汚染はなし」である土地は、法対象案件であれば要措置区域となり、モニタリングを義務付けられる状況でも、条例指針の規定では措置が義務とされていなかった。
- ・法との整合、及び将来世代の健康リスクへの対応として、現に地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置は導入すべきである。
- ・また、改正前の条例では地下水汚染があれば封じ込め・除去等を求めており、法で選択可能な「地下水汚染の拡大の防止」の措置については指針に記載がない。法で選択可能な措置については、条例でも選択可能とすべきである。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 判断基準を法と整合させると同時に、第 114 条に基づく対策は、法の要措置区域において求められる対策と同等とする。名称についても、改正後の法の用語と整合を図る。
- 汚染除去等の措置の内容としては、法との整合、及び将来世代の健康リスクへの対応として、現に地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置を導入し、指針に規定する。また、法と同等の対策を求めると整理から、「地下水汚染の拡大の防止」も指針上の措置として規定し、条例で選択可能とする。
- モニタリング実施期間の考え方等、汚染除去等措置の具体的事項は、法改正の検討を踏まえ、指針の見直し作業において検討する。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置を導入することについては法との整合の観点からの賛成、過剰だとして反対の意見がそれぞれ寄せられた。このことについては、法との整合を図るとして整理した。
- ・対策の要否の判断基準となる飲用井戸の定義については、前述（「第 1 2 (2) 飲用井戸情報の収集等」）のとおり整理した。
- ・健康リスク及び周辺地下水汚染拡大防止いずれの目的であっても、措置を要する土地であることが明確となるよう、対策に係る計画書の名称は統一することとした。
- ・改正法第二段階施行において、モニタリングの完了要件が定められる（予定）ことから、条例のモニタリングについても同様の完了要件を指針で定めることとした。
- ・改正法第二段階施行において、目標土壌溶出量濃度及び目標地下水濃度の考え方が導入される（予定）ことから、条例の措置としても目標濃度の導入を可能とするよう指針で定めることとした。

### ●見直しの内容(最終)

- 健康リスクに関する判断基準を法と整合させると同時に、第 114 条及び第 116 条(健康リ

スク。第 116 条の 2 で準用する場合を含む。)に基づく対策は、法の要措置区域において求められる対策と同等とする。

○健康被害防止のための措置の内容としては、法の汚染除去等措置との整合、及び将来世代の健康リスクへの対応として、現に地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置を導入し、指針に規定する。また、法と同等の対策を求めるという整理から、法で選択可能な措置は条例でも選択可能とするよう、指針に各措置を追加する。

○モニタリング実施期間の考え方等、措置の具体的事項は、法施行規則との整合を図る。

#### 改正事項(予定)

措置の内容について指針に規定

### 3 周辺への地下水汚染の拡大のおそれのある土地における対策

- ・対策が必要な汚染状態については、明確な基準を設定することが望ましい。また、基準の設定にあたっては、土壌の汚染状態に加えて地下水の汚染状態についても考慮することが適切である。
- ・地下水の汚染状態については、排水基準を超える汚染地下水（＝「第二地下水基準（仮称）」超過の場合）が敷地外に流出されるような状況は、現に周辺の地下水汚染の原因となっている状態であり、早期になんらかの対応を必要とするべきである。
- ・土壌の汚染状態については、埋立処理を行う際に特別な配慮が必要なレベルの汚染土壌（＝「第二溶出量基準」超過の場合）については、今後地下水に溶出し汚染が広がる蓋然性が高いため、未然防止の観点から汚染発見時に対応を図っておくべきである。
- ・一定濃度を超える地下水汚染に対処することで、例えば防災用井戸等の使用頻度の少ない飲用井戸における飲用リスクについては、対応がなされているという整理が可能となるか、引き続き検討する。

#### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○地下水の汚染状態が「第二地下水基準（仮称）」を超過していることが敷地境界で確認されたときは、封じ込め等の措置により拡大を防ぐ。

○それ以外の場合で、「土壌の汚染状態が第二溶出量基準を超過」又は「敷地内の地下水の汚染状態が第二地下水基準を超過」のときは、敷地境界の地下水の濃度が第二地下水基準を超過しないことをモニタリングにより確認する。

○当該土地の土壌汚染及び地下水汚染に対して選択可能な措置、モニタリング実施期間の考え方等の具体的事項は、指針の見直し作業において検討する。

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・一定濃度を超える地下水汚染に対処することで、例えば防災用井戸等の「使用頻度の少ない飲用井戸における飲用リスク」については対応できるといえるか検討したが、一部の地下水汚染については未対策で残されるおそれがあることから、現時点では飲用リスクに十分対応できると断言できる状況にないものと考えた。
- ・周辺への地下水汚染の拡大防止の観点から考えた場合、敷地境界（対象地境界）における地下水の汚染状態が重要となる。そのため、対象地境界における地下水の汚染状態を地下水調査により確認し、その汚染状態に応じた必要な措置を指針に規定することとした。
- ・措置としては、対象地境界での地下水の継続監視を必須としたうえで、対象地境界において第二地下水基準を超過したときには、一定濃度を超える汚染の除去や封じ込めを求めることとした。このときに選択可能な措置は、指針に規定することとした。

#### ●見直しの内容（最終）

○汚染状況調査の結果、「土壌の汚染状態が第二溶出量基準を超過」又は「地下水の汚染状態が第二地下水基準を超過」している土地については、対象地境界における地下水の汚染状態に応じた必要な措置を実施する。

○措置としては、対象地境界での地下水の継続監視を必須としたうえで、対象地境界において第二地下水基準を超過したときには、一定濃度を超える汚染の除去や封じ込めをすることについて、指針に規定する。

○当該土地に適用可能な措置については、指針に規定する。

#### 改正事項(予定)

##### 【規則】(改正)

条例第百十五条第二項及び第百十六条第四項第二号に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 当該土壤に含まれる特定有害物質が別表第十二の三の上欄に掲げる有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値(以下「第二溶出量基準」という。)を超え、又は地下水の汚染状況が地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の四の上欄に掲げる基準値(以下「第二地下水基準」という。)を超えること。
- 二 当該土地において、指針に基づく土壤汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

#### 措置の内容について指針に規定

#### 4 対策の義務の課し方

- ・改正前の条例では、第 114 条から第 117 条までの義務者は、汚染原因への関与が異なることから、命令の要否が異なる。汚染原因者である有害物質取扱事業者に対しては命令、原因者ではない土地改変者には判明した汚染に対する措置を拡散防止措置計画の中で義務付ける規定となっている。
- ・法の要措置区域における措置は、土地所有者又は汚染原因者のいずれも義務者になり得る。改正法第二段階施行後の規定では、汚染除去等計画の作成提出指示が発出される。
- ・汚染原因者である有害物質取扱事業者及び工場等廃止者は、条例における義務の課し方の原則により、命令の対象とすべきである。但し、土地所有者等が対策を行う旨についての合意がある場合は、汚染原因者責任を引き継いだものと考え、土地所有者等に命令を発出する。
- ・工場等廃止者が不存在の場合については、限定的な状態責任に基づき、土地所有者等に命令を発出することを可能とすべきである。ただし、土地所有者等に当該土地に係る権利の取得にあたり過失がない場合（＝当該土地の土壌汚染のおそれについて知りえず、又知る立場にもなかつた場合）は、命令の対象とするべきではない。
- ・当該土地の汚染による飲用リスクの有無（＝汚染到達範囲内の飲用井戸の有無）については、対策の義務者が知りえる情報ではない。このため、措置に係る義務が生じたことについては、義務者に知らせる必要がある。
- ・周辺への地下水汚染拡大のおそれについては、調査結果により対策が必要であることは義務者にも判断できるが、この場合であっても飲用リスクのある場合には措置が追加で必要となることから、必要な措置の範囲を義務者に知らせる必要がある。
- ・土地改変者は、法では対策の義務者ではなく、条例で命令を発出する対象とすることは難しい。しかし、実際には大多数の工事で土地改変に伴い掘削除去による対策が取られていることから、今後も改変行為と共に対策を義務付けて行わせることが効果的・効率的である。なお、飲用リスクがある場合においてはその事実を知らせ、拡散防止計画の内容が不十分である時に、変更を求めることができるようにするべきである。
- ・モニタリングや地下水汚染の拡大の防止のような継続的な対策においては、措置開始後の対策義務の承継も可能とする必要がある。
- ・対策を行わずに義務者が土地に係る権利を譲渡した場合について、現行の第 116 条第 4 項の規定に、課題となっている転得者等への対応を追記するべきである。
- ・なお、健康リスクのある土地については、対策が未実施の場合には、法第 5 条の発動要件（汚染有、健康リスク有）を満たすことから、必要に応じて土地所有者等への指導も併用していくべきである。

#### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○第 114 条から第 116 条までについては、汚染原因者である有害物質取扱事業者又は工場

等廃止者に対して、汚染除去等措置及び地下水汚染対策を命じる規定とする。なお、土地所有者等が対策を行う旨についての合意がある場合又は工場等廃止者が不存在の場合（土地所有者等が当該土地に係る権利の取得にあたり過失がない場合は除く。）は、土地所有者等に命令を発出することも可能とする。

○工場等廃止者が対策を行わずに土地の譲渡等の権利の移転や土地・建物の返還があった場合、新たな土地所有者等に対策の実施義務及び報告義務を課し、指導の対象とする。新たに義務を負った者については、実施等義務に違反した場合でも罰則は適用されないが、第 120 条に基づく勧告の対象とする。

○第 117 条については、命令の規定はおかず、土地改変者に対し、判明した汚染に対する措置を拡散防止措置計画の中で義務付ける。このとき、飲用リスクの有無に関する情報を通知し、通知の前に既に提出された計画に対しては、変更を指示できることとする。

○モニタリング等の継続的な対策において、措置開始後の対策義務の承継を可能とする。

○なお、健康リスクのある土地については、対策未実施の場合、法第 5 条の発動要件を満たすことから、必要に応じて土地所有者等への指導も併用し、対策を促していく。

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・平成 29 年度の検討においては、上記のような議論を行ってきたが、一方で、パブリックコメントにおいて、所有者等に対し対策義務を課すことについて、合理性・公平性の観点から疑問視する意見も寄せられた。
- ・調査義務の承継と同様、条例の制度の根幹に関わる考え方の転換であることから、再度慎重に検討した結果、今回の制度見直しにおいては、状態責任に基づく土地所有者等への対策義務付けは断念し、命令の対象は従来通り汚染原因者である事業者に限ることとした。
- ・なお、現行第 116 条第 4 項で対策義務が課されている者は、事業者から直接土地権利の承継を受けている者であることから、土地の権利の承継と同時に対策義務を承継している。しかし、事業者の義務が譲渡により消滅することは適切ではないことから、土地の権利の譲渡の後にも事業者に本来の対策義務があり、譲受者は補充的責任を負うものとして整理するべきである。
- ・合意によって土地所有者等が対策を実施する場合については、計画書の提出等の受理が正式に可能となる規定を整備することとする。
- ・命令の手続きについては、地検協議の中で違法性に係る判断要件を明確にするよう指摘があった。このため、改正後の法の手続きを参考に、計画書の作成提出を指示し、指示に従わない場合に計画書提出に係る命令を発出すること、及び計画書に従って措置することを義務付け、これを行わない場合に措置命令をそれぞれ発出することとした。
- ・健康リスク及び周辺地下水汚染拡大防止いずれの目的であっても、措置を要する土地であることが明確となるよう、対策に係る計画書の名称は統一することとした。

#### ●見直しの内容(最終)

- 第 114 条から第 116 条までについては、汚染原因者である有害物質取扱事業者又は工場等廃止者に対して、土壤汚染の除去等の措置の計画書(土壤地下水汚染対策計画書)の作成提出を指示し、これに従わない場合に計画書の提出を命じる規定とする。
- 事業者は、計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じる義務を負う。これを行わない場合には措置の実施を命じる規定とする。
- 措置完了までの間において事業者が実施しないこととなった措置については、土地譲受者が義務を負う。また、土地所有者等が実施することを可能とする。
- 第 117 条については、指示・命令の規定はおかず、土地改変者に対し、判明した汚染に対する措置を拡散防止措置計画の中で義務付ける。このとき、飲用リスクの有無に関する情報を通知し、通知の前に既に提出された計画に対しては、変更を指示できることとする。
- なお、健康リスクのある土地については、対策未実施の場合、法第 5 条の発動要件を満たすことから、必要に応じて土地所有者等への指導も併用し、対策を促していく。

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第 114 条第 1 項】(改正)

知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの(以下「有害物質取扱事業者」という。)に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壤汚染の除去等の措置の計画書(以下「土壤地下水汚染対策計画書」という。)を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。

##### 【条例第 114 条第 2 項】(改正)

知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。

##### 【条例第 114 条第 3 項】(新規)

第一項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書(以下この条において「第百十四条計画書」という。)を提出した者は、当該第百十四条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じなければならない。

##### 【条例第 114 条第 4 項】(新規)

知事は、第百十四条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十四条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

##### 【条例第 114 条第 5 項】(旧第 3 項の改正に相当)

第百十四条計画書を提出した者は、当該第百十四条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

##### 【条例第 115 条、第 116 条】

第 114 条と同様の手続を規定

土地譲受者、土地の所有者等の措置義務については、「第3 3 第116条(工場等)に基づく調査義務の承継」の当欄に掲げる各条文を参照

**【条例第117条第4項】(新規)**

知事は、前項の規定による汚染拡散防止計画書の提出を受けた場合において、当該土地の土壤汚染が第百十四条第一項第二号の規則で定める場合に該当するときは、当該提出をした者に対し、その旨を通知し、計画の変更を求めることができる。

## 第5 汚染地のリスク管理

### 1 汚染地の改変に係る拡散防止

- ・改正前の条例の規定では、汚染処理命令あるいは汚染拡散防止命令により、封じ込めや舗装等の汚染が残置される方法での措置が行われた場合であっても、その後のリスク管理に係る規定がなく、将来的に土地改変によって汚染が拡散されるおそれや、措置に係る構造物が損壊するおそれがある。法においては、これらは形質変更時の届出の対象となる。
- ・「第4 対策の要件」において、健康リスクへの対策、地下水汚染対策のいずれも要しない場合は、改変時の拡散防止で対応することとして整理した。このことから、従来は第116条の汚染拡散防止命令の対象となった土地のうち、対策命令が発出されず、残置される汚染についても、新たな制度が必要となる。
- ・また、第117条の場合は、汚染が残置されたまま土地の改変が終わった土地について、その後敷地面積が3,000㎡未満となった場合は、再度の第117条の義務が生じないことから、汚染が拡散されるおそれがある。
- ・汚染の拡散の防止については、法第12条、第16条の規定があることから、これを参考に、改変者による拡散防止措置の義務を課することが適当である。
- ・汚染が残置されている土地の改変にあたっては、台帳でその土地の情報が確認できるが、これに加えて、より確実に土地の情報を伝達するため、土地所有者等が改変者に土地の汚染状況について情報提供を行うことを規定すべきである。

#### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

**○条例に基づく調査の結果汚染があった土地において、規則で定める行為(汚染土壤に触れるような土地の改変、対策に係る構造物の改変)を行おうとする者は、行為の実施の前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行う。**

**○改変行為の要件は、法第12条及び第16条との整合を図る。**

**○具体的な施行の基準は、法の規定を参考に指針で定める。**

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・施行の基準について、法の方法を原則とし、これに依り難い場合は、施行方法及び当該方法において拡散の防止がなされる根拠について計画書に具体的に記載することとした。
- ・同一敷地内での汚染土壤の移動(仮置きを含む。)については、移動に伴う汚染の拡散を生じさせないこととし、その方法について計画書に具体的に記載することとした。
- ・運搬基準については、法の方法を原則とし、これに依り難い場合は、搬出の方法について計画書に具体的に記載することとした。
- ・汚染土壤の処理については、法の汚染土壤処理施設での処理に限ることとした。
- ・管理票については、法の規定に準じることとし、これに依り難い場合は、使用される管理票の様式及び記載事項、交付、回付、保存の方法を計画書に具体的に記載することとした。

## ●見直しの内容(最終)

○条例に基づく調査・措置の後も汚染が残置されている土地で、汚染がある土地の改変(法第12条の要件と合わせる)、対策に係る構造物の改変、汚染土壌の搬出を行おうとする者は、行為の実施の前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了の届出を行う。

○改変に伴う汚染の拡散の防止に必要な、施行の基準、搬出基準、汚染土壌の処理方法、管理票は、法の方法を原則とする旨を指針で定める。

## 改正事項(予定)

### 【条例第116条の3第1項】(新規)

次の各号に掲げる土地において、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えている土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為(以下「汚染地の改変」という。)を行う者(以下「汚染地改変者」という。)は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。(以下略)

第一号～第三号(第114条～第116条の2に関して汚染が残置されている土地)

### 【規則】(新規)

汚染地の改変

### 【条例第116条の3第2項】(新規)

前項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。

### 【条例第116条の3第3項】(新規)

第一項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

### 【条例第117条第7項】(新規)

次の各号に掲げる土地において、汚染地改変者は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。(以下略)

第一号～第二号(第117条に関して汚染が残置されている土地)

### 【条例第117条第8項】(新規)

(準用する第117条の各規定により、計画書に従った措置義務、完了届出の義務)

施行の基準等について指針に規定

## 2 記録の保管・承継

- ・第 118 条では、条例に基づく調査及び対策の記録を実施者が作成・保管し、土地の譲渡の際には、土地の譲渡を受ける者に対し、当該記録を引き継ぐこととしている。土地の譲渡があっても、新たな所有者に土壤汚染の状況等を把握させ、再度、土地の改変を行う場合には、記録に基づき適切な措置を講じることを目的とした規定である。また、行政が調査対策の記録を保管する規定はなく、調査対策の実施者及びその者から土地の譲渡を受けた者に対し、当該記録の保管を義務付ける規定となっていた。
- ・現行規定では、記録の承継は土地の譲渡を行う場合しか想定されておらず、土地所有者以外の者が行った調査対策の記録は、土地所有者に随時共有されることを求めている。また、現行の第 116 条第 4 項の規定の問題点と同様に、土地の譲渡のない場合及び転得者に対する記録の承継は、現行規定では保証されない。
- ・台帳制度を新設することで、私有財産である土地についての情報が公開されることから、土地所有者等以外の者が実施した調査・対策の結果等は、土地所有者等にも共有されることが望ましい。また、記録は土地所有者等が当該土地の権利を譲渡するにあたり、新たな権利者に譲渡される必要がある。
- ・「1 汚染地の改変に係る拡散防止」で示した通り、改変時の拡散防止を適切に行うためには、土地所有者等が改変者に土地の汚染状況について情報提供し、届出義務があることを伝える必要がある。このことは、土地所有者等の義務として規定すべきである。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 有害物質取扱事業者や土地改変者等から土地所有者等への土壤調査及び対策に係る記録の共有・承継を義務づける。
- 土地所有者等は、当該土地について新たに土地改変が行われる際には、改変者に土壤調査及び対策の記録を提供するものとする。
- 土地所有者等が土地を譲渡する際には、土壤調査及び対策の記録を承継する。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・第 116 条の調査が猶予されている土地については、将来行われる汚染状況調査のために、その土地で操業していた事業場の有害物質の取扱状況に係る記録や図面について、猶予を受けた者が保管し、土地所有者等に共有し、地位の承継があった場合は記録についても承継する義務を負うこととした。（猶予の項再掲）
- ・調査、措置等の実施者から土地所有者等への記録の引渡しについては、承継ではなく引継という用語に改めた。
- ・規定上の各者について、地位の承継があった場合に記録も承継されるべきことを条文中で示すこととした。

### ●見直しの内容(最終)

- 有害物質取扱事業者や土地改変者に対し、土地所有者等への土壤調査及び対策に係る内容の共有、記録の作成保管及び必要に応じた記録の引継を義務づける。

○第 116 条の調査が猶予されている土地については、猶予の確認を受けた者に対し、作業時の有害物質の取扱状況等についての土地所有者等への共有・記録の作成保管及び必要に応じた記録の引継を義務付ける。

○土地所有者等は、当該土地について新たに土地改変が行われる際には、改変者に共有された内容や引き継がれた記録を提供するものとする。

○土地所有者等の地位の承継の際には、共有された内容や引き継がれた記録を承継する。

#### 改正事項(予定)

##### 【条例第 118 条第 1 項】(旧 1 項及び 2 項を合わせた内容の改正)

第百十四条から第百七条までの規定に基づく調査を行った者、措置に係る計画書を作成した者又は措置を行った者(その者の地位を承継したものを含む。)にあつては当該調査、計画書又は措置の内容について、第百十六条第一項ただし書の確認を受けた者(その者の地位を承継した者を含む。)にあつては工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の作業時の状況について、土地の所有者等と共有するとともに、記録を作成し、保管し及び必要に応じて土地の所有者等にこれを引き継がなければならない。

##### 【条例第 118 条第 2 項】(新規)

土地の所有者等(その者の地位を承継した者を含む。)は、前項の規定により共有した調査、計画書若しくは措置の内容等又は引き継がれた記録について、当該土地における土地改変者又は汚染地改変者に対して適切に提供しなければならない。

### 3 自然由来等基準不適合土壌の搬出

- ・自然由来等基準不適合土壌については、「第1 3 自然由来等基準不適合土壌の扱い」において、法が規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用することとした。
- ・現状、条例第116条、第117条ともに自然由来等基準不適合土壌の拡散防止に対しては指導や運用によって対応している。
- ・自然由来等基準不適合土壌であると判断された場合には搬出等による拡散を防止するため、必要な搬出等の届出、対応を行うよう規定を整備することが妥当である。
- ・拡散防止のための適切な対応としては、搬出土調査等を行う、基準不適合が確認された場合は汚染土壌処理施設または適切な管理のもとで地質が同じである場所へ搬出する、調査しない土壌を搬出する場合には基準不適合土壌とみなして搬出する等の対応が考えられる。
- ・以上のような対応がとられるよう、自然由来等基準不適合土壌に関して搬出計画書及び、工事終了後の報告の提出を義務付けることが有効である。
- ・搬出時の計画、報告は通常の土壌汚染対策フローでは「汚染拡散防止計画書」及び「汚染拡散防止措置完了届」によって届け出られる。自然由来等基準不適合土壌についても、同じスキームを活用するが、計画提出は搬出を行うときのみ義務付ける等、人為由来汚染の場合と比較して義務を軽減することが妥当である。
- ・自然由来等の基準不適合があることの判断については、法の調査方法によるか、或いは地歴上既に把握している情報のみで可能とすることを指針に記載する。
- ・その他、自然由来等基準不適合土壌であることの判断に係る調査、搬出及び処理の方法等については、土壌汚染対策指針において定める必要がある。
- ・上述のとおり、自然由来等基準不適合土壌についても、一定のリスク管理が必要となることから、自然由来等による基準不適合土壌があったことについては、台帳に記載する必要がある。

#### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 自然由来等基準不適合土壌についての取扱いについては、判断に係る調査の方法、搬出及び処理の方法等を指針に規定する。
- 自然由来等による基準不適合の地歴がある土壌については、汚染状況調査での試料採取は必須とせず、搬出時に必要に応じて調査を実施する。
- 自然由来等による基準不適合土壌と判断したことについては、台帳に記載する。
- 自然由来等基準不適合土壌を外部へ搬出するときは、搬出の方法及び搬出先での処理等に関する汚染拡散防止計画書の提出を行う。
- 自然由来等基準不適合土壌の搬出が適切に行われたかどうかの確認は、汚染拡散防止措置完了届による。

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・汚染の原因が専ら自然的原因（水面埋立材由来の場合を含む。）とみられる地歴があ

る土地については、〔第4回検討後、検討結果を反映〕指定調査機関が指針に定める判断(法の自然由来等土壌の判断基準)を行ったうえで汚染の原因が専ら自然的条件であると認められれば、汚染状況調査での試料採取は必須しない調査の特例を設けることとした。

- ・自然由来等基準不適合土壌の搬出先としては、〔第4回検討後、検討結果を挿入〕

### ●見直しの内容(最終)

#### 〔第4回検討後、検討結果を反映〕

- 汚染の原因が専ら自然的原因(水面埋立材由来の場合を含む。)とみられる地歴がある土地については、指定調査機関が指針に定める判断を行ったうえで汚染の原因が専ら自然的条件であると認められれば、汚染状況調査での試料採取は必須しない調査の特例を設ける。
- 自然由来等基準不適合土壌を敷地外へ搬出するときは、搬出時の調査方法、運搬方法及び搬出先での処理又は管理に関して、汚染拡散防止計画書の提出を行う。
- 自然由来等基準不適合土壌は、汚染土壌処理施設のほか、同一地層又は同一埋立契機の土地で受入先の土地が適切に管理されているものへの搬出、残土の受入基準等を有する機関で汚染土壌の拡散がなされないことが確実なものへの搬出を可能とする。
- 自然由来等基準不適合土壌の搬出が適切に行われたかどうかの確認は、汚染拡散防止措置完了届による。
- 自然由来等の汚染があった土地については、台帳の対象とし、自然由来等の汚染があった旨を記載する。搬出時の受入先の管理方法等も台帳の図面等とする。

### 改正事項(予定)

#### 【規則】(新規)

汚染地の改変(うち、自然由来等の場合の読み替え等)

調査の特例、搬出の方法について指針に規定

## 第6 法との重複の整理

### 1 汚染状況調査の方法

- ・ 条例に基づく汚染状況調査と法の土壤汚染状況調査とは、必須とされる調査内容が異なり、分かりにくいという意見がある。特に、深度方向調査の扱いが異なる。
- ・ 具体的には、条例では「概況調査」（表層等）で基準超過があった場合、「詳細調査」（全地点ボーリング調査及び地下水調査）が必須となっている。これは、条例においては、機会を捉えて汚染の範囲を把握することを目指していることによる。
- ・ 一方、法では、汚染のある土地は区域指定し管理していくことから、指定に必要な調査のみを義務付けている。第一種特定有害物質はその特性から深度方向の調査も要するが、土壤ガスが相対的に高濃度である地点のみが必須であり、それ以外の地点のボーリングは必須ではない。また、第二種・三種は表層土壌の調査のみで足りる。対策を実施する際に、必要に応じてボーリング調査を実施する。
- ・ さらに、改正法第二段階施行により、法第4条の調査は形質変更の深さ+1mまでが調査範囲となり、それ以深の調査を不要とすることが検討されている。
- ・ 「第2 土壤汚染届出情報の公開」より、今回の見直しにおいて、条例においても汚染の状況については台帳を調製し、汚染地の改変の届出を義務付ける等、法の区域指定制度と同様のリスク管理を行っていくこととした。
- ・ 新しい制度の元では、直ちに掘削を行わない土地や対策を要さない土地において、条例で詳細調査を求めることは、事業者にとって過剰な負担となる可能性がある。
- ・ 一方で、法・条例ともに、地下水汚染の有無で判断が分かれる事項がある。特に、条例独自の一定濃度を超える地下水汚染の対策要否の判断には、地下水の汚染状況の把握が必要となる。よって、地下水調査の方法は、条例独自に指針において定めるべきである。
- ・ 全体を通じ、法との整合及び条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して、合理的な調査範囲を検討するべきである。

#### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○ 汚染状況調査については、法の土壤汚染状況調査との整合及び条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して、合理化する。

○ 土壌の調査方法及び範囲については、法によるものと同じ方法・範囲を条例上必須の調査とする。なお、詳細調査を実施した場合には、条例の調査として報告できる。

#### ● 意見募集の結果その他の追加検討

- ・ 地下水の調査方法については条例独自の制度であり、次のように整理した。
- ・ 地下水の汚染を見つけに行く調査と位置づけ、代表地点（第一種特定有害物質のときは相対的高濃度地点、第二種・第三種特定有害物質のときは第二溶出量基準超過区画及び30m格子内の最も濃度の高い地点）での地下水採取を行い、代表地点で地下水汚染があった場合は、対象地外への影響の有無を確認するため、地下水流向下流側の対象地境界（工場等廃止時の調査では敷地境界、土地改変時の調査では改変地境界）

において地下水採取を行うこととした。

- ・将来にわたり地下水の利用が見込まれない地域においては、地下水汚染に関する措置を要しないことから、地下水調査を行わないことができることとした。〔第4回検討後、検討結果を反映〕
- ・詳細調査の位置づけについては、対策の実施に必要な調査とし、汚染状況調査とは別に指針に方法を定めることとした。
- ・搬出土調査は、搬出土の汚染状態を確定させるため、法の認定調査又は条例指針の詳細調査に準じる方法で任意で実施することとした。また、搬出度調査を行わない土壌は、表層又は代表地点の汚染状態と同一とみなすこととした。

#### ●見直しの内容(最終)

○土壌の調査方法は、法の方法と一致させる。

○地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があった場合の敷地内の地下水の調査は必須とする(第115条の調査要請の対象とならない土地は除く。)。調査は「地下水汚染を見つけに行く調査」とし、その方法は指針において定める。

○詳細調査については、「対策の実施に必要な調査」の位置づけで、汚染状況調査とは別に指針に調査方法を規定する。

○搬出土調査については、「搬出土の汚染状態を確定させるための調査」の位置づけで、法の認定調査又は条例指針の詳細調査に準じる方法で、任意で実施する。

#### 改正事項(予定)

調査の方法について指針に規定

## 2 条例第 116 条と法第 3 条の調査報告の重複

- ・法第 3 条の対象案件のほぼすべてが条例第 116 条の対象となっており、重複案件は両者の手続きが必要になっている。報告先について、法第 3 条は東京都（八王子市及び町田市を除く。）であり、条例第 116 条は各区市となっている。平成 28 年度の条例第 116 条第 1 項の調査報告は 251 件、法第 3 条の調査報告は 60 件であり、概ね 60 件が重複していることとなる。
- ・法と条例の考え方の違いにより、「1 汚染状況調査の方法」による見直しの後も、調査範囲や方法に多少の差が残る。また、区市と都で指導が異なるときがあるという声も事業者から寄せられている。事業者の負担を軽減し、かつ行政手続きの合理化を図るしくみが求められている。
- ・法と条例は、規制に係る土地は同一の場合であっても、義務者がそれぞれ土地所有者等と有害物質取扱事業者と異なっており、別の規定である。よって、一方の報告をもって、他方の義務の履行を不要とすることは難しい。加えて、調査・対策方法については、法との整合を図りつつ、条例独自の地下水保全の観点も考慮することとしており、条例の規定を適用していく必要がある。
- ・よって、条例条文上で適用除外、届出義務の免除を規定することはできない。しかし、可能な限りの手続きの省力化・合理化は図っていくべきである。
- ・手続きの省力化・合理化として、法第 3 条の調査報告書が都へ提出された場合、区市へ提出する条例第 116 条の調査報告書は、法第 3 条の報告書を活用する運用が考えられる。なお、報告書の活用のためには、法の報告書において、条例の調査内容を満足している必要がある（例：条例調査では、溶出量基準超過時に地下水調査が必要となるなど）が、当該地下水調査の結果は法の対策要否の判断にも活用される情報であり、現状でも都における審査時に確認していることから、十分対応が可能である。
- ・上記の合理化により、調査に関する指導は、基本的に都に一本化され、指導の齟齬が解消される。法と条例の調査の二度手間や、条例の報告用に別の報告書を作成することが不要となる。完全に適用除外になるわけではないので、工場等廃止者等への指導は随時可能である。
- ・合理化の課題として、特定施設廃止後に法第 3 条の対象であるかの判定に日数を要している状況があり、区市との円滑な情報共有の方法等について協議していく。

### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 法と条例が同時に適用される土地においても、条例を完全に適用除外とせず、調査対策における条例の規定が適用されることとする。
- 手続の合理化・省力化として、法第 3 条の調査結果書が都へ提出された場合、区市へ提出する条例第 116 条の調査報告書は、法第 3 条の調査報告書を活用できるとする。
- 調査の技術的な整合については、指針で整理する。（「1 汚染状況調査の方法」も関連）

### ● 意見募集の結果その他の追加検討

- ・追加検討事項なし

#### ●見直しの内容(最終)

- 法と条例が同時に適用される土地においても、条例を完全に適用除外とせず、調査対策における条例の規定が適用されることとする。
- 手続の合理化・省力化として、法第3条の調査結果書が都へ提出された場合、区市へ提出する条例第116条の調査報告書は、法第3条の調査報告書を活用できるとする。
- 調査の技術的な整合については、指針で整理する。(「1 汚染状況調査の方法」も関連)

#### 改正事項(予定)

条例、規則、指針における規定なし

### 3 条例第 117 条と法第 4 条の調査報告の重複

- ・法第 4 条の対象案件のほぼすべてが条例第 117 条の対象となっており、重複案件は両者の手続きが必要になっている。届出及び報告先について、法第 4 条は東京都（八王子市及び町田市を除く。）であり、条例第 117 条は東京都であるため、都は法及び条例の審査を同時に行っている。平成 28 年度の第 117 条第 1 項の件数は 674 件、うち改変面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上であるもの（法第 4 条対象）は 459 件であった。
- ・法第 4 条の調査義務者は土地所有者等であるが、改正法第一段階施行後の法第 4 条第 2 項において、先行して実施した調査結果を法第 4 条第 1 項と同時に土地改変者が提出することが可能となり、条例第 117 条の手続き及び調査結果と内容が重複することになる。
- ・都では、条例の報告書の鑑に法の調査報告書の受理番号を記載することで条例の報告書を簡略化しており、この方法にて円滑に運用されている。
- ・法と条例の調査内容の留意点として、条例第 117 条第 1 項の地歴調査の対象が敷地全体であるのに対し、法第 4 条の土壤汚染状況調査で要する地歴調査は形質変更対象地のみである点が異なる。（なお、法のガイドラインでは、周辺の地歴調査も実施することが望ましいとされている。）また、条例が地下水の調査を要することについては、「2 条例第 116 条と法第 3 条の調査報告の重複」と同様である。

#### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○都に対して法第 4 条と条例第 117 条の双方を提出する案件については、条例の報告書の鑑に法の調査報告書の受理番号を記載することで条例の報告書を簡略化する運用について、今後も同様に実施していく。

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・追加検討なし

#### ●見直しの内容(最終)

○都に対して法第 4 条と条例第 117 条の双方を提出する案件については、条例の報告書の鑑に法の調査報告書の受理番号を記載することで条例の報告書を簡略化する運用について、今後も同様に実施していく。

#### 改正事項(予定)

条例、規則、指針における規定なし

#### 4 対策・拡散防止に係る重複

- ・対策要件や拡散防止に係る規制の見直しにより、法と条例が同時にかかる案件での手続きが変更される。健康リスクの有無・汚染状態により法・条例で必要な手続きが異なることから、それぞれについて可能な重複解消方法を検討する必要がある。
- ・（１）健康リスクがある場合の対策については、「第４ ２ 健康リスクのある土地における対策」により、法と条例の対策の要件は同様とした。改正法第二段階施行で法においても汚染除去等計画等の規定が設けられることから、提出される計画・完了の内容はほぼ同様となる。一方で、「第４ ４ 対策の義務の課し方」のとおり、法と条例で対策の義務者が異なる場合があることから、法の届出をもって条例を適用除外とすることは難しい。よって、調査報告手続の重複と同様に、法第９条に基づく汚染除去等計画書等の活用により条例手続きの合理化を図るべきである。
- ・（２）一定濃度を超える汚染がある場合には、条例において地下水汚染拡大防止のための対策計画及び完了の届出を求める。一方で、法において対策等は必要ないが、形質変更時要届出区域に指定されるため、法第１２条の届出等が必要となる。規制目的が異なることから両者の記載事項は異なるはずだが、結果的に内容が重複するケースが多数発生する見込みである。よって、基本的には条例の規定に基づく地下水汚染拡散防止対策の手続きを要するが、法第１２条等の手続きも必要な場合には、可能な範囲で内容の統一化を進め、合理化を図るべきである。
- ・（３）汚染が残置された土地の汚染拡散防止について、条例で新設予定の規定は法の形質変更時要届出区域の形質変更時の届出等と義務者及び届出内容が類似する。よって、該当する法の届出がされた場合は、条例の届出があったものとみなす、などの規定により、手続の一本化を図ることが可能と考える。
- ・上記のように各手続について最大限の重複解消を図った結果、汚染状態等により手続方法や届出先が異なることとなる。このことについては、より多くの案件が対象となる部分（＝対策を要さない土地。（３）のケース）の重複解消を重視し、対策の必要がある土地（＝（１）（２）のケース。特に都と区市にまたがるもの）については、運用の中で可能な限りの合理化は進めながら、手続き方法について丁寧に説明することで、混乱のないようにする。

#### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 要措置区域（指定の予定にある土地を含む。）において汚染除去等計画・完了届が提出された場合、条例に基づく対策の計画・完了の届出は、法の計画書等を活用できるものとする。
- 一定濃度を超える汚染地における周辺地下水汚染拡大防止のための対策は条例の独自の規定であるため、条例に基づいた手続きを行う。
- 形質変更時要届出区域等の指定がされた土地において、法第１２条の形質変更届、第１６条の搬出届、措置完了報告書の提出があった場合は、条例の汚染残置がなされた土地における汚染拡散防止計画・完了の届出がそれぞれあったものとみなす。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・（３）汚染が残置された土地の汚染拡散防止について、みなし規定を置くことで条例に基づく指導がなされなくなることへの懸念が寄せられた。このため、みなし規定ではなく、該当する法の届出がされた場合は、条例の届出を省略可能とすることにより、条例の指導の根拠を残すこととした。
- ・汚染拡散防止完了届については、法の第 12 条、第 16 条には完了届の義務付けがないことから、省略については条例・規則に規定できない。よって、任意の措置完了報告がなされたときの報告書の活用を可能とし、条例の完了届は規定通り行うこととした。

### ●見直しの内容(最終)

- 要措置区域(指定の予定にある土地を含む。)において汚染除去等計画・完了報告書が提出された場合、条例に基づく土壌地下水汚染対策計画書・完了届は、法の計画書等を活用できるものとする。
- 一定濃度を超える汚染地における周辺地下水汚染拡大防止のための対策は条例の独自の規定であるため、条例に基づいた手続きを行う。
- 形質変更時要届出区域等の指定がされた土地において、法第 12 条の形質変更届、第 16 条の搬出届の提出があった場合は、条例の汚染地改変時の汚染拡散防止計画書を省略可能とし、合理化を図る。

### 改正事項(予定)

【規則】(新規)  
汚染拡散防止計画書(作成省略)

## 5 汚染を管理する台帳の重複

- ・「第2 2 届出情報の公開の範囲」により、条例により届出られた汚染情報の台帳(条例台帳)を整備する予定であり、法と条例で同様の内容の台帳がそれぞれ調製される。
- ・同じ土地であっても、条例第116条の台帳は区市、法と条例第117条の台帳は都で所管することになり、情報が散在する可能性がある。
- ・一方で、台帳に届出情報等を記載するには、内容の精査、区市と都における情報共有が不可欠であり、この点をおろそかにすると台帳の正確性が損なわれることになる。
- ・台帳の調製及び更新は、都及び区市が行うもので、重複して存在する場合であっても、調査対策を行う事業者には負担は発生しないものの、閲覧者の不便は予想される。このことについては、都が法の台帳をインターネットで閲覧可能とするシステムを平成31年度を目途に運用開始する予定であり、一定程度は解消される見込みである。
- ・台帳情報は日々更新されることが想定されるため、それぞれの台帳において他の手続きに基づく届出事項を随時反映するためには、都及び区市において相当量の事務負担が発生する。正確な情報を随時更新し、かつ利便性を確保するためには、システム的な対応も含めて、相応の体制が必要となる。これらのことから、当面はそれぞれの規定に基づく台帳を調製することとし、運用する中で最適な方法を構築していくことが適当である。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○台帳情報の正確性を重視し、制度開始時は、法・条例それぞれで台帳を調製し、運用していく。運用する中で正確性と利便性が確保できるよう、区市とも協議しながら引き続き検討していく。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・追加検討なし

### ●見直しの内容(最終)

○台帳情報の正確性を重視し、制度開始時は、法・条例それぞれで台帳を調製し、運用していく。運用する中で正確性と利便性が確保できるよう、区市とも協議しながら、施行後も引き続きあり方を検討していく。

### 改正事項(予定)

条例、規則、指針における規定なし

## 第7 その他

### 1 第 116 条調査義務等勧告違反への対応

- ・第 116 条第 1 項の調査義務違反に対しては、勧告を行うことが出来るが、命令を行うことは出来ない。実質的な制裁になっていない、単なる勧告を行うだけでは効果が薄いという指摘がある。
- ・勧告違反について公表が出来るという第 156 条の規定に、第 120 条の勧告は含まれていない。
- ・区市の指導部署からは調査義務者に対する指導権限の強化を求める声がある。
- ・第 116 条の調査未実施者に対して、より効果のある指導を行える規定が必要である。
- ・第 156 条の違反者の公表の規定については、懲罰的公表であることから、不利益処分としての手続きを要する。
- ・一方で、環境リスク防止及び土地取引時等のトラブルの未然防止の観点から、調査がなされていない土地であることの実態の公開は迅速に行う必要がある。

#### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 調査義務違反者に対しては、第 120 条に基づく勧告を行い、不利益処分に係る手続きが完了した後に、第 156 条に基づく「違反者の公表」を実施する。
- 調査報告義務違反の勧告がなされた土地についての公開の規定は、第 156 条とは別に、土壌制度の規定の範囲において設け、違反者の公表に先立って迅速に行うことを可能とする。

#### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・未調査地の公表に当たり、土地所有者に意見を述べ、証拠を提示する機会を付与することとした。

#### ●見直しの内容(最終)

- 調査義務違反者に対しては、第 120 条に基づく勧告を行い、勧告違反があったときには、第 156 条に基づき、不利益処分に係る手続きを実施したうえで違反者を公表する。
- 調査報告義務違反の勧告がなされた土地についての公開の規定は、第 156 条とは別に、土壌制度の規定の範囲において設け、違反者の公表に先立って迅速に行うことを可能とする。
- 

## 改正事項(予定)

### 【条例第 120 条第 2 項】(新規)

知事は、第百十六条第一項の規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、同項に規定する汚染状況調査の対象となっている土地の場所及びその範囲について、公表することができる。

### 【条例第 120 条第 3 項】(新規)

知事は、前項の公表をしようとする場合は、当該土地の所有者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。



## 2 費用の請求

- ・現行規定の第 121 条は、廃止等に係る土地の譲渡を受けた者又は土地の改変者（すなわち、汚染原因者ではないが、条例上の義務により調査対策を行う者）が、土壤汚染の調査等に要した費用を汚染原因者に請求することを妨げるものではない旨を、確認的に規定したものである。
- ・制度の見直し後であっても、汚染原因者負担の原則は維持することから、土地所有者や土地改変者などの汚染原因者以外の者が実施した調査・対策に係る費用について、汚染原因者に求償することを妨げないという条例第 121 条の規定は維持されるべきである。

### ●中間とりまとめ時点での見直しの方向性

- 「汚染原因者以外の者が実施した調査対策の費用を汚染原因者に請求することを妨げない」ことの明記は維持する。
- 「汚染原因者以外の者」として、見直し後の各規定において義務を負う土地所有者等及び土地改変者が網羅されるようにする。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・費用を汚染原因者、その役員経験者や承継者に請求できると明記すべきという意見があった。費用の請求は、民事上行うものであり、意見に挙げられた者については、汚染原因者に類するものとして費用の請求を行うかどうかは個々の事案によると考える。このため、条例の中で明記しないこととした。
- ・土地所有者等には調査、措置の義務は課されないこととなったため、当規定の対象から外した。

### ●見直しの内容(最終)

- 「汚染原因者以外の者が実施した調査対策の費用を汚染原因者に請求することを妨げない」ことの明記は維持する。
- 「汚染原因者以外の者」として、見直し後の各規定において義務を負う土地譲受者、土地改変者及び汚染地改変者が網羅されるようにする。

### 改正事項(予定)

#### 【条例第 121 条】(改正)

第一百六条第九項(第一百六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第一百六条の三及び第一百七条の場合において、工場等廃止者又は施設等除却者(第一百六条の二第二項において準用する場合にあっては有害物質取扱事業者)から、第一百六条第一項の廃止若しくは除却に係る土地又は第一百六条の二第一項の汚染状況調査を実施した土地の譲渡を受けた者、土地改変者又は汚染地改変者が、汚染状況調査、措置等を実施したときは、当該調査、措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。

### 3 土地所有者等の協力義務

- ・ 現行の第 114 条及び第 116 条においては、汚染土壌の処理を命じられた工場等の敷地が当該有害物質取扱事業者の所有でない場合は、当該事業者には掘削の権原がないので、土地の所有者に対し、汚染土壌の処理について協力すべきことを定めている。この場合の協力とは、土地の掘削などの処理行為の実施を承認することを指し、費用の負担等を求めるものではない。この規定は、見直し後も重要である。
- ・ 対策実施時の協力義務のほか、土地所有者以外の者が実施する調査についても土地所有者等の協力が不可欠である。このことから、調査に関する協力義務も明記しておくことで、調査のより円滑な実施に資すると考えられる。

#### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○ 条例上の義務者が調査・対策を実施する場合の土地所有者等の協力義務について規定する。

#### ● 意見募集の結果その他の追加検討

- ・ 土地所有者等の調査及び措置等を実施する者への協力を義務とする場合は、義務違反に対する規定を設けるべきという意見があった。土地所有者等が調査及び措置に協力しない場合、調査及び措置の義務者が条例の規定に対して違反状態に置かれると考えられるので、当該違反に関する指導や勧告を行うにあたり、土地所有者等へ第 119 条に基づく指導を行うことが考えられる。また、調査及び措置の義務者が勧告又は罰則の適用に至っても調査及び措置を実施出来なくなれば、未調査地の公表の対象や、台帳が措置未実施のままとなる。これら他の規定があることから、協力義務違反時の罰則等は設けないこととした。

#### ● 見直しの内容(最終)

○ 条例上の義務者が調査・措置等を実施する場合の土地所有者等の協力義務について規定する。

#### 改正事項(予定)

【条例第 121 条の 2】(第 114 条第 1 項、第 116 条第 2 項にあった内容の改正)

第百十四条から第百七条までの規定に基づき調査、措置等を実施する者が当該土地の所有者等と異なる場合においては、当該土地の所有者等は、当該調査、措置等の実施に協力しなければならない。

#### 4 最適な土壤汚染対策の選択の促進

- ・法や条例に含まれていない新たな概念として、土壤汚染対策における環境負荷配慮や経済・社会影響配慮が必要だという考え方がある。都においては、環境負荷低減を考慮した合理的な土壤汚染対策を推進するため、「土壤汚染対策における環境負荷評価手法検討会」において「土壤汚染対策における環境負荷定量評価手法検討会 報告書」（平成27年3月）を取りまとめるとともに、提言を受けて「土壤汚染対策における環境負荷評価手法ガイドライン」や「環境負荷定量評価ツール」を作成するなどの取組を行ってきた。
- ・上記検討会報告書に記載のとおり人の健康に被害を及ぼすおそれがある場合には、摂取経路を遮断する措置を講じることが必要となる。その方法として、掘削除去、原位封じ込め、盛土、舗装、封じ込め等の種々の対策が認められている。これまでの傾向としては、都内、国内における対策事例のほとんどで掘削除去が選択されており、摂取経路を遮断する措置としては、過剰な対策となっている場合が多い。掘削除去は、他の措置に比べて対策費用が割高となる場合が多いだけでなく、土壤の掘削・運搬に伴うエネルギー消費・二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出の増加や汚染土壤の移動に伴うリスク拡大のおそれなど、環境配慮の観点からも懸念があり、必ずしも合理的な選択がなされているとは言えない状況である。
- ・また、土壤汚染対策の目的を満たした上で、さらに対策に伴って生じる環境負荷の最小化を目的とするグリーン・レメディエーション（GR）という取組が米国で進められている。さらに、環境、社会、経済という持続可能性の3側面から土壤汚染対策を評価していこうというサステイナブル・レメディエーション（SR）という取組も欧米を中心に検討されている。
- ・これらの動きを受けて、都では平成28年3月に策定した「東京都環境基本計画2016」において、「最適な土壤汚染対策を選択する手法の検討」「対策実施に係る全ての過程での環境負荷の低減（環境面）とともに、コストの削減（経済面）や近隣住民等の理解促進（社会面）などの視点を踏まえ、事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討していく。」こととした。
- ・最適な土壤汚染対策を選択する手法については、上記環境負荷評価手法ガイドラインや評価ツールが利用可能な状況ではあるが、手法として国内で確立したといえる段階ではなく、規制の形で強制することはなじまない。しかし、対策に係る助言にあたり、GR・SRの考え方の普及も同時に図られることが望ましく、その基本となる考え方を引き続き検討したうえで、指針に示すべきである。根拠として、「東京都環境基本条例」の目的及び環境確保条例第3条の知事の責務としての環境負荷低減技術の普及の規定に基づくものと整理できる。

#### ● 中間とりまとめ時点での見直しの方向性

○ 土壤汚染対策における環境負荷及び経済・社会影響への配慮について、条例第3条の知事の責務に基づき、指針に考え方を示し普及を促していく。

### ●意見募集の結果その他の追加検討

- ・指針において、環境保全対策の項目にG Rの観点からの項目を加える、計画立案時に環境・社会・経済への配慮も考慮すべきことを記載する、など可能な部分から取り入れていくこととした。
- ・土壌地下水汚染対策計画書で、措置の選択の場面において、その理由について記載を求め、配慮の考え方を普及していくこととした。
- ・周辺環境保全対策の項目について追加し、措置を行うサイトだけでなく広い観点での環境保全対策の必要性を普及していくこととした。

### ●見直しの内容(最終)

- 土壌汚染対策における環境負荷及び経済・社会影響への配慮について、条例第3条の知事の責務に基づき、指針に考え方を示し普及を促していく。
- 規則記載事項として措置の選択の理由の記載を設けること、指針の周辺環境保全対策において広い観点での環境負荷低減を目指すことを動機づける。

### 改正事項(予定)

#### 【規則】 (改正)

#### 土壌地下水汚染対策計画書記載事項 (抜粋)

- 三 土壌汚染の除去等の措置の方法及びその選択理由
- 五 土壌汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策

指針に、措置の選択理由として記載すべき内容、環境保全対策について規定

## 参考資料

### 1 「土壌汚染対策検討委員会」委員名簿

[50音順・敬称略]

氏名	現職	専門分野
石崎 利一	全国中小企業団体中央会	中小企業経営
大塚 直	早稲田大学 法学部 教授	法律（環境法）
小野 恭子	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員	リスク評価
勝見 武	京都大学大学院 地球環境学堂 教授	地盤工学
小林 剛	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授	環境安全科学 環境動態解析
鈴木 弘明	一般社団法人 土壌環境センター 技術委員会 委員長（～H30.5）副委員長（H30.5～） （原所属：日本工営株式会社）	土壌汚染 調査・対策
（委員長） 細見 正明	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	環境化学工学 土壌汚染

制度見直しの検討において、法改正への対応等多忙を極める中、自治体における土壌汚染対策の根幹に関わる部分に全面的にご理解、ご支援を頂いた、土壌汚染対策検討委員会の委員各位、とりわけ細見正明委員長、大塚直委員長代行に厚く御礼申し上げます。

2 「土壌汚染対策検討委員会」 開催記録

○平成29年度

日程	議事事項	
第1回 平成29年 11月27日	条例制度見直しについて (1) ・規制対象物質・摂取経路 ・情報公開 ・工場等廃止時調査義務 ・調査義務違反への対応 (第2回継続検討事項)	1-1 目的・規制対象 (113条、122条)
		1-2 土壌汚染届出情報等の公開
		1-3 116条に基づく調査 (調査猶予、調査時期、義務の承継等)
		1-4 調査義務違反者への対応
		1-5 操業中の調査・対策 (116条、117条)
第2回 平成30年 2月2日	条例制度見直しについて (2) ・土地改変時の義務 ・汚染地の対策等義務 ・地下水汚染対策	2-1 117条に基づく調査 (適用除外行為等)
		2-2 人の健康リスクに係る対策等 (114条)
		2-3 地下水汚染への対策要件(115条)
		2-4 汚染地の改変に係る拡散防止 (114~117条)
		2-5 自然由来等基準不適合土壌の搬出 (122条)
第3回 平成30年 3月2日	条例制度見直しについて (3) ・法との重複への対応 ・中間とりまとめ	3-1 調査・対策以外の規定 (118条~122条)
		3-2 法制度との重複に係る整理
		3-3 中間とりまとめ (素案)

○平成30年度《第4回終了後に最終版に差し替え》

日程	議 事 事 項	
<p>第1回 平成30年 5月31日</p>	<p>○条例事項 (最終) ○規則事項 1 基準 2 手続 ○指針事項 1 調査</p>	<p>1 中間とりまとめ 関係者ヒアリング状況</p> <p>2 パブリックコメントの資料案について</p> <p>3 規則改正事項、指針改正事項の整理</p> <p>4 規則事項1 (基準) ①健康リスクの判断基準 ②地下水汚染対策に係る判断基準</p> <p>5 規則事項2 (手続) ①調査猶予 (第116条関係) ②第117条の適用除外行為 (第117条関係) ③汚染地の改変行為 (第116条・第117条共通)</p> <p>6 指針事項1 (調査) 汚染状況調査 (①第1種ボーリング②地下水調査③調査省略)</p>
<p>第2回 平成30年 8月1日</p>	<p>○規則事項 3 記載事項 ○指針事項 1 調査 2 対策</p>	<p>1 条例改正案に対するパブリックコメント募集の結果 (報告)</p> <p>2 規則事項3 (記載事項) ①調査・対策に係る報告書等 ②台帳</p> <p>3 指針事項1 (調査) ②地下水調査の方法 (検討)</p> <p>4 指針事項2 (対策) ①対策の目標・措置の内容 ⑤最適な土壌汚染対策の選択</p>
<p>第3回 平成30年 10月15日</p>	<p>○指針事項 1 調査 2 対策 3 その他 ○ここまでの 検討の整理</p>	<p>1 環境確保条例の改正について (経過報告)</p> <p>2 指針事項1 (調査) ②地下水調査の方法 (検討) ④地歴調査及び有害物質取扱状況の把握 ⑤調査義務外の調査方法 (深度方向調査、搬出土調査等)</p> <p>3 指針事項2 (対策) ①対策の目標・措置の内容 ②施行時の基準、自然由来等基準不適合土壌</p> <p>4 通知事項① (土壌地下水汚染対策命令発出に関する事項等)</p>
<p>第4回 平成30年 11月19日</p>	<p>○制度見直し 最終取りまとめ ○施行に向け ての対応</p>	<p>1 指針事項1 (調査) ⑥調査の特例</p> <p>2 指針事項2 (対策) ①対策の目標・措置の内容</p> <p>3 通知事項② (経過措置への対応)</p> <p>4 通知事項③ (指針の技術的事項)</p> <p>5 土壌汚染対策制度の見直し検討最終取りまとめ (素案)</p>

### 3 関係者ヒアリング等実施記録

(1) 区市との協議

(2) その他関係者ヒアリング

## 資料 7

# 次年度にかけて 検討を予定している事項

1

### (1) 操業中調査の普及促進

#### これまでの議論(「最終取りまとめ(素案)」より)

- ・例えば、特定有害物質の使用をやめた後に操業を続ける、地下浸透防止施設を新しく作り汚染のおそれが少なくなる、等の場合、操業中から調査・対策を実施することが有効と考えられることから、取組を促進すべきである。
- ・工場等の廃止時に調査対策を行う場合は、その後の土地利用の都合などから対策の方法も限られ、また時間経過と共に汚染範囲が拡大しているなど、結果的に費用負担が重くなるケースが多い。このような費用負担や操業中の汚染拡散リスクを低減するためにも、操業中から計画的に調査・対策を行うことを促す制度が必要である。
- ・制度は、自主的な取組を推進することを重視し、インセンティブが働きやすいように設計することが望ましい。
- ・届出が可能な契機については、様々な契機での活用が考えられ、操業中からの調査の実施を促進する観点から、特段の限定を設けず、事業者の自主性に委ねることが適当である。

#### 制度見直しによる新制度

- ・操業中自主調査の規定
- ・最適な土壤汚染対策の選択の促進

#### 既存のツールの活用・拡張

- ・東京都土壤汚染対策アドバイザー制度
- ・中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン

新たなツール等が必要？

2

## (2) 汚染が確認されなかった届出に係る情報の公開

### これまでの議論(「最終取りまとめ(素案)」より)

- ・条例のうち都が所管している第117条の適用案件においては、汚染が確認された届出は年間約200件、このうち汚染が除去されるものは年間約180件、汚染が確認されなかった届出は年間約700件程度であり、公開範囲が拡大されればそれに伴って、相応の行政負担が生じる。
- ・法と同様の範囲(=「土壌汚染ありと評価された土地(その後汚染が除去された土地も含む。)」)については、条例でも台帳調製・公開の対象とするべきである。
- ・さらに、汚染の確認されなかったことの届出に係る情報についても、将来的な公開に向けて、事務負担や公開の影響などを精査し、台帳制度の検討を進めていくべきである。
- ・パブリックコメントにおいて、「汚染が確認されなかった土地」の情報を公開することについて、賛成の意見とともに慎重な意見も寄せられており、公開の目的や必要性について、理解を得られるものとなるよう、引き続き検討を行っていく。

### 制度見直しによる新制度

- ・台帳の調製(対象・内容は規則で規定)
- ・操業中自主調査の規定 等

### 既存のツールの活用・拡張

- ・情報開示請求、情報開示サービス等

情報のニーズ、情報公開による影響、行政による情報提供の必要性等の議論が必要

## 土壌汚染対策検討委員会設置要綱

## (設置)

第1 有害物質やダイオキシン類等による土壌汚染の調査及び対策等について検討するため、土壌汚染対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 有害物質やダイオキシン類等による土壌・地下水汚染の調査及び対策に関すること。
- (2) その他必要な事項

## (構成)

第3 委員会は、局長が委嘱する学識経験を有する者10人以内をもって構成する。

2 局長は、必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 局長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

## (任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。

## (委員長)

第5 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第6 委員会は局長が招集する。

## (庶務)

第7 委員会の庶務は、環境局環境改善部化学物質対策課において処理する。

## (開催方法)

第8 会議は公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成16年1月7日から施行する。(改正)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。(改正)

## 土壤汚染対策検討委員会における検討経過（平成30年度）

日程	議事事項	
第1回 H30年 5月31日	○条例事項（最終） ○規則事項 1 基準 2 手続 ○指針事項 1 調査	1 中間とりまとめ 関係者ヒアリング状況
		2 パブリックコメントの資料案について
		3 規則改正事項、指針改正事項の整理
		4 規則事項1（基準） ①健康リスクの判断基準 ②地下水汚染対策に係る判断基準
		5 規則事項2（手続） ①調査猶予（第116条関係） ②第117条の適用除外行為（第117条関係） ③汚染地の改変行為（第116条・第117条共通）
		6 指針事項1（調査） 汚染状況調査（①第1種ボーリング②地下水調査③調査省略）
第2回 H30年 8月1日	○規則事項 3 記載事項 ○指針事項 1 調査 2 対策	1 条例改正案に対するパブリックコメント募集の結果（報告）
		2 規則事項3（記載事項） ①調査・対策に係る報告書等 ②台帳
		3 指針事項1（調査） ②地下水調査の方法（検討）
		4 指針事項2（対策） ①対策の目標・措置の内容 ⑤最適な土壤汚染対策の選択
第3回 H30年 10月15日	○指針事項 1 調査 2 対策 3 その他 ○ここまでの検討の整理	1 環境確保条例の改正について（経過報告）
		2 指針事項1（調査） ②地下水調査の方法（検討） ④地歴調査及び有害物質取扱状況の把握 ⑤調査義務外の調査方法（深度方向調査、搬出土調査等）
		3 指針事項2（対策） ①対策の目標・措置の内容 ②施行時の基準、自然由来等基準不適合土壤
		4 通知事項①（土壤地下水汚染対策命令発出に関する事項等）
第4回 H30年 11月19日	○制度見直し 最終取りまとめ ○施行に向けての対応	1 指針事項1（調査）⑥調査の特例
		2 指針事項2（対策）①対策の目標・措置の内容
		3 通知事項②（経過措置への対応）
		4 通知事項③（指針の技術的事項）
		5 土壤汚染対策制度の見直し検討 最終取りまとめ（素案）
以降、平成31年度にかけて検討を予定している事項		
・ 操業中対策の普及促進 （中小事業者土壤汚染対策ガイドライン、土壤汚染対策アドバイザー制度等）		
・ 汚染が確認されなかった届出に係る情報の公開		

## 都の土壤汚染対策制度の見直しに係る検討スケジュール(第4回時点)

年度	H29	H30	H31
土対法関係	<p>改正法公布 (5/19)</p> <p>【第一段階】</p> <p>政省令公布</p> <p>【第二段階】</p> <p>中環審小委員会 (政省令事項検討)</p>	<p>施行 (4/1)</p> <p>第二次答申</p> <p>政令公布</p> <p>省令案パブコメ</p> <p>省令公布</p> <p>周知期間</p>	<p>施行 (4/1)</p>
条例見直し	<p>【検討委員会】条例改正の検討</p> <p>① 11/27    ② 2/2    ③ 3/2</p> <p>汚染土壌処理業関係</p> <p>手数料条例改正</p>	<p>中間とりまとめ</p> <p>関係者ヒアリング</p> <p>パブリックコメント</p> <p>【検討委員会】施行規則等改正の検討</p> <p>① 5/31    ② 8/1    ③ 10/15    ④ 11/19</p> <p>最終とりまとめ</p> <p>環境確保条例改正</p> <p>事務処理特例条例改正</p> <p>規則・指針改正</p> <p>施行 (4/1)</p>	<p>継続検討 (普及等)</p> <p>施行 (4/1)</p>
区市関係	<p>区市WG</p>	<p>区市意見交換・WG</p>	<p>区市説明会</p>